21世紀フォーラム

No.90



財団法人政策科学研究所

新宿副都心　1983年（空撮／山田圭一）



21世紀フォーラム

目次

［第90号］

21世紀コラム

脳のこころ —— 新木富士雄 2

教育に民間の発想を —画一的な教育からの転換 —— 藤田 譲 3

インド人の超論理思考 —— 宮元啓一 4

自己主張と自己抑制の教育学 —日英文化比較 —— 佐藤淑子 5

特集 教育における理念と現実 —教育基本法改正をめぐって

第12回 木田宏 部会

新しい時代にふさわしい教育基本法をめぐって —— 田村哲夫 7

百年の計は何処へ —— 木田 宏 22

改正の何が問題か —— 市川昭午 27

基本法改正論議の意味 —埃をかぶったお宝でいいのか —— 森 隆夫 31

教育基本法の改正論議に思う —— 天野郁夫 36

宗教教育はどうあるべきか —— 梶田叡一 39

教育基本法「改正」論の何が問題か —— 藤田英典 42

現実をくぐり抜けた理想へ —自立した個人を育てるために —— 苅谷剛彦 48

参考資料1 新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について —— 54
（中央教育審議会 答申の概要）

参考資料2 教育基本法 —— 57

第3回「国のかたちとリーダーシップ」研究会

「世界のかたち」と日本外交 —— 北岡伸一 58

第40回「21世紀の日本を考える」研究会

虚妄の規制改革 —— 南部鶴彦 66

第13回「グローバル・システムと文明」研究会

インターネット時代の日本の将来 —— 奥出直人 74

第53回 今井隆吉 部会

配電設備形成の現状と地中化 —— 小田切司朗 82

脳のこころ

新木富士雄
（北陸電力株式会社
代表取締役社長）

最近の悲惨な少年犯罪や、優秀な青年がオウム真理教や超常現象を、いとも簡単に信じてしまう現実を目の当たりにすると、文系の私にも「人間を支配しているこの頭とは一体何者なのか」という疑問が湧き、人間の頭、すなわち「脳」の謎に迫りたくなってくる。

「ハートはホットに、頭はクールに」は私の好きな言葉の一つであるが、このハートと頭の源である脳に関する研究も進んでおり、最近は科学技術の進歩によりＭＲＩ（磁気共鳴画像診断法）やＰＥＴ（陽電子放射断層写真撮影装置）といった画像による検査方法が発達し、脳の中の詳細な状態を観察することも可能となってきている。しかし、人間の「知・情・意」を支配している脳は、最新の科学技術を以てしても、そう簡単に解明できる研究対象でないことも事実である。

◆

確か二年前だったと思うが、「脳のこころ」と題して、月刊誌『言語』に掲載された故松本元先生（理化学研究所脳科学総合研究センター・グループディレクター、当時）の論文がある。この論文は構造学的に脳を解説したものではないが、「こころと脳は同じである」ということが、素人にも大変判り易く書かれていた。

先生の論文を私なりに要約させていただくとすれば、「苦しいこと、困難なことでも、その克服に向けて持続的に挑戦しつづければ、脳はその事柄に対処する仕組みを創る」という内容であったと思う。私はその後、この論文を幾度となく読み返しているが、新鮮な共感は今も変わることがない。

仕事や人生に、悩みや苦しみはつきものである。私も若い頃、非常に仕事に悩み、心が大きく傷ついたことがある。

しかし、今、歳を重ね、よくよく考えてみると、その悩みの根っこには「なんで自分がこんな目に遇わなければならないのか」、「目の前の状況が、自分に都合の良いように変わってくれないだろうか」という思いがあり、さらには「なんとかその仕事を避けることはできないだろうか」という内向きの思考があったように思う。

幸い、私はある時、重要なプロジェクトチームの一員に選ばれ、自分が逃げられない状況に置かれたことで、はじめて自分が考えていた以上に能力を発揮することができた。

目の前の一番困難な課題に対して真正面からぶつかっていけば、最初は苦しくとも、次第に対処する方法が身に付いてくる。そして、思いがけない自分の力を再発見することができる。困難な問題を前にすると誰もが逃げたくなるのが一般的ではあるが、「もう逃げられない」というところまで自分を追い込むことが、脳の仕組みが変わるきっかけとなるのではないだろうか。

松本先生は、脳の仕組みから、仕事であれ、何であれ、挑戦していけば人間は自ずと変わるのだということを私たちに教えてくれている。仕事が人間を創るというが、「脳のこころ」の不思議さには驚くばかりである。

◆

「脳のこころ」に関連して思い出したのが、二十年程前に少しかじった行動理論である。当時勉強したことの中で印象に残っているのは、五千年前のヒマラヤに住む仙人の教えの中に、現代の行動理論にも適用できる法則があるというものであった。

「五千年前のヒマラヤの仙人の教え」というのは比喩ではないかと思うが、その教えの内容は、要約すると「意識を変えれば、運命が変わる」というものである。すなわち、「意識を変えれば行動が変わり、行動が変われば、それが習慣化し、習慣化すれば人格が変わる。人格が変われば、運命も変わる」というのである。

私はこれまで、人間の意識の変化がその人の運命までをも劇的に変えてしまうという、この仙人の教えに対して半信半疑であった。しかし、松本先生の「脳のこころ」に出会ったことにより、「意識を変えれば、運命が変わる」ということが現実にあり得るのではないかと考えはじめているところである。

（しんき　ふじお）

教育に民間の発想を
――画一的な教育からの転換

藤田　譲
（朝日生命保険相互会社　代表取締役社長）

このところ、経済関連のニュースはようやく明るさを取り戻しつつあるが、依然として大変悩ましいのは少年の非行や教育を巡る問題である。少年犯罪の凶悪化・低年齢化、いじめ、不登校、ひきこもり、学力の低下など、子供達を取り巻く諸問題は非常に深刻である。今日の日本では経済不況の克服とともに、子供達が健全に育つ社会や教育制度を構築していくことが、待ったなしの最優先課題と思われる。

インターネットや携帯電話など情報技術が急速に進歩するなかで、子供達を取り巻く環境も大きく変化している。例えば、コミュニケーション手段が多様化し情報伝達のスピードが飛躍的に高まる一方で、親子間の対話不足に象徴されるように、家庭や地域社会における心の通った対面的なコミュニケーションが減少しつつある。このような時代に、日本の将来を託すことのできる心豊な逞しい子供達を育てていくためには、まずは画一的な教育の弊害を排していくことが必要と、誰もが思うところである。戦後の復興期、高度経済成長期において、日本の公教育が多くの国民の基礎的な学力や勤労意欲の向上に果たした役割は大きい。だが一方で、画一的・均一的な横並び教育の弊害として、人と違うことをすると「いじめ」に遭ったり、特殊な才能をもつ子供は弾き出されてしまう、といった歪みが生じている。しかし、社会そのものが多様化し、「個」としてのしっかりとした判断をもつ自立した個人が求められる今日においては、「周りの皆がそうするから、自分も…」という意識がもはや通用しなくなりつつあるのは明らかだ。教育の最大の目的は人間形成であり、今、最も強く求められているのは、子供達に生きる力を教え、自立した個性を育んでいくことではなかろうか。

文科省も、現在進めている「教育の構造改革」を貫く理念は「画一と受身から自立と創造へ」の転換である、と強調している。この理念自体は大変素晴らしいものであるが、実現するとなると前途多難だ。教育の多様化を図り、子供達一人ひとりの個性や多様性をもっと大切にしていくためには、行政や教師のみならず、親達や地域社会の意識改革も必要となってくるであろう。そこで、文科省のいう「子供達一人ひとりの個性に応じ、その能力を最大限に伸ばす、各学校や地域の創意工夫に富んだ多様な素晴らしい教育」を実現していくための有効な方策について考えてみると、やはり民間の自由な発想を引き出し活性化させていくことが一番の近道だと思う。

当社が僅かではあるがご支援をさせていただいている東京・町田市の聾学校は、わが国唯一の私立聾学校であり、民間の発想で素晴らしい全人教育を実践している。「耳に障害をもつ」というと一般に「耳が聞こえない」と思われがちであるが、医学的にみて全ての聴覚が失われることは殆どないそうである。そこで、同校では、「赤外線補聴システム」という最先端の補聴技術を開発・導入し、残された聴力を最大限に生かす教育を行っている。また、この聴覚主導の教育を土台として、教師と子供、親と子供、子供同士の心からの対話を重ね、明るく、優しく、逞しい人間に育てていくことを教育目標としている。最新テクノロジーと全人教育、この一見相容れないものを上手く融合させた教育スタイルは、まさに民間の発想ならではのものである。

教育には、公教育のみでは対応できない様々なニーズがある。日本の学校教育はもっと多様化されるなかで、各家庭が自己責任において自らに適した教育の場を選択していけるような環境が整備されるべきではないか。もちろん、教育制度改革は一連の政治・経済主導ではなく、義務教育や学校はどうあるべきかといった教育の基本から問い直し進めるべきものであると思うが、株式会社やNPOの学校参入など、現在、教育特区として進められている新たな試みについては、民間の力を活かした教育の新陳代謝を図るために、是非とも強力に推進していただきたい。

これからの日本、そして国際社会を創り上げていく子供達。未来を担う彼らの個性や感性を育て、生きる力を育んでいくのは、われわれ大人達の責務である。健全な社会、健全な家庭・学校、そして自立と創造の教育により、心豊かな逞しい子供達を育てていきたいものである。

（ふじた　ゆずる）

インド人の超論理思考

宮元啓一
（國學院大學教授）

みずからが用いる論理への自覚的反省をメタ論理とするならば、メタ論理を体系化したものが論理学である。古い時代に論理学を確立したのは、ギリシア人とインド人だけである。哲学は論理学と併走してこそ哲学たりうる。その意味で、古い時代に哲学を生み出した民族は、やはりギリシア人とインド人だけである。

近代以降における西洋と東洋との力の格差のために、今日ほとんどの人は哲学といえばギリシア哲学を源とする西洋哲学だけしか思い浮かべない。インド哲学は、西洋哲学に優るとも劣らない問題領域の広がりと、西洋哲学とは往々にして趣を異にする思索の深さと巧みさとをもっている。

インドでは、西洋とちがい、信仰の道と知性（理性）の道とが対立したり矛盾したりということがなかった。知性は信仰のチェックを受けることなく、みずからの論理の命ずるところに従って、どこまでも自由に飛翔した。それこそが、西洋哲学ではまったく見られないという意味では独特ではありつつも、高度の普遍性をもつ、超絶的な論理を駆使する哲学的思索が展開される土壌を形成したのである。

インド哲学にはさまざまな潮流があるが、どの潮流にもほぼ共通している考えとして、たとえば、理由の詳細を示すいとまは今はないが、自己（アートマン、本当の自分、自我）は心身とは無関係だというものがある。心身は、それをとりまく環境と合わせて、自己によって認識される対象として存在していると考えられる。自己は、世界を認識する主体である。認識主体であるということから、自己はけっして認識されることがない。かりに認識されたとしても、それはもはや認識対象であって、認識主体は背後にするりと回り込んでしまっている。自己は認識されない、いや、けっして認識されないことこそが、論理的にいって自己の本質なのである。

これがインド哲学諸潮流の共通見解であるが、これを最初に明快に説いたのは、紀元前八～七世紀のヤージュニャヴァルキヤという人物である。西洋哲学では、いまだに自己問題は、自己は心であろうか身体であろうかという議論の枠からほとんど出ていない。インド哲学は、こうした領域において、発想の転換をもたらすよい契機でありうる。

インド哲学は、きわめて論理的なのであるが、それを補強するもうひとつの特徴として、西洋哲学に較べて、公理系志向がおしなべて強烈だということが挙げられる。これは、サンスクリット語の文法学に由来する。インドの文法学は、紀元前四世紀に、天才学者パーニニによって完成されたが、それは、最初に使用する記号と操作規則とを提示し、ただそれのみによって演繹的に文法体系を構築するものであった。パーニニの文法学は、世界最初の公理系だったのである。

伝統的インドでは、古来、文法学の学習は、知識人の必須科目であった。インド哲学は、このため、ますます論理力を強化した。ゼロを用いた十進法による表記法と使用数字、そしてゼロが関わる演算上の規則を立てたのはインド人である。インド哲学を背景に、インドの数学者たちは、西洋人が恐れた無理数ものともせず、高度の代数学を発展させた。近年、発展途上国であるにもかかわらずインドが世界のコンピューター・ソフトウエア産業で驚異の躍進を遂げている理由も、こう考えると納得がいくのではないだろうか。

（みやもと　けいいち）

自己主張と自己抑制の教育学——日英文化比較

佐藤淑子
（鶴川女子短期大学教授）

ある女子学生が興味深い話をしてくれた。彼女は高校生のとき友人たちに誘われてバンドの活動に参加した。仲間と練習を重ね、初めて学園祭で演奏をした。演奏途中でギターの電源の接続にトラブルが起きて調整している間、彼女は咄嗟にひとりで（当然伴奏なしで）歌を歌った。演奏終了後多くのクラスメートから「あなたのひとりで歌った歌が一番よかった」と言われた。その時、仲間に申し訳ないと思いながらも、自分ひとりのパフォーマンスをほめられたことに思いがけないほどの喜びを感じ、そんな風に目立つことが嬉しい自分に驚いたという。

この学生は学力が非常に高く、成績でも突出していたと思うが、これまであまりクラスで目立たないことを心がけてきたようである。

この話には日本人の自己形成のナイーブな側面が映し出されている。人と違っている、あるいは優れている自分の個性を打ち出すことへのためらいである。日本人は目立つことへのためらいが強い。目立つことは仲間集団からはじき出されることという危惧を子どもたちが抱いている。

人の発達は、社会に合わせた自分（社会性）と他の人とは異なる独自性（個性）をともに育むプロセスである。この一見相反する二つのプロセスを自分の中で統合するには社会的スキルを必要とする。

社会性と個性の両方をバランスを持って保持するための社会的スキルが、「自己主張」と「自己抑制」である。「自己主張」とは「自分の欲求や意思を表現したり他者に伝えたりすること」であり、「自己抑制」とは「自己の欲求や行動を必要な時に抑えること」である。

私はこの「自己主張」と「自己抑制」について日英比較研究を行った。その結果、イギリス人の子どもは日本人の子どもに比べて「自己主張」の発達が著しく、また、「自己抑制」の発達については日本人の子どもと同等であった。

実際、イギリス人の子どもは自己を生かしながら他者と折り合うことが上手である。言い換えれば、自分が目立つことと仲間集団からはみ出すリスクの葛藤に必要以上に悩むことがない。

この日英の子どもの発達に見られた違いの要因はいくつか考えられる。

ひとつにはイギリス社会が子どもの個性の発揮に価値を見出しており、そのことが子どもにきちんと伝わっていることである。つぎに、子どもにうまく自分の個性を発揮する技術、すなわち「自己主張」を教えていることである。さらに言えば、絶えず自己主張するのではなく、いつ、どこで、どのように自己表現して個性を発揮すれば自己と他者の両方を生かせるのかを判断する力を子どもに育んでいる。

仮に、自己主張すべき場面では主張することができ、自己抑制すべき場面では抑制できるイギリスモデルの自己制御を「主張—抑制型」としよう。また、自己主張すべき場面でも自己抑制すべき場面でも主張するアメリカモデルの自己制御を「主張—主張型」としよう。

今、日本の社会では、これまでの自己抑制的な自己形成のひずみやほころびが顕在化している。従来の日本人の、思いやりがあり礼儀正しいといった対外的なイメージとはそぐわない行動が目立つ。これは日本モデルの自己制御、すなわち、自己を主張すべき場面でも自己を抑制すべき場面でも抑制をする「抑制—抑制型」が限界にきていることを示すのではないか。

もし日本人が二十一世紀の子どもに、集団との調和と個人の自己表現をバランスよく保持する生き方を望むのであれば、「主張—主張型」より「主張—抑制型」の自己形成を子どもに育むことが必須となる。抑制的な自己と集団への適応がかみ合っていた以前のシステムから、自己表現と集団との調和のバランスの取れた新しいシステムへの移行をはかるときにある。

そしてそれを可能にするには、大人が子どもの個性と社会性のバランスに価値を見出し、それを子どもたちに伝え、自己主張の機会を与え、社会的スキルの向上を図ることが不可欠である。

日本人が大切にしてきた自己抑制に裏打ちされた自己主張こそが、子どもの持つ可能性を今より幸福な形で引き出せる鍵ではないかと考えている。

（さとう　よしこ）

［特集］

教育における理念と現実——

教育基本法改正をめぐって

一九四七年の教育基本法公布から五十六年経った二〇〇三年三月、中央教育審議会は「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題して、遠山文部科学相の諮問に対する最終答申をおこなった。

現行の教育基本法は、憲法以外の法律としては例外的に前文を持っていることに見られるように、その理念において、戦後憲法と一体になったいわば〝双子〟のような存在であった。ゆえに、幾度か改正への試みはあったものの、基本法は永らく「聖域」となり続けてきた。今回、見直しが議論の俎上に上がったのは、二〇〇〇年三月小渕首相の私的諮問機関として始まった「教育改革国民会議」においてであり、途中小渕氏の急逝があったが、同年十二月の最終報告で、同会議は「国家至上主義的な考え方や全体主義的なものになってはならない」と条件を付けた上で、「教育基本法の見直しに取り組む必要がある」と提言した。ここで実質的に「見直し」が決定され、今回の中教審の答申へと至る流れとなっていく。

しかし、答申が出て基本法改正が政治日程に上がったものの、野党の反対はもとより、与党内にも基本法改正に慎重な立場の政党もあり、与党三党で教育基本法問題協議会を作って検討を続けるというかたちで、法案提出は先送りされたままである。また、このような激しい対立を引き起こす争点である割には、教育界、メディア、さらに一般の関心もさほど盛り上がっていないのが実状である。低調な議論の中、最大の争点となっているのが、いわゆる「愛国心」問題——すなわち、答申中の新たに教育の理念として追加されるべき項目のうち「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」の「国を愛する心」の部分が、憲法の謳っている個人の思想・信条の自由に抵触するのではないかという危惧である。また、答申の謳う「公共」像は、価値や規範の共有を前提としているという点で、同じく「思想・信条の自由」をおびやかす危険があるという指摘もある。

しかし、改正論議の本質はどこにあるのだろうか。もちろん、「愛国心」論争が不毛だというわけではない。ただ、問題百出の教育現場を一方で抱えながら、果たしてそういった足もとの危機意識を的確に踏まえているのだろうかという疑問が湧く。また、〝神学論争〟の不毛を避けようとするなら、なぜもっと建設的かつ実質的な諸議論が日本全体で広く巻き起こらないのか。中教審の議事もメディアの議論も果たして十分に尽くされたと言えるのであろうか。

本フォーラムの「日本の教育を考える」部会では基本法改正をめぐって議論が行われたが、これを機会に、それぞれ立場を異にする有識者から、改正について「何が問題なのか、何を問題にすべきか」を指摘いただくことで、この議論を俯瞰、精査してみようと考え、本特集を構成した。「改正」の是非を問題にするのではない。「基本法」をめぐる論議からあぶり出される日本の教育の問題点を認識し、かつ、教育における理念的なもののあり方について再考を促し、現実の問題とのインターフェイスについて考える端緒とするものである。

第12回　木田宏部会

新しい時代にふさわしい教育基本法をめぐって

●講師
田村　哲夫（渋谷教育学園理事長）
●出席者
木田　宏（東亜大学学園顧問）
天野　郁夫（国立学校財務センター研究部長）
木村　治美（共立女子大学名誉教授）
草原　克豪（拓殖大学副学長）
齋藤　諦淳（武蔵野大学学長）
下山　晴彦（東京大学助教授）
牟田　博光（東京工業大学教育工学開発センター長）
山岸　駿介（多摩大学客員教授）
永野　芳宣（財政策科学研究所副理事長）


田村哲夫 氏

背景にある強い危機意識

木田　本日は、先般「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方」の答申が出されましたが、審議をされた中教審の委員でいらっしゃるこの部会メンバーの田村先生に、審議のプロセスも含めて、論点と課題についてご報告いただきたいと思います。

田村　本題に入る前に、いまの世の中では、変わることが切実に求められていることの例として、先日私が呼ばれた各省庁の課長職対象の行政研修のことをお話ししたいと思います。基調講演は総合規制改革会議の委員長をされているオリックスの宮内さんでしたが、四泊の泊まりこみで、講演や質疑応答がありました。私に振られたテーマは「ゆとり教育」で、四十人ぐらいの本省の課長さんたちがおられましたが、皆さん非常に熱心でした。

まず、こういう研修会があること自体にびっくりしました。質疑を二、三時間やった中で浮かび上がってきたことは、日本はこのままではどうしようもないという課長さんたちの強い危機意識です。そういった問題意識から講師を選んでいる。ですから、テーマは日本の国が抱えている問題全般にわたっています。

戦後、日本の社会はそれぞれの省庁が自分の省のことをやればいいということで一生懸命やってきたが、それが暗礁に乗り上げている。ひとつは、いま司法改革が行われようとしていますが、そこで出てきているのは参審制、つまり裁判官に裁判を任せるという考えではなくて、普通の市民が裁判に参加するというやり方です。裁判という大きな影響のある出来事は、一般の市民が直接参加してやるべきだ。それは大変難しいし、時間もとられるけれど、民主主義のコストと考えるべきだ、というのがいまの司法改革の基本の考えです。こういう社会をつくらないと、これから先、日本はだめになるという危機意識が元になっている。

「ゆとり教育」では、明治以降、近代学校が成立して以来、日本では教育でゆとりを持てなどと言われたことがない。常に前向きにつんのめるばかりの勢いで走ってきたのが教育だった。それを今度、見直してみることで何か違ったものが出てくるのではないか。いま行われようとしているゆとり教育と

はいったい何なのかを解説して、私なりに考えていることをお話ししました。

いまの改革をゆとりと言っていますが、ゆとりというのは緩みではない。ゆとりが持てるような人間を育てるという仕組みを議論するときに、そこに何か夢のあるものがないだろうか、ということで省庁の課長さんたちが私を呼ばれたということです。

このように、日本社会全体の各所で、日本の社会を変えなければだめだという構造改革の要請がまずあり、それが教育にぶつけられてきたのが、基本法改正のエネルギーの原点になっていることを実感しましたので、最初にこの話を申し上げました。

教育基本法の改正という論議は教育改革国民会議、すなわち小渕首相が平成十二年に、教育を変えたいという考え方の中で国民会議を提案、結成され、二年あまり議論しました。そこでまとめられた議論の中に、教育基本法の改正の問題と、教育振興基本計画の問題の二つが取り上げられました。

小渕首相が招集して、新しい時代にふさわしい教育基本法を議論する一、二回目の時に、会議で池田潔さんの『自由と規律』が配られましたが、小渕首相の〝思い〟はおそらくそこに込められていたと思います。自由な社会において規律というのはどういう意味があるのかを詰めて考えてほしい。そのことが今の日本に欠けているのではないかという発想が原点にあったのではないかと思います。

もっと言えば、自由な民主主義的な社会をつくるためには、いかに構成員一人ひとりが、その社会を維持するためのコストを負担する気があるか。あるいは、どれぐらいそのことに積極的にかかわろうという意識があるか。このことを議論してほしい、ということです。

ですから、教育基本法には人格の完成と書かれていますが、個人の人格の完成――憲法上の言い方は個人の尊厳ですが――それらは一人ひとりの主体的な意欲や生き方といったものによってつくることができる。それを何とか教育によって身につけさせることができないか。一年ちょっと議論していましたが、議論は終始そのことに戻っていきました。教育基本法はもう改正したほうがいいということを結論として出そうかというところまで来たのですが、少し時期尚早ではないかということで、結局、将来議論してほしいというところで終わりました。国民会議の十七の提案の最後、十七番目として、「新しい時代にふさわしい教育基本法を」という提案をしています。

教育改革国民会議での一つの考え方として、グローバリズムが進展していく中で、日本人が日本のアイデンティティを自覚したうえで、違った国の理解をしていかないと、グローバリズムの中で日本が埋没してしまう、非常に危険な状態になるのではないか。この点が非常に強く主張されまして、伝統・文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくといったことがテーマとして書かれました。

その代わり末尾の部分に、教育基本法の改正の論議が国家至上主義的な考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもないという但し書きの一文がつけられました。実はこの文章は、今回の中教審の基本法改正にかかわる答申の中にも入っています。これを除くことを強く主張される方もおられましたが、いまそんなことを言うのは時代錯誤だ、当然あっていいではないかということで、常識が通りまして、但し書きが残ったという経緯がありました。

いずれにせよ、日本の伝統・文化、愛国心といったものが、残念ながらクローズアップされ過ぎたかたちで、国民会議から中教審に引き継がれてきたという背景があります。

基本法改正に熱心に取り組むエネルギーの背景としては、私の個人的な考え方では、教育振興基本計画にあります。振興基本計画については、いままでですと大蔵省が反対してつくらせなかった。ですから、基本法改正まで踏み込まないと、絶対に振興計画はできないだろうという危機感が私個人にはありました。どうしてもここで振興計

画をつくるべきだと考えていたものですから、一生懸命基本法改正を主張したのです。

自民党に呼ばれて、森隆夫先生と私が教育基本法改正についての解説をしにいったところ、「田村さんは振興基本計画をつくりたいんだろう。それだけをやるために基本法を改正するんだったら、食い逃げだ。どうせやるならば愛国心も入れろ」というダイレクトな要求もありました。とにかく何が何でもやらないと、と考え、この問題に取り組んだという個人的な経緯があります。

教育基本法の原点

さて、答申はバラバラと書いてありますので、一つひとつを追いかけていっても話がまとまらなくなるのですが、概要を見ていただきますと、改正のポイントが分かるかと思います。

現行法の個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び社会を形成するという理念は、もちろん今後も中心的な重要な理念だということについては変わりないわけです。現行法では「教育は人格の完成をめざし…」という言い方をしていますが、いまの中教審の言い方をしますと「自己実現」、あるいは、「自分探しの旅」という言い方になりますが、これはまさに個人の尊厳にかかわる考え方と言えましょう。

憲法二十四条に出てくる「個人の尊厳」の個人というのは人格の意味ですし、その個人、人格という意味はギリシャ文化の中期に生まれたと言われる「ペルソナ」に由来する考え方です。ペルソナという意味でいえば、まさに一人ひとりの問題になります。団体で、あるいは、全体的にというのではなくて、一人ひとりの問題として教育を取り上げているのは、私は重要な視点だと思っています。ここのところは、教育基本法の原点を大事にしなければいけないし、われわれの今までの議論もそれを前提に考えています。

「人格の完成」はどういうものをもたらすかというと、ケネディの就任演説があります。「平和的な、民主的な国、あるいは社会をつくりあげるために、アメリカ人がアメリカの国から何かしてもらおうと考えるのではなくて、自分がアメリカに何ができるかというふうに考えようではないか」と言ったように、日本人が個人個人でこういった意識を持つためにはどうしたらいいだろうか。これが新しい「公共」の考え方につながっていきます。

また、答申には資料として、基本法制定当時と現在の社会状況変化に関する各種データ（表1）を載せています。当時の資料がなく、比較のしようがないものもありますが、比較できるものは一応取り上げて比較しようというので、こういう表を作ってみました。これは寺島実郎さんが強硬に主張し、それはいい考えだということでできたものです。

五十年先を見て基本法改正をやろうではないか。そのためにはまず五十年昔のことを調べてみようということでつくってみたら、何となくわかってはいたけれど、これほど私たちを取り巻く状況が変わったのかという実感がありました。やはり基本法を見直さなければいけないなというコンセンサスが委員の中でできあがってきたのも、この資料がかなり効いたのではないかと思います。

生涯学習ひとつをとっても、いま文部科学省の生涯学習のカギは公民館・博物館であって、公民館及び博物館法があたかも生涯学習法のようになっていますが、この比較の数字を見ても五十年前の二百三十九がいま千四十五になっている。現在はもっと増えて五倍以上になっています。進学率を見ていただいても、とにかく比較にならないぐらい、皆が学校というところへ行くようになっている。こういう状況を考えると、生涯学習の理念を基本法にきちっと取り上げて、その振興を図るべきだといったことが出てくるわけです。

表1 教育基本法制定当時と現在の社会状況変化に関する各種データ

	事　　項	教育基本法制定当時	現　　在
■社　会	総人口	7,810万1千人（昭和22年）	1億2,692万6千人（平成12年）
	平均寿命	（男）50.06歳（昭和22年） （女）53.96歳（昭和22年）	（男）78.07歳（平成13年） （女）84.93歳（平成13年）
	出生数	267万8,792人（昭和22年）	117万662人（平成13年）
	合計特殊出生率	4.54（昭和22年）	1.33（平成13年）
	総人口に占める65歳以上人口の割合	4.94%（昭和25年）	17.34%（平成12年）
■家　庭	1世帯当たり人数	4.92人（昭和22年）	2.75人（平成13年）
	世帯形態	（核家族）11,788千世帯 （単独）3,579千世帯 （その他）6,864千世帯　（昭和35年）	（核家族）27,332千世帯 （単独）12,911千世帯 （その他）6,539千世帯　（平成12年）
	平均初婚年齢	（男）26.1歳（昭和22年） （女）22.9歳（昭和22年）	（男）29.0歳（平成13年） （女）27.2歳（平成13年）
	婚姻率（千人当たり）	12.0（昭和22年）	6.4（平成13年）
	離婚率（千人当たり）	1.02（昭和22年）	2.27（平成13年）
■教　育	高校進学率	42.5%（昭和25年）	97.0%（平成14年）
	（女性）	36.7%	97.5%（平成14年）
	大学等進学率	10.1%（昭和30年）	48.6%（平成14年）
	（女性）	5.0%	48.5%（平成14年）
	男子高校率	12.0%（昭和30年）	3.5%（平成14年）
	女子高校率	17.4%（昭和30年）	8.8%（平成14年）
	1学級当たり 児童生徒数（小学校）	45.7人（昭和23年）	26.7人（平成14年）
	外国人学生数 （大学等）	4,703人（昭和35年）	86,048人（平成14年）
	博物館数	239（昭和30年）	1,045（平成11年）
	図書館数	742（昭和30年）	2,593（平成11年）
■体　格	身長（15歳）	（男）154.8cm（昭和25年） （女）150.2cm（昭和25年）	（男）168.3cm（平成14年） （女）157.3cm（平成14年）
	体重（15歳）	（男）45.7kg（昭和25年） （女）45.2kg（昭和25年）	（男）60.3kg（平成14年） （女）52.4kg（平成14年）
■産業別就業率	第一次産業 （農業、林業、漁業）	48.5%（昭和25年）	5.0%（平成12年）
	第二次産業 （鉱業、建設、製造業）	21.8%（昭和25年）	29.5%（平成12年）
	第三次産業 （サービス業）	29.6%（昭和25年）	64.3%（平成12年）
■GDP	GDP（国内総生産） （日本）	※GNP（国民総生産）110億ドル 〈一人あたり約140ドル〉 （昭和25年）（G7中最下位）	4兆7,652億ドル 〈一人あたり約3万7,560ドル〉 （平成12年）（OECD加盟国中2位）
	（アメリカ）	※GNP（国民総生産）2,865億ドル （昭和25年）（G7中1位）	9兆8,729億ドル （平成12年）（OECD加盟国中1位）
	貿易額（輸出）	101億円（昭和22年）	52兆1,082億円（平成14年）
■その他	外国人の入国者数	18,046人（昭和25年）	5,286,310人（平成13年）
	在外邦人数	241,102人（昭和35年）	837,744人（平成13年）

教育は市場原理にまかせてよいのか

田村　次に「教育の機会均等」ですが、引き続き規定しておかなければいけないだろう。「義務教育」についても従来どおりで規定する必要があるだろうということです。

木田　義務教育を延長するという話は出なかったんですか。

田村　出ませんでしたね。むしろ短くしろという意見のほうが強くて、調整するような感じでした。

義務教育や教育の機会均等で、国と地方の関係のあり方をどうすべきかという議論がされまして、それは明確に書き込もうということで結論が出ました。どういうふうに書き込むかまでは言わなくても、関係を明示することが必要だという議論がそのときに出たことを覚えています。この点はかなり議論した記憶があります。

「男女共学」の規定は今はもういらないだろう。その代わり「男女共同参画社会」が明示されることになりました。ここではいろいろな意見があったんです。面と向かって反対する人もいましたが、五十年後を考えて、こんなことを書いていないのはおかしいということで、男女共同参画社会への寄与ということを基本法に書こうということになりました。

学校、教員にかかわってはあまり大きな論議はないのですが、ただ、今回の改正論議は、どちらかといえば現行の教育基本法は義務教育基本法だという認識を前提としています。義務教育にかかわってはかなり細かくきちんと書いてあるが、就学前教育や大学・大学院といった高等教育にかかわってはほとんど書いてない。先ほどの数字比較を見ると書く必要もなかったのだろうという気がします。だいたい大学にあまり行ってないし、幼稚園にも行ってない時代ですから、詳細な規定の必要性を意識しなかったんだろうという気がします。

木田　ひたすら、六・三に集中していったわけですから。

田村　そこのところに基本法の書き方も集中していますので、そこを書こう。それと、その話を書くとなれば、私立学校の役割は当然規定せざるをえない。高等教育は七割、就学前教育も七割は私立ですから、私立がどうであるということについてまったく触れないのは、バランスを欠くことになるのではないか。

たしかに基本法ができた当時、私立学校はネグリジブル・スモールで、まったく無視されていた存在、ニッチ産業だったと思います。いまは、特に高等教育や就学前教育についてはむしろ中心がそちらにありますし、中高でも私立の役割は無視できなくなっていますから、書こうということで、「大学・大学院の役割及び私立学校の役割の重要性を踏まえて規定することが適当」という文章に決まりました。

天野　現行法の第六条で「法律の定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」と規定がされています。これは学校法人を指していますが、このところ盛んな、株式会社も学校を設立できるとか、設置認可を自由にすべきだという意見は、中教審では議論にならなかったんでしょうか。

田村　まったく無視ですね。中教審の議論では、そんな考え方はとんでもないという感じです。

天野　文部科学省はすでに許容しはじめていますね。

田村　でも、あの場合は特区によるもので例外として、われわれ委員たちも文句を言わないんです。

天野　総合規制改革会議などは、全面的に設置基準を緩めて、だれでも学校をつくれるようにしろというプレッシャーをかけています。しかし、改正教育基本法はこの点に関して、現行法の線でいくわけですね。

田村　これは絶対にいじらないという姿勢でいこうということで、あえて議論しませんでした。

天野　それが健全だと思います。

田村　しかし、どうなるんでしょうか。天野先生のご心配は、規制緩和論

者に押し切られてしまうのではないかということでしょう。

たとえば、特区の問題ですが、株式会社が学校をやるということに対して、直接的には私学に一番影響がありますから、私学側がどういう反応をしようかということになった。短大、中高、小学校、幼稚園は全員反対です。ところが、大学が意見を言わないと迫力がないんですが、実は大学は賛成でも反対でもないんです。

私大連盟で話し合いをして、株式会社による学校は問題が多すぎるということになり、議論をまとめました。それを私大連盟の会長が、担当大臣の鴻池さんのところに持っていったのですが、会長の専門は株式会社論なんです。やめてほしいという答申を渡した時に、私は個人的には賛成なんだと言ってしまったものですから、効果としてはゼロになってしまった（笑）。

いま、コーポレートガバナンスの問題で、株式会社が民主的な、透明性の高い、公平な運営をやろうとして仕組みづくりをしているところです。会長の発想では、学校法人より株式会社のほうがはるかに透明性が高いし、社会的な同意が得られやすいだろう。だから、株式会社が学校をやっても何の問題もないということになるんだろうと思います。

天野　それは近視眼もはなはだしいと思います。アメリカではフォー・プロフィットの大学がいま、高等教育人口の五％ぐらいを占めていまして、発展しています。それらは三〇％ぐらい利益が上がっているという説もあるんですが、実態はどうかというと、ほとんどが日本でいうところの専修学校に近く、ビジネス系などの完全な職業教育だけ。ですから、キャンパスもいらないし、リベラルアーツもない。結局こうした領域以外には出ないというか、出られないんです。株式会社がきちんとキャンパスを持って大学経営をやろうとしても、アメリカでももうかりません。

その営利型の大学にいま、もうかるからというので投資会社が資金を入れている。ハーバードのような信託財産を持っている大学のお金も、回り回って流れていることが大問題になっています。

これには持ち株会社みたいなものがありまして、各地にあるフォー・プロフィットの大学を次々に統合、すなわち買収している。ですから、完全なビジネスです。そのうちのごく一部が学位を発行するためにアクレディテーションを受けていますが、アメリカでも特定の地域のアクレディテーション団体しか認可していないようです。

日本の自由化論者たちは、そういう実態を完全に理解したうえで言っているのではなくて、ごく表層的な部分だけを見て、大学全体がそれでいいかのごとき議論をしていますが、そういう議論はアメリカにさえもない類のものです。そういうことをこれまで、文部科学省に何度言ってもきちんと勉強してくれない。株式会社でいいんじゃないかという大合唱になって、いわば火がついてから大騒ぎしている。

文部科学省には情報が十分にない。経産省が限られた知識、情報だけで、日本の将来を決めるような改革をやれと言うことには反対で、危険極まりないと思っています。

田村　中等教育でもまったく同様で、エディソン株式会社というのが何十という学校をつくってやっていますが、うまくいったのはほんのごく一部で、毎年、エディソンの分校がいくつか閉められています。そういうのは全然報道されないで、うまくいったところだけが取り上げられている。しかし大きな影響があるんですね。一番先に出てきた影響は、愛知県での、トヨタ、ＪＲ東海、中部電力の三社でつくる学校です。

また、非常に怖いと思っているのは、都内にある中高の男子校に、借金の肩代わりをして食べ物屋チェーンの社長が理事長として乗り込んできた。

学校というのは、天野先生がよくおっしゃるように、基本財産として校地、校舎などの膨大な財産があるわけで、これは必ず問題を起こすと思います。食べ物屋の社長のほうはもうからない



ことに金を出すわけがないんですから。これは今出たような特区の話と連動していますが、大変なことになると思います。

山岸　あそこの社長は教育に関心があると聞きましたが。

田村　そうなんですか。それでは、悪い予測をし過ぎでしょうか。しかし私が非常に心配しているのは、うまくいかない、そんなにもうからないとなったら、どこも学校を株式会社に売ってしまうんではないかということです。買うほうは商売で生徒のことなんて考えないでしょうから、どうなってしまうのかなと思うんです。

天野　日本社会にはアメリカ社会ほど、公共性の精神がないんですね。公共性を担保してきたのは、学校基本法に準拠する公立学校です。アメリカ社会の公共性の担保は、ボランタリズムの上に成り立っていますから、自分たちでさまざまな評価団体をつくったり、自己規制をしています。しかし、日本社会はこれまでそういうボランタリズムがはたらいてこなかった社会ですから、企業を含めてあらゆる組織が公共の精神を持っているかどうかが問われています。大学に関しても、私学の雄の学長がそういうことをお話しされるのは心外ですね。

田村　公共性を担保するのは公立だというお話ですけれども、学校法人という考え方は、文部省のお役人があの時代に考えた仕組みだとして、非常にうまくできた制度ではないでしょうか。つまり、公共的な仕事をさせるために一定の枠を決めて民間資本を活用したということです。

私が小学生のころ私立学校法というのができました。私の家はそれまで学校だったんですが、あるとき突然、学校法人に変わったんです。そうしたら、学校の雰囲気がガラッと変わりました。もともと自分の家の財産だったのですが、学校法人になったので国に寄付したかたちです。公共というものを意識した人たちが学校法人をつくって「公共」を守ってきたのだと思うんです。

もちろん中には不祥事をおこしたTK学園のようにとんでもない学校法人もありますよ。しかし基本は、公共を維持するための、民間資本の活用の仕組みです。これを文部科学省がちゃんと監督していれば、特区の話などは出なかったのではないかと思うんです。すばらしい制度なのに、もしかしたらこれで壊れてしまうかもしれません。学校法人という制度は世界にも例がないんです。

木田　アメリカのやり方を真似たのではないのですか。

田村　いや、アメリカにはまったくないし、イギリスにもありません。イギリスで学校をつくる場合は、個人か株式会社です。ノン・プロフィットの株式会社ですが、まったくの株式会社で、税金を納める仕組みです。

天野　株式会社でもいいということになれば、学校法人はいまは対象外になっていますが、ノン・プロフィットのNPOまで課税しようと言っているのですから、当然課税対象になるでしょうね。私学にとっては自滅的な行為だと思います。でも、教育基本法に書いてくださるということなら大丈夫でしょうが。

田村　教育基本法の議論はそこをいっさい無視して、「そんなことはありうるはずがない」という論で終始しました。鴻池担当大臣と直接会って話し、縷々説明しましたが、「学校法人でなくて、株式会社で学校をやることは変えません。何を言われても変えません。これは小泉内閣の方針です」と最後にはなるんです。

天野　総合規制改革会議の側には、数千億円の経済効果があるという試算結果まであるという話です。文部科学省は、これだけ経済効果があるんだからと責められているらしいですね。

木村　市民の側から考えると、どの学校に子供をやるかということで、自己責任がすごく問われるようになりますね。自己責任もいいけれど、そこまで普通の親が耐えられるかどうかということを考えます。

山岸　今の状況では、これを止める手立ては選挙しかないのではないでしょうか。

天野　民主党の中にも相当根強い経済自由主義者がいますから。彼らのほうが国立大学の改革についてはもっとラジカルでした。一部を残して民営化しろとまで言っていましたから。

時代の変化と「生涯学習」の概念

田村　次に家庭教育ですが、これまた、家庭に公が介入するのがいいのかどうかという議論がありますが、現状では家庭教育があまりにもひどくなってしまっているから、具体的に家庭教育を支援する規定をつくらないとだめだ。どういうふうにやるかをぜひ考えてほしいという話です。それ以上踏み込んだ議論はできませんでしたが、これは国民会議のメンバーでいらした森隆夫先生の独壇場でした。

木村　具体的にどうやって家庭に入っていくのか、その最終的な部分が、どこを見ても書いていないですね。

田村　これは、難しいですね。

同じような難しさは、「学校・家庭・地域社会の連携・協力」にも言えます。いまおっしゃられたように家庭だけだと非常に難しいものですから、この三者連携を柱にしています。ここで市川昭午先生が強く意見を述べられたのですが、三者連携といっても実態がないじゃないか、どうやって決めるんだという話です。でも、ほかに方法がないから、こういうふうに書くんだ。こういうふうにやれば地域で考えるだろうということです。三者連携をやらないかぎり、日本の社会は絶対に変わらない、ということですね。

木村　これはもともと臨教審で考えたことなんです。家庭に手を差し伸べるのは三者連携しかないだろう。学校は家庭のやるべきところまで踏み込まない。家庭のものは家庭に押し返す、そういうスタンスをとってほしい。そのような間接的な家庭教育の回復の手立てしかなかったのです。

田村　それがいまもう少し踏み込んで、連携・協力ということになっています。

木村　連携という言葉は臨教審にありましたが、協力はありませんでしたね。

田村　実現したいという願いがこういう言葉になっているんだと思います。

天野　「社会教育」ですが、生涯学習ではなくて社会教育という言葉で残るんですか。

田村　これは社会教育ではなくて、生涯教育というかたちになっていくと思います。生涯教育、ないし生涯学習を重要な柱にするということが、〝新たに規定する理念〟のところに「生涯学習の理念」という言葉で出ています。

天野　しかし、現行法第七条「社会教育」の項で、「国や地方公共団体によって奨励されるべき」であることの中に、どうして企業を入れないのでしょうか。アメリカの例を見れば、企業も積極的に従業員の教育訓練に責任を持つわけです。学校教育的な考え方が強いから、国及び地方公共団体だけになっているのではないかと思います。

木村　そうですね。「…勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」となっていますね。

天野　論理的におかしいんですね。勤労の場所において行われるものを、地方公共団体が奨励するというのは変な話です。

木村　たしかにおかしいですね。

草原　基本法制定当時の社会教育というのは、学校へ行かない人のための教育なんです。したがって、学校教育と社会教育というのは、対象が違ったわけです。

ところが現在はみんな学校へ行きますから、一人の人間の学校部分が学校教育で、学校外部分が社会教育になる。いまかなり熟した言葉になっているのは、学校教育と社会教育の連携・協力ではなくて、学社融合という言葉です。そこから見ると、答申は現状より少し後退しているのではないかという印象を受けます。

田村　学社融合の議論は出ていました。委員の筑波大学の山本先生がまさにご専門なんです。細かくは概要ではなく本文の方をご覧ください。

木村　でも、臨教審では、それらす

べてを含めて生涯学習と捉えたわけです。

草原　生涯学習のほうが、社会教育よりはるかに広い概念ですからね。

山岸　しかし、依然として「生涯学習局長」が文部科学省にいるということは、学校教育は生涯学習の一環としては捉えられていないということでしょう。

草原　でも、いま学校はだんだん変わってきているのではないですか。もちろん小、中、高はそんなに変わりませんが、大学には高齢者が入っていますし、私のところの北海道の短大は今年、七十八歳の卒業生を出しました。ですから、大学がまさに生涯学習の場になっている、なりつつあると言っていいと思います。

田村　私どもの短大にも、かなり高齢の方が何人もおられます。たしかにそういう時代になりつつあると言えます。

草原　そこで言う生涯学習というのは、決して学校外教育ではなく、学校なんです。

齋藤　生涯学習は元来が、生涯学習社会を打ち立てようというより、学校中心の教育体系に対するアンチテーゼだったという背景がひとつありますね。

天野　その打ち破り方が問題で、経産省型の言い分は、「職業教育は自分たちのところによこせ」、「そこの部分は株式会社だっていいじゃないか」、「大学院もさまざまにして、やりたくないというんだったら、われわれが情報系の学校をつくる」というものです。

学社融合といっても、文部科学省の生涯学習の定義の仕方、考え方は五十年前と大差ないんです。それだったら改正教育基本法はもっと踏み込まないといけない。こういうところこそ五十年先を見据えて大事だと思うのですが、本文のほうを見ても、あまりそういう議論がないように思います。

木村　臨教審での議論がどこにも反映されていないという感じです。

齋藤　文部科学省の中に生涯学習に対する認識がまだ足りないからなんです。やはり学校教育中心なんです。

木村　生涯学習が、定年後の人たちのかかわるものというふうにしか理解されていないわけですね。

山岸　せめて文部科学省の中だけでも、生涯学習の観念がもうちょっとちゃんとなっていたら、こうまで他省庁にいいようにやられていることはなかったのかもしれないと思います。いまの自由化騒ぎのかなりの部分というのは、文部科学省の役人の負けだと思います。

木村　臨教審で答申したとき、文部省の中に生涯学習局ができましたが、局ではなくて生涯学習省みたいな、他省庁と並立できるようなものをつくればよかった。ただ、あのころはゼロシーリングと言われて、新しい組織はできないことになっていたんです。

齋藤　生涯学習審議会は各省を全部統括した審議会だったんですが、それが十分機能しなかったところに問題があるわけです。

新しい「公共」という概念

田村　最後になりますが、「国家・社会の主体的な形成者としての教養」というのが、新しい「公共」とつながります。

新しい「公共」という概念を何とか教育基本法の中に取り入れて、何かしてもらう日本人ではなくて、何ができるかを考える日本人をつくりたいということです。

ただし、これに対しては強い反対がいろいろな方面からあります。右のほうからは、「新しいという表現を公共につけるのはおかしい、公共は公共でいいではないか」というご意見もあるし、左のほうからは、言っていることはわかるが、それが文部科学省という公の権力にかかわって法律になったときには問題が大きすぎるというご意見もあります。これは主に日本をリードするマスコミ社会の共通の意見です。しかし、何かやらなければ、どうにもならないんだからというので、今回はこういうかたちで答申をまとめました。

それから、宗教にかかわる教育です。結論としては従来とあまり変わらない

んですが、宗教教育は重要であるということは認められまして、今後どうやって教えるかということを引き続き検討しようということが入りました。宗教について、宗派教育をやっている宗教教育はやめさせて、その代わり公立も含めてすべての学校が宗教に関する教育をすべきだというのが私の意見でしたが、これは通りませんでした。

国・地方公共団体の責務、これは先ほど申し上げたことです。国が地方公共団体との関係において責任があるということをきちっと書く。教育振興基本計画の策定にかかわってこの問題が残っていますということで、教育振興基本計画を明示しようとなっています。振興計画の考え方としては、計画を立てて、それを明示して、できたかどうかを公にして、そのことを問う。こういうかたちで教育をしていかないと、日本の将来はないという認識です。

木田　一つ意見をいいますと、情報という問題がスポッと落ちていますね。教育というのはある意味、情報なんです。ですから、情報化という問題がどう絡むかという議論をしていただかないといけない。ところが、内閣につくっている情報のお偉方の集まりがありますが、全部技術屋さんで、情報というものの持っている社会的な意味合いを考えてくれるような社会科学系の人は一人もいない。これも困ったことです。この答申も、今の情報化の時代が教育にどんな影響を持っているかが大事な観点だと思います。

田村　そのことを取り上げて議論することはなかったですね。

木田　文部科学省が公民館だ、博物館だと言っているのでは、はなはだだらしがない。テレビを将来どういうふうにもっていくかということが、かなり重要な問題になってきます。

田村　たしかに教育に決定的に影響がありますね。文字文化と映像文化の問題も関わってきますし。

改正論議にはめられたさまざまな足かせ

牟田　私は最近ＯＤＡの仕事ばかりしていることもあって、今日のお話を聞いていて、ＯＤＡをめぐる議論とよく似ているなという気がしています。

いまＯＤＡでは、ＯＤＡ大綱を変えようという話をしていますが、それはちょうど基本法を変える話と同じようになっています。大綱が決まりますと、大綱に基づいた中期政策があって、中期政策が決まれば、それと同時並行で国別援助計画を決める。五カ年の計画ですから、あとでそれらに対して政策評価を行うという仕組みになっています。

教育もだいたい似たような話になっていて、基本法で大きな目的を決め、次に、振興基本計画で五年間の計画を決め、五年後にそれを評価して、さらに計画を変えていこうというものです。目的があって、目的を具体的な目標に下ろして、その目標が達成されたかどうかを五年後に評価するということになりますが、そういうロジックでいくと、基本法に書かれたことが目的だとすれば、これと振興基本計画の間にかなりなギャップがある感じがします。

この答申に書いてあることを目標に落とすという作業を考えたときに、果たしてこれで十分かなという感じがします。その意味では、基本法は目的を決めたというより、「目的」のもう一つ上位にあるものという気もします。

ＯＤＡ大綱は、わが国の安全と繁栄ということが大きく入ることになっていますが、当然、それが目的ですから、具体的な目標にもそういうことが書かれ、目的、目標、評価がセットで並ぶわけです。

ところが教育の方は、基本計画と評価のほうはおそらくセットでいいと思いますが、基本法と基本計画の整合性はこのままで果たしてとれるのでしょうか。そういう観点で基本法をつくっているわけではなさそうです。現行法、すなわち前につくったものに引きずられて、ここは残すとか変えるとか、そういう議論が多かったのではないでしょうか。

そういうやり方ではなく、すべて御破算にして、計画をつくる前提、目的は何なのかをまず念頭に置きながら基



本法をつくれば、この答申とは全然違ったものができたような気がします。昔のものに縛られているので、私から見ると三点セットとしては違和感のあるものができたのかという気がしますが、いかがでしょうか。

田村　先生のご指摘は痛いわけです。問題なのは、まず作業の面でいうと、教育基本法があまりにも大きく取り上げられすぎることです。中曽根さんなどは憲法改正のためにあるみたいなことをおっしゃる。そうすると、前のものと全然関係なしにやるなどと言ったら、憲法改正と同一視されてしまいます。そういうきわどい状況の中を縫うようにして進めていかなければならないという制約があったわけです。基本法改正の議論そのものに最初からそういう足かせがあったのは否めない事実です。

　振興基本計画は、中教審でやっていくことに、答申を出した時点で決まっています。中教審に分科会がありますが、どの分科会が何をやるというのをこれから詰めていく予定です。ただ、おっしゃられるように、すべて御破算にして一からというやり方は、教育基本法に関してはできなかったというのが実態です。ＯＤＡですとできると思いますが、基本法の重みというのはたいへんなものなんです。今のところ、教育学界挙げて改正反対なのですから。

木田　田中耕太郎先生の『教育基本法の理論』（一九六一年）という大著があるんですよね。

田村　あれはまだ読まれているんでしょうか。

天野　時代は急速に変わっていくわけですから、五十年もつ法律をつくろうという理念自体が妥当かどうかという問題があると思います。特に教育の理念は、万古不易のものもあるでしょうが、不易流行で変わるものもあるでしょう。基本法を金科玉条にしてしまってはならないというのはよくわかります。しかし、振興基本計画というのは五年単位で考えてるわけですから、振興基本計画と基本法は本来対応するはずがないんです。対応させようとすればするほど、基本計画のほうがおかしくなる。

　しかも、基本計画は、例えば、非行、校内暴力の比率を何パーセントに下げようといったように、細かい項目をターゲットに立てる。こういう目標が全部達成されたら、本当に教育はよくなるのかはわからない。しかしおそらく、細分化して指標をつくって、これは何パーセント達成された、これは達成されなかった、ＴＯＥＦＬは何点にするとか、そういう話になるでしょう。今の大学評価の話とまったく同じ発想で、役所の考えるのはそういうことなんです。

　部分的には効果があったように見えても、全体として見たらたいして成果が上がらなかったという場合だってありうるわけでしょう。項目主義に落とせば落とすほど、具体的な目標を立てようとすればするほど、そういう落とし穴に陥りやすい。全体像が見えないわけです。目的、目標、評価、この三者の関係は難しいですね。牟田さんのお話は非常に重要な視点だと思います。

木田　このあとの作業はやはり中教審でウォッチされるわけですか。

田村　中教審がしていくという話で答申は出しました。

国の権限をどこまでと規定するか

永野　まず、お聞きしたいのですが、田村先生は答申にだいたいご満足ですか。

田村　やはり半歩前進にはなっていると思います。もうちょっと書き込んだほうがいいんではないかと思うことはいくつもありました。例えば宗教教育です。イギリスなどは市民教育、シチズンシップ・エデュケーションといって、義務教育で宗教教育を義務づけています。

　外資が民族資本を駆逐してしまうのをウィンブルドン効果と言いますが、日本にもイギリスと同じように外資が狙ってきて入っていますが、イギリスと決定的に違うのは、イギリスは宗教がしっかりしているから、何が来たって怖くない。ところが日本は何にもな

いから、イギリスと同じようにウィンブルドン効果になったら、めちゃめちゃになる危険があるとみています。ですから、絶対に宗教教育をやらないとだめなんです。

永野　それをうかがって、安心しました。

お聞きしていて、基本法の改革は、グローバリゼーションに対応できるような人材を早くつくるような枠組みにしないと日本は危なくなる、こういう発想で始まっているとおっしゃいました。その点では、十分満足とは言われませんでしたけれども、いちおう新しい方向に流れる基本ができたのではないかということですね。

しかし、一つには、規制緩和、グローバリゼーションの流れは、まさに超大国アメリカの意向、方向性に沿ったものであること、また、日本はあくまでアメリカとの強い同盟関係を維持していくことが政治の基本にある。すなわち、あくまでも日米同盟に守られた安心感の上に立った基本法の論議ですから、おそらくこれから先の議論では再度グローバリズムとナショナリズムの問題が出てくるのではないか。

というのも世界情勢は時々刻々変わるわけで、この先、中国が十年足らずで超大国になってアメリカと覇権を争うようになるとか、イスラムの国でまた何か新しく起こってくるような気がしますので、その意味では、新しい時代が十分に議論されていないのではないか。木田先生がおっしゃったように、情報化の話もこれには入っていません。そういうことも踏まえて言うと、この答申は国づくりという意味では、いささか中途半端になっているのではないかという気がします。

なぜわざわざ「公共」という言葉を使わざるをえなかったのか。私はこれは妥協の産物ではないかと思うんです。ここには「国防」といったことはまったく出てきていませんね。北朝鮮、中国の問題を考えますと、日本が一人立ちしていこうにも、このままではたちゆかないのではないか。方向性として、日本人の義務感というか、国を守るというほうに言葉が変わっていかないと、本当のものになっていかないような気がします。それに伴う倫理観、道徳もあまり謳われていません。

田村　おっしゃられる意味はわかります。ただ、宗教ひとつをとっても、とにかく基本法を変えようとしますとものすごい抵抗があり、エネルギーがいります。

永野　答申は表の議論としては結構ですが、同時並行的にぜひ本当の教育論をやっていただきたいという気がします。

下山　先ほどの生涯教育、あるいは生涯学習という話からいきますと、むしろ教育の目標というのは、その人の生涯を自分でどういうふうに決めていくかということで、国家ということとはまた違う発想だと思います。

齋藤　公権力が教育にかかわるという問題と、国家権力がかかわるという問題は違うと思います。アメリカは憲法で、連邦政府は教育にいっさい関与しないということになっています。ドイツは、指導要領は各州でつくっていて、国は関与していません。

そこに、日本の場合には国家権力がこういうかたちで新しい「公共」を謳うというのはどういうものなのかという気がします。軍隊や刑事組織といういわゆるゲバルトを持った国家権力が、公共の精神まで関与するということは実はたいへんなことだと思うのですが、そういう議論はあまりされなかったんですか。

田村　教育基本法は司法改革の延長線上で議論されているわけです。実際、その司法自体、背景にゲバルトがあるわけで、その仕組みを変えようという発想は、一人ひとりの国民の考え方をどう変えるかということが前提になっています。それと並列に教育を考えているものですから、その危険性みたいなことはあまり議論されなかったですね。

齋藤　こういった問題は絶えずリベラルに考えていかなければならないし、権力と結びつかないほうがいいと思います。そうは言っても、公共的なコミュニティーの共通理解は必要ですから、

その意味では州権力や地方権力のレベルで処理するほうがリベラルではないでしょうか。

田村　それはいわゆる、ナショナル・ミニマムとローカル・オプティマムの議論で、中教審の議論としてはナショナル・ミニマムを支持するほうが多いんです。ローカル・オプティマムは無理だよと考える委員のほうが多いので、議論はそういう方向に行くんです。

天野　今のように中央集権的な行政機構が教育全体を方向づけて、大きな方向づけはともかくとして、個別の項目まで立ててやっていこうというのは、明らかに時代に逆行していると思います。

神奈川県の知事選で、ある候補者が、わが県では校内暴力の発生率をこれぐらい下げるといった具体的なターゲットを掲げましたが、そのほうが文部科学省が掲げるよりもずっと健全だと思います。それぞれの教育を、一番担っているところが努力するというのが重要です。そういう意味でいうと、教育基本法の場合も、国家権力と公権力は違うという視点が非常に重要だと思います。国の権限をどこまでと規定するか、です。

木田　中教審の議論の中では、ほかの国との比較というような話はあまり出ていないんですか。

田村　日本は日本でという意見のほうが多かったですね。

木田　教育研究所にいた時に、ドイツの学者が来たので、ドイツはアデナウアーがきちっとやってくれましたね、という話をした。そうしたら、反論として彼が私に言ったのは、スイスはどうなっているか知っているかという話です。

スイスは一年ごとに総理が変わるし、教育システムもカントン（州）ごとに違って、義務教育年限まで違うわけです。それで私は、スイスというのはいったいどこで国家という概念を教えているんですかと聞いたら、答えに窮して、スイス人にとっての国家は兵役に拠っている、スイスの国民としての一体性は学校ではないね、と言っていました。

今後、中教審でフォローしていかれるときに、諸外国との比較も論点として論議してはどうでしょうか。

下山　国家権力、公権力の議論ですが、逆の視点からすると、個々の子供たちの主体性の問題と関わっています。新「公共」の概念の、「してもらうのではなくて、何ができるか」という部分は、どれだけ自分たちが社会を変えていく力を持てるかについての危機感がかかわっていると思います。

教育基本法の普遍的な理念はたしかに変える必要のないものだと思いますが、もし変えなければいけないという議論が出てくるとしたら、今の子供たちには社会を変えていくパワーが落ちているので、それをどうするかという危機感が一つのコンセンサスになっているからではないでしょうか。だからこそ、「ゆとり教育」や「学力論争」が出てくるので、権力がどう介入するかというよりも、むしろ国民が社会を変えていく力をどう持つかということが問題であると思います。

その場合、力を持たせるために何が必要か。国家は、戦争があって危機だから力を持たなければいけないという介入の仕方もあるでしょう。あるいは、先ほど木田先生の言われた、「情報」です。国民が情報を持ちはじめていますから、それを力にもっていけるということにもつながってくるでしょう。あるいは、生涯学習のように、自分の人生を自分で決めていくというのも力につながるでしょう。国民が自分たちの力をどういうふうに育てるか、その源泉をどこに求めるか。これが重要な視点かと思います。

滔々たるグローバリズムの中でナショナルなものは

山岸　先ほどの永野さんの問題提起ですが、情勢が変われば、教育基本法も無縁ではいられませんよね。一旦緩急あればというような状況になってきたら、こんなのんびりした議論をしていられるかという話になるんではないですか。憲法が変われば、教育基本法

は完全に変わります。こんなかったるい教育基本法ではだめだということになるに決まっています。

齋藤　国民の意思と国家権力の意思は本来違うものです。教育というのは国民の意思で決まっていくものであって、権力で決まっていくものではないと思うんです。そこの仕分けが十分なされていないところに問題があると思います。

山岸　今までずっとなされていなかったですね。みんな避けてきたんだと思います。文部科学省は、その点をあまり問題にする人は委員に入れなかったんだと思います。

草原　私は現行法の一番大事なところは、第一条の目的だと思っていますが、ここは先ほどからご説明があったように、個人の人格完成を前面に出しています。それに対して国家社会の「一員」としての教育のあり方という点にはあまり触れていない。国家社会の「形成者」という言葉はありますけれども。その背景としては、教育基本法が制定されたときにはまだ教育勅語が存在していて、もしかしたら国家社会の一員という側面は教育勅語のほうでカバーされているから、基本法はこれでいいだろうという判断があったのかもしれません。

今度の答申では、「国際社会の一員としての意識の涵養」ということを強調しています。私もこれに賛成なんですが、私の日本語の語感としては、国家社会の「形成者」というよりは、国際社会の「一員」、つまり「形成者」より「一員」のほうが、共同体をつくりあげている重要な役割を負っているという意味合いが強いように思うんです。「形成者」という言葉にはどこかよそよそしい響きがある。

だとすれば、これはむしろ逆転している発想ではないか。国家社会の一員としての教育をしなければいけないし、国際社会の場合には形成者ぐらいでいいのかなと思うんです。そのあたりの議論があったのかどうかわかりませんが、形成者という言葉と一員という言葉をそういうふうに理解していいのか、どうでしょうか。

田村　この議論は、今でも覚えていますが、委員の中には日本の伝統・文化、あるいは愛国心といったものを強く主張される委員がいらっしゃるんです。一方、そういう言い方はだめだとして、国際社会の一員という意識がまずあって、そこから愛国心や日本の伝統・文化へ持っていくという考え方でなければ、五十年後、通用しないという強い意見を持っておられる先生もいらっしゃる。双方互角に強いので、それが結果的にはこういう文章になるということです。

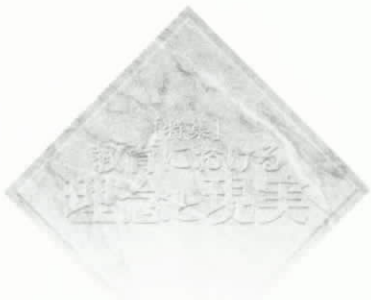
私は、人間が生きる意欲とは自分を大事にするところから生まれると思っています。自分という人間を大事にするところから、周囲を大事にする、家族を大事にする、郷土を大事にする、国を大事にする、国際社会を大事にする、と拡がって、それで人間は意欲を持った存在になれる。その意味で言えば、あまりこだわることはないのかなと個人的には思っていまして、そのまま受け入れています。

草原　しかし、国際社会の教育をやるわけではない。日本国の教育をするための基本法です。その視点を忘れてはいけません。これはアメリカの基本法ではないんです。

木村　草原さんがおっしゃったように、現行の教育基本法はまさにその精神で、一気に国際社会に飛ぶ傾向が強く感じられます。今回はそこを少なくとも直してほしいなと思っていましたが、今の草原さんのご指摘だと、直っていないということですよね。

田村　教育の目標を人格の完成に置くとなると、普遍的な人間性、普遍的な人格といった議論につながりますので、国ごとの区別を前面に押し出すという面はどうしても薄くなってくる気はします。教育というのは、ある面、国や社会に必要な人材を養成するためにあるんだということを打ち出せば、おっしゃる面が出てくると思いますが、今回はそこまで行けませんでした。

永野　冒頭に、田村先生が呼び出された研修会の話がありましたが、オリックスの宮内さんをはじめとする方々



の大半は、グローバルな世の中で企業人が戦っていくには、とても今の教育では間に合わないという意識が非常に強いのではないですか。ですから、そこを強調される人たちと、そうでない人たちとのせめぎ合いがかなりあったのではないかという気がします。

田村　宗教なんていうのはまさにそうです。

天野　伝統的な保守主義者と、ネオリベラリストという保守主義者――ネオコンと言ったほうがいいかもしれませんが――は違うと思うんです。企業の人たちはむしろ国際社会の一員のほうを強調するかもしれません。このグローバリズムの時代に国境なんていうものはない。企業は多国籍化して世界企業になっているわけでしょう。国籍にかかわっていたら企業の存亡にかかわるから、社長に外国人でも何でも入れろという話になっているわけです。そういう人たちからすれば、あまりナショナリティにこだわる人は使いにくい。ところが片方は、いや、ナショナリティがなければとグローバリズムに対する防御をする。ですから、意見が食い違って不思議はない。

田村　議論の中で、これは私が言ったんですが、日本を本当によくするんだったら、総理大臣を外国人にすればよい（笑）。つまり、ゴーンさんのような人を連れてくれば、日本人は指示によく従うので、あっという間に改革される。

　結局、日本の教育がそういうことをさせてしまうのです。よく言われる話ですが、国際会議の場で、司会をさせて一番うまいのはイギリス人。ドイツ人はタイムキーパーをさせると一番うまい。会議全体のデザインはフランス人が天才的で、まとまったプレゼンテーションをするのはアメリカ人をおいてほかにいない。では、日本人は何をやるんだといったら、バックデータをつくる。これは世界最高だそうです。

　私は、日本人がバックデータをつくるだけの存在ではなくなるために、宗教を教えないといけないと思っているんですが、それは結局通りませんでした。

天野　日本人はあまりにナショナリスティックだ、日本を離れてどんどん自由にやれ、日本語だけ喋れるというのではだめだ、外国の大学へもどんどん行け。また、外国人もどんどん入れろ、と盛んに言っている人たち、それはインターナショナリズム、あるいはグローバリズムの考え方です。だからこそナショナリズムがなくてはいけないというので、精神教育をやろうという話になるんだろうと思いますが、その主張には、矛盾が含まれているように思われます。

木村　伝統・文化を尊重し、という言葉と、グローバリズムをどう突き合わせるかという問題ですね。

山岸　臨教審のときからずっと取材をしていて思いますが、答申というのは、必ずこの二つをバランスをとって出してきますね。中教審内部においても必ず相反するものが出てきて、適当なところで妥協するんです。

木田　今日は興味のあるご報告、活発なご議論をいただいて、有り難うございました。

（四月八日）

百年の計は何処へ

木田 宏
（日本学会事務センター会長）

基本法見直し論の勃興

総理の諮問機関として平成十二年三月発足した教育改革国民会議（座長江崎玲於奈芝浦工大学長）は、暮れの十二月二十二日「教育を変える十七の提案」という報告書を森喜朗総理に提出した。その構成は、「私たちの目指す教育改革」という総論に続いて、四つの太い柱があり、それらに併せて十七件の提案が掲げられている。

四つの太い柱は、「人間性豊かな日本人を育成する」、「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する」、「新しい時代に新しい学校づくりを」、「教育振興基本計画と教育基本法」となっている。

その国民会議は、平成十二年の九月二十二日、いわゆる中間報告なるものを発表している。それを確定された最終報告と比べると、教育基本法の件りが目立ってくる。中間報告では、「教育基本法の見直しについて国民的論議を」という柱になっていて、「具体的にどのように直すべきかについては意見の集約は見られていない。…基本法の在り方については、教育改革国民会議にとどまらず、幅広い視点からの国民的な論議が必要であり、…各方面で様々な議論が行われることを希望する」などと、やや腰の引けた報告になっていて、国民会議のなかで論議の残ったことが窺われた。

報道によれば、この中間報告の空気を受けて、森総理が臨時国会冒頭の所信表明演説で、「（文部省の）中央教育審議会などで幅広く国民的な論議を深め、成果を得ていく」と発言したことから、教育改革国民会議で紛議が起こり、急速に基本法問題の討議が進んだという。最終報告では、「新しい時代にふさわしい教育基本法を」という積極的な表現に改められ、「三つの観点」について、改正の方向が示唆されている。

即ち、第一は「新しい時代を生きる日本人の育成」であり、科学技術の進展、新しい生命倫理観、少子高齢化社会、生涯学習社会の到来など時代の変化を考慮し、それらに対応した学校教育、家庭教育、社会教育の連携などが記載されている。

第二は、「伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくこと」として、自然、伝統、文化の尊重、家庭、郷土、国家の視点とともに、「宗教を人間の実存的な深みに関わるも

のとしてとらえ」、「宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について」教育の中で考えることがあげられている。

第三は、「教育基本法の内容に理念的だけでなく、具体的方策を規定すること」として、「教育振興基本計画策定に関する規定」を設けることが必要であるとしている。

かくして報告は「教育基本法の見直しに取り組むことが必要である」と結論づけた後、「教育基本法の改正の論議が国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない」との蛇足まで記されている。報告文の取りまとめに苦労があったことであろう。この報告を受けて、当局はどの様な処置を取ることになるであろうか。

基本法が目指した理想

これまでにも、教育基本法は何度かその改正が課題とされてきたが、何処が問題とされたかについて読者の理解を得るため、以下簡単に教育基本法の概要を述べておきたい。

教育基本法は　昭和二十二年三月三十一日公布施行された。即ち、日本国憲法が旧憲法の規定によって裁可され、公布された日（昭和二十一年十一月三日）の後ではあるが、その施行日（昭和二十二年五月三日）以前に、旧法の手続きをもって、制定されたものである。実質的には、憲法の制定に係わられた田中耕太郎文部大臣を始め当時の教育刷新委員会の面々が熱心に討議して、憲法に連なる教育の基本法典として準備をされたものである。

そのためでもあろう、日本国憲法と同様な前文の規定があり、本文は十一カ条の簡潔な法典となっている。憲法と違い、そこには翻訳調は見受けられない。勿論、占領下のことであるから、占領当局の了解を得て制定されたことは否めないが、その原案は、内閣に付置された教育刷新委員会の第一特別委員会が、昭和二十一年の九月中旬から十一月にかけて十二回、司令部の干渉を離れて熱心に討議し、さらに総会で論議して基本法の要綱案として、十二月二十日総理大臣に建議したものであるとされている（日高第四郎『民主教育の回顧と展開』学研）。

その前文は次のごとくである。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

この新しい「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と力強く呼びかけている教育基本法の何処が問題なのか。主として問題とされる条文を三件あげておこう。それは、第一条（教育の目的）、第二条（教育の方針）、第十条（教育行政）の規定で、それらは次のように謳われている。

先ず、第一条の教育の目的ほか二カ条は、次のように謳われている。

第一条（教育の目的）　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）　教育の目的はあらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように務めなければならない。

第十条（教育行政）　教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

なお、第三条（教育の機会均等）、第四条（義務教育）、第五条（男女共学）、第六条（学校教育）、第七条（社会教育）、第八条（政治教育）、第九条（宗教教育）、第十一条（補足）については、さほど大きな問題となったことはなかったと考えている。

天野文部大臣の「心意気」

これまで教育基本法の改正が現実の課題となったのは、昭和三十年秋の保守合同によって、清瀬一郎文部大臣が就任された折りである。翌春の通常国会に「臨時教育制度審議会設置法案」が提出された。この審議会設置法案は、正に教育基本法の改正を検討してもらうために、清瀬大臣が提案したものであった。しかし、教育委員会制度の改革法案（略称　地方教育行政法案）と重なったため、審議未了に終わってしまった。

ついで、池田内閣の荒木萬壽夫文部大臣は、矢部貞治氏との対談で、第一条の目的等を読む限りでは、無国籍人を作るがごとき印象を受ける、しかるべき人に検討をしてもらいたいと述べている。（昭和三十五年文部時報、九九九号）

荒木大臣は、各地で日教組批判の講演をして歩かれた。組合は、教育基本法の規定等を楯に取って、教育は教育者が自主的に行うと言わんばかりの行き過ぎを繰り返したので、教育秩序を正すためにも基本法の改正が必要と考えられたのであろう。中央教育審議会に対して、昭和三十八年六月、「後期中等教育の拡充整備について」という諮問をするにあたり、「今後の国家社会における人間像はいかにあるべきか」という「期待される人間像について」見解の提示を求められたのである。

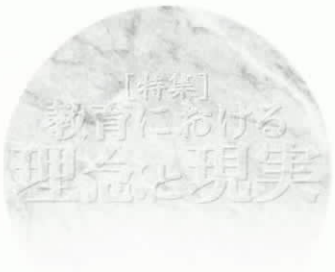
この人間像の問題を担当した特別委員会の主査、高坂正顕氏（東京学芸大学学長）は、教育基本法の抽象的な規定を「日本人の精神的風土に定着させる」ことを意図して「期待される日本人の理想像」を纏め、青少年の教育目標として明示された。そこには、今回国民会議が指摘した「家庭人として」、「社会人として」、「国民として」の指針が的確に示されている。この答申は、中央教育審議会の森戸辰男会長から有田喜一文部大臣に昭和四十一年十月に提出されている。

結局、この「期待される人間像」は、教育基本法の教育目的を時代に即して国民に訴えようとしたものであった。しかし社会は経済発展に忙しく、家庭内暴力、登校拒否、大学紛争など憂慮すべき教育秩序の崩壊は進行し、沈潜していったのである。

社会における人間の行為規範を早くから明示しようとされたのは、昭和二十五年から文部大臣を務められた天野貞祐先生であった。先生は、祝日に日の丸を掲げること、国歌君が代を学校で歌うこと、道徳教育を推進することなどに、大変な努力を払われた。そして公職を去られた後にも、『国民実践要領』（酣燈社、昭和二十八年三月）を世に問われたのである。

因みに先生は、戦前の昭和十三年『道理の感覚』という著書を出し、「歴史について私の学んだ限りでは、一国衰亡の真因はつねに国民の、わけても官吏、軍人、政治家、金持ちの如き人たちの道徳的堕落であった。…道徳力を失えば広大な領土も、強力な軍備も、豊富な財源も、国家を支える力とはならない」などと道義の確立を訴えて、時の為政者の不興を買いながら、説を曲げられなかった方である。戦後は困難な時期に請われて文部大臣となられ、道理の確立を呼びかけられたのであるが、冷たい世論のなかに職を去られたことは、心残りであったと思われる。

しかし、先生の心意気は、委員として参画された第二十回中央教育審議会の答申（昭和四十一年十月）で、荒木大臣の諮問に答えた「期待される人間像」として実を結んだと考えることができる。教育刷新委員会以来、教育の目的、即ち教育基本法の人間像の問題は、それぞれの時に応じて検討されて



きたと言えるであろう。

昭和四十六年六月、森戸辰男会長は、四年間の審議のあと、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」という大きな答申を提示された。基本的には、所得倍増計画による我が国経済社会の発展に対応して、万般にわたる学校教育の拡充整備を意図したものであり、明治初年、戦後につづく、第三の教育改革と称されたものであった。

行革に翻弄された臨教審

それから十年余りを経て、中曽根康弘内閣は行政改革に取り組み、臨時行政改革推進審議会を設けて、国鉄の改組などの業績を上げたのであるが、教育改革についても内閣に臨時教育審議会を置いて、抜本的な改造を図ろうとした。その臨時教育審議会設置法は、昭和五十九年八月七日三年間の時限立法として制定された。

会長に推挙された岡本道雄氏（元京都大学総長）は各般にわたる論議を展開されたが、中曽根氏自らが「教育審議会は失敗であった」（平成十三年一月八日『読売』）と言い、今回の国民会議の報告に対しても「強い背景となる基本思想や哲学が中心にあって、その生命力が一貫して各方面の改革論に必ずしも浸透していないように見える」との危惧を示している。

臨時教育審議会が臨時立法まで行い、鳴り物入りで論議されたにも拘らず、総理自らが不満であると思っているのは、先行した行政改革と同様の姿勢で対処し、その成果を期待したからであり、また指導理念として「自由化論」を持ち込もうとしたことにあったと考える。

それは、教育の秩序の回復に苦労をしていた現場の人々の努力に対し、自由化の口実を相手側に与えて水を差したばかりでなく、教育を人と金の掛かる単なる行政事務の如くに捉え、その引き締めを考えようとしたからである。

今日、中曽根康弘氏は、教育改革国民会議の報告書をうけて、二〇〇一年春の通常国会を教育改革国会とし、教育基本法の改正に取り組もうと呼びかけている。

教育改革に基本理念がなければならないことは言うまでもない。ましてや、教育基本法を改めるとなれば、その基本理念をどのように改めるかの基本問題に当面することになる。

中曽根総理が提案した臨時教育審議会設置法の第一条には次のように謳われていた。

第一条　社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法の精神に則り、その実現を期して各般にわたる施策につき、必要な改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の達成に資するため、総理府に臨時教育審議会を置く。

その中曽根康弘氏が、「臨教審は失敗であった。国民会議の報告をうけて、教育基本法を改正する教育国会にしよう」と呼びかけているのは、教育基本法の何処が邪魔になったと考えているのであろうか。

問題は法律の改正ではない

これまで、教育改革の声が高まるときは、多くの場合、国民の社会生活が乱れ、経済の発展が思わしく運ばないときであった。一般に教育と社会経済との関係は、社会経済の発展に伴う課題に教育が遅れて追随するという関係になる。教育は、基本的に先人の成し得たところを身につけさせる営みであるから、先人の文化（言葉）を学び、伝統を習得することこそが基本であり、教育が常に先回りをすればよいというものではない。

しかし、時に応じて、教育が将来の方向を示唆し、社会を誘導することが必要となる。明治初年の学制改革がそれであり、戦後の教育改革もまた、教育主導の改革であった。戦後の六三制の実施、義務年限九年への延長は、国民生活が疲弊の極にありながら実行された。これは、独立の回復、民主国家の建設という国民の悲願が実現させたものであった。

教育よりも国民生活を優先しようと

して吉田茂総理が田中耕太郎文部大臣の辞表を取りながら、教育基本法第四条の義務教育九年への延長と学校教育法による六三三四の学校制度を昭和二十二年四月から実施することとした歴史には、当時の識者と国民世論の教育に寄せる熱い期待が込められていたことを知らなければならない。

昭和二十二年の秋、教育刷新委員会は日本再建の重責を教育に期待して、教育基本法の原案を準備し、安倍能成委員長がそれを政府に建議したのは十二月二十日のことであった。そこには、安倍能成文部大臣が、昭和二十一年三月八日、米国教育使節団を迎える挨拶において、堂々と表明された教育理念が多々含まれている。

その挨拶には、敗戦国の大臣としての些かの怯みも窺われない。「国民の中に生きている伝統の特異性は尊重されねばなりません。アメリカが、アメリカ的見地をもって、簡単に日本に臨むことのないように願います」などのごとく、教育改革国民会議で指摘のあった教育の課題は総て包含されていると言うこともできる。

それゆえに、基本的な問題は、教育基本法にあるのではなく、それを運用してきたつもりの教育界や国民一般が、教育に対する真剣な配慮を欠き、教育の重大性を安易に考えてしまったところにあると思う。教育改革は、如何にして、その国民の思い違いを改めていくかというところから、始めなければなるまい。

（きだ　ひろし）

（『SCIENTIA』㈶日本学会事務センター二〇〇一年第三号より転載）

改正の何が問題か

市川 昭午（国立学校財務センター名誉教授）

改正すべき理由がない

本誌編集部から「（教育基本法）改正の何が問題か」という課題を頂いたが、執筆の時点で教育基本法の改正が成立したわけではなく、法案さえなお未定である。本年三月二十日中央教育審議会が改正を答申したものの、閣議決定を経て国会上程に至る過程はまだ残っている。したがって、ここで述べる私見は中教審の改正答申の何が問題かである。

まず指摘する必要があるのは、急いで現行法を改正しなければならない理由が示されていないことである。教育基本法は不磨の大典ではないから、必要があれば改正して悪いということはない。しかし、我が国教育の根本を定めている基本法である以上、それを改正するには然るべき理由がなければならない。ところが今回の答申は改正の必要を国民に納得させるだけの理由を示すことができなかった。

答申は第二章の「1　教育基本法改正の必要性と改正の視点」において「戦後の我が国の教育は、教育基本法の精神に則り行われてきたが、制定から半世紀以上を経て、社会状況が大きく変化し、また教育全般について様々な問題が生じている今日、教育の根本にまでさかのぼった改革が求められている。このため、前章において明らかにした、教育の現状と課題と、二十一世紀の教育の目標を踏まえて、（中略）二十一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、今日極めて重要と考えられる以下のような教育の理念や原則を明確にするため、教育基本法を改正すること、が必要である」としている。

しかし、これだけでは教育改革が必要だという理由にはなっても、教育基本法を見直さなければならない理由にはならない。これからの国民を育成する上で現行法の教育理念では不十分だという根拠、現行法の規定が今後の教育政策を進めていく上での障害になるという証拠などが具体的に示されなければ、説得力のある法改正の理由とはなりえない。

ところで、答申が「以下のような教育の理念と原則」というのは次の七項目である。①信頼される学校教育の確立。②「知」の世紀をリードする大学改革の推進。③家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の

推進。④「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養。⑤日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養。⑥生涯学習社会の実現。⑦教育振興基本計画の策定。

しかし、これらは今日における教育政策の課題であるとはいえるにしても、必ずしも教育の理念・原則であるとは言い難い。またそれに続く「2　具体的な改正の方向」には、「現在及び将来の教育を展望した場合、特に掲げて強調すべきと考えられる理念として」、次の八項目が掲げられている。

Ⅰ．個人の自己実現と個性・能力、創造性の涵養。Ⅱ．感性、自然や環境とのかかわりの重視。Ⅲ．社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養。Ⅳ．日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養。Ⅴ．生涯学習の理念。Ⅵ．時代や社会の変化への対応。Ⅶ．職業生活との関連の明確化。Ⅷ．男女共同参画社会への寄与（番号は便宜上筆者が付けた）。

ここで教育基本法に「新たに規定することが適当」とされる理念と、前述した教育基本法改正の理由とされる「教育の理念や原則」とはいかなる関係にあるのかはっきりしない。前者の七項目のうちの④、⑤、⑥の三項目は後者のⅢ．Ⅳ．Ⅴ．と共通しているから「教育の理念」であり、それ以外は「教育の原則」なのであろうか。しかし、③なども教育基本法に「新たに規定する」とされており、「教育の理念や原則」と「新たに規定する理念」との関係はなお不明である。

改正の理由がこじつけである

答申の第二章は「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」と題されており、教育基本法の改正が恰も時代の進展とそれに伴う社会の変化に対応するものであるかのように印象づけようとしている。たしかに「新たに規定する理念」のうちのⅤ．Ⅵ．Ⅶ．Ⅷ．などは新時代への対応であるかのようにも思われる。

時代や社会の変化に対応した教育が必要であることはいうまでもないが、それは教育基本法改正以外の法令改正や政策によって行うことが可能であり、急速に変化してやまない課題を恒常的な性格を有する教育基本法に理念として規定するのは適当ではない。それにそうした理念の多くは既に現行法に規定されている。

例えば、「個人の自己実現と能力の伸長、創造性の涵養」は現行法の一条と二条に、「社会の形成に主体的に参画する公共の精神の涵養」は一条と八条に、「国際社会の一員としての意識の涵養」は前文に、「生涯学習の理念」は二条前段に、「職業生活との関連の明確化」は一条と二条に謳われている。こうした規定では不十分といわれるかもしれないが、これらに関しては既に他の基本法に規定されている。

例えば環境の保全に関する教育及び学習については環境基本法二十五条、情報化に対応する教育、学習の振興並びに人材の育成については高度情報通信ネットワーク社会形成基本法十八条、科学技術に関する学習の振興については科学技術基本法十五条、ものづくり基盤技術に関する学習の振興についてはものづくり基盤技術振興基本法十六条、男女共同参画社会の形成への寄与については男女共同参画社会基本法十条、生涯学習の機会確保については高齢社会対策基本法十一条に謳われている。

改正の本当の理由は新しい時代への対応ではなく、「社会変化の状況」と「教育全般の問題」への対応である。答申第二章の冒頭には「社会状況が大きく変化し、また教育全般について様々な問題が生じている」と抽象的に書かれていたが、『文部科学広報』（第三十六号・平成十五年六月十五日）は、これについて驚くべき注釈を付けている。

すなわち「社会変化の状況」とは「価値観の揺らぎと自信喪失感の蔓延。倫理観や社会的使命感の喪失。少子高齢化による社会の活力の低下。労働者の離職、新卒者の就職難」であり、「教育全般の問題」とは「青少年が夢や目



標を持ちにくい状況。青少年の凶悪犯罪の増加。規範意識、道徳心、自律心の低下。家庭・地域社会の教育力の低下。いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊。学ぶ意欲の低下」だというのである。

こうした「社会変化の状況」と「教育全般の問題」があるから、「教育の根本にさかのぼった改革が必要」であり、それには教育基本法の改正が不可欠だという論理である。これは社会の混乱、教育の荒廃は教育基本法が原因であり、したがってそれを克服するためには現行法の改正が不可欠であるというに等しい。これは教育基本法改正推進派が好んで使う論理であるが、改めて述べるまでもなくこうした主張には全く根拠がない。それにそうした考え方は中教審における審議の過程で明確に否定されたはずである。

本年三月三日の基本問題部会及び六日の総会・基本問題部会合同会議で担当課長から答申案について訂正する旨の発言があった。それは「教育の荒廃は世界各国に共通する現象であって、教育の危機が教育基本法に起因するという証拠はないのではないか」と複数の委員から意見が出されたので、「教育基本法に問題があり、それが危機の原因であるというふうに誤解を受けないように」文言を修正するというものであり、了承された。

ところが、答申から消されたはずの〝教育基本法が教育荒廃の原因であり、したがって教育荒廃を克服するためには現行法の改正が不可欠である〟という主張が、答申の三カ月後に出された『文部科学広報』において見事に復活しているのである。これでは中教審の委員をペテンにかけたという他ない。

法律で心を律すべきではない

答申が追加すべきだとしている理念の中には「公共の精神、道徳心、自律心の涵養、日本の伝統や文化の尊重、郷土や国を愛する心」など、国民が順守すべき徳目や心掛けのようなものが少なくない。そうした徳目の中には世間から問題視されるものも含まれているが、肝心なのは徳目自体が良いか悪いかということではない。どのようなものであろうと、道徳律や徳目を法律に規定することが問題なのである。

なぜなら、法律は道徳律や宗教上の戒律とは異なり、あくまでも人々の行為を律するものであって、人々の心を律するものではないからである。現行法にも徳目に類するものが幾つか規定されているが、現行法を制定した第九十二帝国議会でも問題となった。政府側は質問者側に理があることを認めながら、戦後の混乱期を理由に緊急非常の対応策だとして漸く承認を得たものである。

そうである以上、制定以来半世紀以上経った今日、改正するのであればそれらの徳目はできる限り削減すべきである。ところが、答申はかえって徳目を増加しようとしている。徳目の類いを法律で規定することは、日本国憲法第十九条が保障する思想及び良心の自由などに抵触する虞があるだけでなく、以下のような点でも疑問である。

第一に正しい教育理念を法律で簡潔にしかも異論のないように確定することは極めて困難である。それはいうまでもなく、何が正しい理念かは人によって見解を異にするからである。法律が国家、法、権利義務、自由、公共の福祉などという用語を頻繁に使いながら、その概念規定をせずに、定義を法学理論に委ねているのは、そのためである。

第二に国民の順守すべき徳目などを法律で規定してもその効果は甚だ乏しい。徳を教えられるか否かは古代ギリシャ哲学以来の難問であるが、道徳を他の教育から切り離して教えても効果がないことは知られている。答申が追加すべきであるとする徳目の多くはかなり以前から学習指導要領に規定されており、最近は『心のノート』という実質的な国定教科書によって児童生徒への普及徹底が図られている。にもかかわらず、効果のほどは周知の通りであり、これからも徳目を法定しても効果が期待できないことが知られよう。

第三に理念や徳目の法定は効果が乏

しいどころか、逆効果を生みかねない。法律に徳目を並べこれを真理として教えることは、独立した価値観や判断力をもたない国民を生み出すことになりやすい。したがって、答申が求めているような「国家・社会の諸問題に主体的にかかわっていく意識や態度を涵養すること」の障害になる。

改正案は構成原理を欠いている

答申は新しい基本理念を加える他、若干の新しい条項を設けたり、幾つかの条項について文言を追加することを提案している。それらについても問題はあるが、個別にコメントするには紙幅の余裕がないので、全般的な意見を述べるにとどめる。それは現行法とは違い、改正案をどのように組み立てるかという構成原理を欠いているということである。

現行法の場合は日本国憲法に関連する事項に限るという基本原理が存在し、条項自体の重要度ではなく、憲法との関連性を基準に盛り込むべき条項が選択された。政治教育や宗教教育の条項があるのに、科学教育や芸術教育、徳育や体育の条項がないのは、そのためである。ところが今回は中教審の幹部はもとより事務局も改正案をどう構成するかについて構想をもたずに審議に臨んだようである。

そのため、これが足りない、あれが欠けているといった議論が起こり、教育上重要であるとか、社会的に必要であるといった理由から、様々な事項を法案に盛り込むべきだという意見が相次いだ。司法教育、金融教育、職業教育、年金教育、納税者教育、社会保険教育が足りないなどというのが、それである。これに対して執行部や事務局はそれらを整理する基準を持ち合わせなかったため、声の大きいものが無原則的に採用され、新しく規定すべきだとされた条項が首尾一貫していない結果となった

例えば、大学及び私学の重要性が盛り込まれたが、これは委員の中に大学関係者や私学関係者が多く、それらの委員が学識者というよりは利害関係者としての発言を繰り返したことがあずかっている。大学教育や私学教育の重要性を強調するのが悪いというわけではないが、初等中等教育も高等教育と同様に重要であり、国公立学校も私立学校に劣らず大切である。だとするならば、大学教育や私学教育だけを採り上げてその重要性を強調するのは均衡を失しているといわれねばならない。

男女共同参画社会への寄与が女性委員からの要求によって教育の基本理念として追加された反面、障害者教育など教育上特別の支援が必要な者の教育は盛り込むことが見送られた。見送りの理由は障害者基本法に規定があるということのようだが、これは男女共同参画社会についてもいえることである。にもかかわらず、男女共同参画社会への寄与が盛り込まれ、教育上の特別支援が見送られたのは、応援団の有無であった。

他にも指摘すべき問題点は少なくないが、紙幅が尽きたので割愛する。詳細は拙著『教育基本法を考える』（教育開発研究所、二〇〇三年八月刊）を参照されたい。

（いちかわ　しょうご）

基本法改正論議の意味
埃をかぶったお宝でいいのか

森　隆夫（お茶の水女子大学名誉教授）

教育基本法改正の意味を、改正反対論への対応も含めて考えたいので、タイトルを改正論議の意味とした。なお、改正の「意味」と「意義」の違いはよく解らないが、編集部の区別を尊重して、一応「意味」は「意義」より、分かり易い言葉で、平易な表現で述べることと理解して、以下、出来るだけ小見出しを多くして解説風に考えることにしたことを、まずはじめにお断りしておきたいと思う。

埃をかぶったお宝

教育基本法、それを平易な言葉で分かり易く簡単に定義すれば、それは「『埃』をかぶったお宝」ということができる。教育基本法自体、立派な法律（理念法）だと思うが、それは、世間の光を浴びず蔵の奥に収納してある先祖代々（五十年以上）の埃をかぶったお宝なのである。これに反対の人がいるなら、教育基本法を額に入れて校長室に飾っているところがあれば教えてもらいたい。

埃を払って世に出たのは、教科書裁判の折に第十条の教育行政の条件整備に教育内容が含まれるか否かという議論のときであったといえよう。結果は言うまでもなく、最高裁で、国は必要かつ合理的な範囲で教育内容に関与（敢えて筆者は介入といわない）できるということであった。こうした当然と思われる判決を得る迄、どれだけのエネルギー（税金をも含めて）が費やされたかを考えると、判決の重み（当然の重み）を感ずる。

それはともかく、その他の三大教育裁判といわれる勤務評定、学力調査裁判（学力テスト裁判ではない）においても、教育基本法は社会の光を浴びたが、一時的であった。つまり、教育基本法は裁判に勝つための教育法規研究に寄与したかもしれないが、裁判が結審すると教育法研究も下火となり、また蔵の中に入ってしまったようだ。

理念法の限界をどう克服するか
―理念→理論→政策―

教育基本法は全十一条からなる理念法といえる。そこには多くの立派な普遍的な理念が盛られている。しかし、如何に立派な理念でもそれをお経のように唱えているだけでは、その理念は実現しない。教育基本法制定以来、五十有余年、男女共学等実現したものもあることはある。

それはともかく、改正反対論の中には、五十年を経て漸く理念が定着しか

かったのに改正とはいかがなものか、という意見が教育改革国民会議でもあった。しかし、五十年も経って漸く定着しかかったという程度では、もう五十年経っても、五十歩百歩ではないかと思う。したがって、考えるべきは、五十年もかかって漸く定着しかかるのではなく、もっと有効な方法で理念が実現していく政策なのである。それが教育振興基本計画なのだが、それについては後述する。

要するに、理念を実現するには、「理論」が必要であり、その理論を実践に移すには、「政策」が不可欠なのである。理念なきところ概念なしと言われるが、その概念（キーワード）を論理的にシステム化すると理論になるはずである。そうして形成された理論を、現場で実践しうるかどうかを実践との関連で考えるべきなのだ。つまり、「理念↓理論↓政策」、この三点セットが揃っていなかったら、五十年経ってもまだ理念が定着せず、定着しかかった程度なのである。このことを視野に入れないと、またお蔵入りで、埃をかぶったお宝になってしまうことになる。

世の中に完全なものは存在しない

教育基本法は確かに立派な法律である。しかし、世の中に完全なものは存在しない以上、いくら立派な教育基本法にも欠けているものがないかと考えるのが普通である。この普通の考えが出来ない人が、改正に反対していると言えよう。

時代はましてや二十一世紀に入り、新しいことがつぎつぎと速いテンポで起きていることは説明するまでもない。そうした変化に対応するだけでなく、新しいプラスの変化を創造したり、新しいマイナスの変化（リスク）を防止したりするために、つまり、二十一世紀を切り拓くため（創造）にも改正の要はないかと考えてみるべきなのである。そのため、現行法の普遍的理念は変えず、そのまま残し（ここが重要）、新たに加えるべきものはないかと考える、それが二十一世紀を切り拓くための教育基本法の在り方である。それでは、欠けているものは「何か」であるが、最も大切なもの、それは次の通りである。

教育の「原点」＝家庭を軽視していないか

教育基本法を一読すると、それが制定された当時の事情もあってか、「学校教育基本法」の様相を呈している。明治以来、我が国では教育といえば、それは学校教育のことを指していた。しかし、今日では、生涯教育の時代であり、中でも「家庭」はあらゆる教育の「原点」であるということは明白である。教育改革国民会議でも、十七の提言の第一にこれを掲げ、親は「人生最初の教師」であることを改めて指摘している。

ところが、教育基本法では、家庭教育が社会教育等とともに、学校教育のその他大勢中に規定されているに過ぎない（第七条）。教育の原点である家庭教育の軽視以外の何物でもない。これでは少年事件が多発するのも無理はないのである。なぜなら、問題の「原因の原因」を探っていくと必ず、最後は家庭教育に行き当たるからである。原点とはそういうことである。

したがって、家庭教育について新たに一条を設けるべきであって、それが欠けるということは、高い山（理想）に登るのにベースキャンプ（家庭教育）を欠いて挑むようなものである。

原点とは、川に例えれば、川上、川の源流の意で、川をきれいにするには川上からすべきなので、現在は、川の中流や下流の方から清掃しようとしている。愚かなことである。改正に当たって、もし最も重要なものを一つだけ挙げるとすれば、この「家庭教育」をおいて他にない。

教育の荒廃と無関係と他人事のように言っているが

教育基本法は教育の荒廃と無関係ということをよくきく。つまり、教育基本法が現場に影響を与えていないという訳だ。これでは、自ら「埃をかぶったお宝」であることを認めていることになるが、それに気付いていない。

これを聞いて、おかしいと思わない方がおかしい。なぜなら、教育の荒廃と無関係だからといって、このままお蔵に入れておけば、無関係の状態が永遠に続くことになるからである。確かに改正より差し当たっては荒廃を防ぐ対策も考えるべきではあるが、そうした対策がなぜ、実効性がなく、今日迄、荒廃が続いているかを考えていない。なぜ、現場に影響を与える存在感のある教育基本法にしようと考えないのだろうか。そのために、教育改革国民会議や中教審では、教育基本法の中に教育振興基本計画を政府全体で作るべきという根拠規定を設けるように提案している。

つまり、現在のままで、せっかくのお宝を蔵に入れたままで、現場だけで努力するのか、それとも「埃をかぶったお宝」を蔵から出して、現場を「煌々と照らす太陽」のような存在感のある教育基本法に改正するのかの違いである。したがって、議論はむしろ教育振興基本計画の中身についてすべきなのである。

「今」、変える必要はないというが、ならば「何時」変えるのか？

教育基本法の改正に反対はしないが、「今」変える必要がないという人もいる。しかしこれには二つの疑問がある。

第一は、「今」が駄目なら「何時」なら変えていいのかを言うべきである。

第二は、「今」反対というが、それは現時点では改正に反対ということになるということである。

つまり、いずれにしても、この意見は、改正に反対ということをオブラートに包んで、どちらにでもとれるようなポーズをとっていることになる。

この意見の人は、もっと慎重に議論すべきというのかもしれないので、つぎはそれに移る。

ほとんどの人は基本法を知らないから慎重にというが

PTAの調査によると大部分の親は教育基本法について無知だから、変えるべきではないという政党もある。しかし、それでは、多くの人々にこれを周知する努力をしているかというと、そうではない。これでは反対のための反対としかいえない。なぜなら、確かに教育基本法を知らない人は多い。しかし、教育改革国民会議が憲法の「論憲」に倣った訳ではないが、全員が改正について議論することには賛成ということでスタートした（二〇〇〇年）。それによって、関心のある人は、賛否を問わず、自分の頭で教育基本法について考えたはずである〈ホップ〉。

続いて中教審で、かなり具体的に（十分とはいえないにしても）論議した（答申は二〇〇三年）。これによって教育基本法について知る人が前より増加したはずである〈ステップ〉。

次は、国会の場で、十分論議してもらうべきである〈ジャンプ〉。

つまり、教育改革国民会議が議論を始めて以来、四年（二〇〇三年末）になるが、これでも慎重といえないかどうかは人によって判断は異なるだろうが、ホップ・ステップ・ジャンプの国会の審議がまだ残っていることを考えるべきである。

愛国心に反対とは自己否定でないか

教育基本法に「国を愛する心」（愛国心）を盛り込むことに反対という人が、目につく。反対の根拠は、「愛国心＝軍国主義復活」ということらしい。つまり、戦前の軍国主義時代の愛国心のイメージが強く残っている訳だ。そこで、訊きたい。戦後五十年の平和国家、民主主義は一体何だったのかである。それでは、過去にのみこだわり、それも戦前という大過去にこだわり、未来を考えられない人と言われても仕方がない。この点について、中教審のヒアリングでの中西輝政教授（京大）の言葉を引用しておく。

「戦前の経験を未来に投影して、自らの行動を縛っている」（筆者メモ）

ところでローマ神話に「ヤヌス」という神が登場するが、ヤヌスには顔が二つあって、一つは前に、一つは後にあったという。前の顔で未来を見て、

後の顔で過去を見ていたと言われる。つまり、現在の問題を正しく判断するには、過去と未来を同時に見て、考えるべきだということを示唆している。よって、ヤヌスは「知の神」と言われている。愛国心というと短絡的に軍国主義という人は、戦後五十年の戦争をしていない日本を考えず、戦前の大過去のみをみている。さらに、二十一世紀の未来の日本の平和を創造する意欲と実践（主権在民をお忘れなく）を勘案していない。これで「愛国心＝軍国主義」という発想がいかに後ろ向きで一面的で短絡的かが分かるだろう。

しかし、こういう人も、少しはいないと困ることは困る。明るい未来だけを語るだけの人もいるからである。その意味では、こうした意見にも耳を傾けるべきではある。しかし、そういう人が多くなればなる程、日本の未来は暗くなる。

ところで、愛国心に反対の人は自らの存在を否定すること、「自己否定」に連なることに気付いていない。まず、自分の住んでいる国を愛せないということはどういうことか。もし現在の日本が嫌いなら、自らが愛せる国、好きな国にすべく、国づくりに積極的に参画すべきなのである。それが主権在民の理念である（憲法）。したがって、自分と国は別の存在とだけ考えている人は憲法を否定しているということになる。

さらに、家族愛や郷土愛まではよいが、愛国心は反対と中教審で発言する人もいた。これも主権在民を忘れた人である。全体と部分の区別のつかない人である。というのは、「全体（国）を構成する部分（家族）もまた全体」であるというホロニックな考えのできない人だからである。したがって、家族愛が成熟していけば、自然、愛国心に連なることに気付かず、郷土愛まではいいが愛国心は駄目という反対を繰り返していた。郷土愛と愛国心をどこで線引きをするのか理解に苦しむ。

法は行動を規制するが心の規制はできないというが

教育基本法に、徳目的な項目を設けることに反対という人もいる。それでは、理念と徳目はどこが違うのかと訊きたくなる。正義、平和といった理念を各論的に考えると、正直とか思いやりといったことが浮かぶが、それこそホロニック思考で考えると無限に続く。いや、山の手線（環状線）を走るような議論に陥ってしまう。

さらに、行動は規制できるが、心の規制はできない、いや、すべきでないというが、「心と行動」が截然（はっきりと）と区別できるものだろうか。人間は心で行動しているからである。確かに殺人という行為を刑法で禁止している。しかし、殺意（心）があるから殺人を犯す訳で、殺人の禁止は殺意も規制していることになる。さらに、人間は、心で行動するのであって、頭の中の知識で行動するものではない。お年寄りが電車に乗ってくると、思いやりの心で、自然に席を譲るのである。幼児に対する躾は心と行動が一体化した典型である。したがって、心の教育は、あらゆる機会にあらゆる方法（法律でも）で、これでもかこれでもかと行うべきなのである。

さらに、「法の究極にあるのは道徳」と言われるが、そのことは、道徳律が守られていれば、法律は不要ということでもある。現実は件の如しであるから法の網の目が張りめぐらされているのだが、それをどう考えるのかである。

現場を煌々と照らす太陽のような教育基本法にする
――教育振興基本計画――

結論は、「埃をかぶったお宝」を蔵から出して、埃を払い（改正して）、「現場を煌々と照らす太陽」のような存在感のあるものにするということである。せっかくのお宝を、今後も蔵の中というのでは、それこそ宝の持ちぐされ（敢えて漢字を使用しない）というものだろう。

そのためには、先述の通り、「理念」を実現する「理論」が必要であり、それを実践に移す「政策」を考えるべきなのだ。

例えば、「平和」という理念を実現す



る理論はどうかというと、現在は、平和とは戦争の反対概念でのみとらえている人が多い。こういう反対概念で定義する方法は、消極的定義といわれるもので、もっとも安易な方法である。「男性」とはと訊かれ、「女性でないもの」と答えるが如しだが、これでは「男性」について何も言っていないに等しい。したがって、「男性」とは「成人するとヒゲが生える」とか、男の定義を積極的にするのが、積極説である。

それでは、平和の定義を積極説でするとどうなるかというと、平和とは「心の中にある」（ユネスコ）というように、安全、安心、思いやりといった「心」の問題が平和の概念の中核にある。それなのに、平和教育というと戦争反対教育に終始している（していた）のはどういうことかである。今日でも平和都市宣言をする都市は多いが、そういう都市には、いじめや、不登校がないのかというと答えは「ノー」である。つまり、安心教育ができていないのである。

「自由」という理念についても同様で、自由というと規制や束縛から解放されることぐらいしか思っていない人が多い。確かに、ベルリンの壁からの解放が自由であることには違いないが、ベルリンの壁から「解放」された後に、何が待っていたかを考えると、自由の本当の意味が分かってくる。それは東西ドイツの統一を創造するということで、それは「創造の自由」である。統一後、ドイツはこの「創造の自由」に如何に苦しんだかは、知る人は知っている。

このように自由は「楽」なものではなく「苦しい」ものなのである。自由には「解放の自由」と共に「創造の自由」がある。このことを学校でどの位教えているのだろうか。制服は自由、頭髪も自由といったとき、どれ程の生徒が自分で自分の制服を創造することに苦しんだろうか。考えるまでもないだろう。その点、「自由は自己の能力の限界に束縛されること」（小林秀雄）というのは卓見という他はない。人間は自分の能力の範囲内でしか自由であり得ないのである。したがって、創造の自由に全力で挑戦しようとすればする程、自己の能力の限界に気付き、苦しみ、悩むことになる。この苦しみから抜け出す方法は二つある。一つは創造の自由を諦めること、二つ目は、能力の限界を拡大して、自由のスペースを広くすることであり、こういう人は成長していく訳だが、ここで教育の新しい定義が生まれる。それは、教育とは「自己の能力の限界を拡大すること」であると。

こういう自由の意味（意義かもしれないが）の分からない人は自由は楽でいいことだと思って喜んでいるが、現実は、他人のもの真似に終わっていることが多い。しかし日々成長する人は、自由は苦しい「束縛」だと悩んで努力している。この違いをこそ学校で教えるべきなのである。それが「理論→実践」への方法といえよう。

このような問題提起は日常生活の中でもすべきなのである。生涯教育の時代、人間は一生涯学校へ行っている訳にはいかない以上、生活を通じて学ばなければならない。それが生涯教育の本当の意味である。

例えば、ＪＲの「自由席」は創造の自由の立場からいうと、決して自由の名に値しない。なぜなら、何時も、自分の好きな席、景色のよい席に他人が座っていたりするからだ。したがって、あれは正確には「非指定席」というべきなのである。指定から解放されているだけだからである。ＪＲでは「解放の自由」しか分かっていないのである。

いずれにしても、如何に立派な理念でも実践されなければ、蔵の中にある「埃をかぶったお宝」である。これを蔵から出して、現場に役立つように、煌々と照り輝く太陽のような存在にするための一つの方法として、「教育振興基本計画」（閣議承認）がある。これは文部科学省だけで策定する○○プランとは、その実効性において、格段の違いがあることはいうまでもない。教育界に太陽が輝くのはいつだろうか。

（もり　たかお）

教育基本法の改正論議に思う

天野　郁夫（国立学校財務センター研究部長）

イデオロギー対立の時代

教育基本法の改正をめぐる議論を聞きながら、何十年も昔のことを思い出した。

私が東京大学の教育学部に学士入学したのは、一九五九年だから、もう半世紀近くも前の話である。経済学部を卒業して、一年サラリーマン生活を送った後のことであった。なぜ、ことさらに畑違いの学問を、という説明も必要かもしれないが、それはひとまずおくとして、当時は文部省と日教組が、教育問題をめぐって激しい対立を繰り返していた時代である。

故永井道雄氏による同名の本もあるが、「文部省と日教組」の抗争は、保守対革新の政治やイデオロギー対立の代理戦争といわれていた。教育学部の中にまでそれが持ち込まれていることを、入学した後で、いやおうなく教えられることになった。

私が選択したのは、教育社会学のコースである。人文学的学問中心の教育学の中で、これだけが社会科学的に見えたというだけの理由だが、それが正しい選択だったことは、すぐにわかった。経済学を勉強してきたものにとって、教育学の多くの授業は、「かくあるべき」論にもとづく文部省の教育政策批判が中心で、どうにもなじめなかったからである。

それにくらべて、フランスの社会学者、エミール・デュルケームを学祖とする教育社会学は、調査を主体に事実に即した教育研究を志向していた。日本の教育や教育政策が、さまざまな問題を抱えているという点での認識は共通していても、理想主義的な教育学と現実主義的な教育社会学とでは、研究の姿勢がまったく違う。それもあって、戦後になって登場してきた新しい学問としての教育社会学は、教育学部の中で、いわば「外様」扱いされていた。

それは社会学の領域からやってきた教育社会学の先生たちも、その教えを受ける私たちも同様であった。現実主義的で実証主義的な教育社会学は、反体制的で理想主義的な教育学部の中で、いやおうなく体制順応的で、現状肯定的な学問というラベルを貼られることになったのである。

教育投資論が与えた衝撃

そのことを、ことさらに痛感させら

れたのは、一九六〇年代に入って登場してきた教育投資論が、教育学の世界に与えた衝撃である。

その理論的基礎をつくったのは後にノーベル経済学賞を受賞するシカゴ大学のセオドア・シュルツ教授である。教育は経済成長に寄与する人的投資であるとして、教育投資の収益率や経済成長への寄与率の算定を試みたこの理論は、経済発展を目指す開発途上国だけでなく、激化する国際競争に直面する先進諸国の経済政策や教育政策にも、大きな影響を及ぼすものであった。

教育投資論は、高度経済成長期を迎えようとしていたわが国でも、経済審議会の「所得倍増計画」（一九六〇年）や同審議会の人的能力部会報告書（一九六二年）に取り込まれ、文部省も白書『日本の成長と教育』（一九六二年）を出して、経済政策に対応した教育政策・教育計画の方向を打ち出した。

もちろん教育のすべてが、経済学的な理論で説明できるはずもなく、経済発展と関連した政策や計画の部分に導入されたに過ぎない。しかし、その教育投資論が教育の世界に与えた衝撃は、いまの時点からすれば信じがたいほど、大きなものであった。「教育の世界に第二の黒船あらわる」と書いた教育評論家までいたことを、覚えている。

人間形成の理想にかかわる教育の問題に経済学的視点を持ち込み、教育は投資だの、人間は資本だのというのは、冒瀆だというのである。それほど教育問題は、社会科学的なものの考えかたから、遠いところにあった。

教育投資論や人的能力論を紹介した教育社会学者は、たちまち体制内的な御用学者というラベルを貼られ、オーソドックスな教育学研究者の厳しい批判にさらされることになった。私の指導教官であった清水義弘教授などは、その代表的な存在である。経済審議会や中央教育審議会の委員をつとめ、『二十世紀の教育と経済』などという本も出していたから、いつも批判の矢面に立たされていた。その陰に隠れて、実証的な研究を続けることを許されていた私などは、まだ幸せなほうだったのである。

とはいえ、当時としてはまったく例外的な経済学出身の教育学、いや教育社会学研究者のタマゴだった私は、当然のことながら、この新しい理論に関心を持ち、それを教育社会学や教育学の世界に紹介しようと試み、シュルツの論文を翻訳したりすることになった。そして次第にものを書く機会ができ、研究の成果を発表するようになると、私のような駆け出しの研究者も、批判の的になるのを避けることはできなかった。

ある大学の人事に応募したら、「あなたは、ロストウの『離陸』理論を使って論文を書いていますね。イデオロギーに欠けるという評価でしたよ」というので、みごと落選したこともあるし、ようやく就職した大学で、人的資本論関係のテキストを使ったら、授業ボイコットにあったこともある。

いまになってみれば、昔話としか言いようのない話である。

不毛な「神学論争」を脱して

それから数十年、教育学の世界も、ずいぶん変わった。特定のイデオロギーを振りかざす研究者は少なくなり、実証的研究の蓄積も昔に比べれば飛躍的に大きくなった。しかし、教育学の対象にする教育そのものの、基本的性格の故といってしまえばそれまでだが、理想主義的な「かくあるべき」論が姿を消したわけではない。いや、イデオロギー性は薄くなっても、依然として「かくあるべき」論は教育学の世界で支配的であり、何かというとそれが姿を現す。

いま問題になっている教育基本法の改正問題は、その典型的な事例といってよいだろう。というよりその改正問題は、これまでにも何度も、激しいイデオロギー的な論争を引き起こしてきたのである。私のような「イデオロギー性に欠ける」研究者から見れば、不毛な「神学」論争としか見えないのだが、それが決着したからといって、教育の現実が大きく変わるとは、到底思えないような論点をめぐって、激しい

議論が展開されてきた。

教育基本法は残念ながら政治的、イデオロギー的な対立・抗争の場として、繰り返し利用されてきたのである。

社会科学的な見方からすれば、教育問題の多くは社会問題であり、社会の構造的な変化の産物である。高度に抽象的でしかも歴史的な、法律というより文書といったほうがよいような教育基本法を解釈し直したり、改正したりすれば解決できるものとは考えがたい。

現実の教育問題が深刻であればあるほど、抽象的な文言の解釈や改正問題にエネルギーを注ぐよりも、現実の社会科学的な分析にもとづく改革の方策を検討すべきだろう。学力問題で論陣を張っている教育社会学者、苅谷剛彦東大教授は繰り返し、実証的なデータにたった政策立案の必要性を強調しているが、まったく同感である。

現実を見据えた政策論議を

いま起こっている教育問題のほとんどは、教育基本法の文言を改めることによって、解決しうるような、単純なものではない。中央教育審議会には、教育基本法の改正以前に検討してほしい政策課題が、たくさんある。

何よりも、将来の日本の社会像が見えにくくなっているいま、早急に必要とされているのは、「教育振興基本計画」の本格的な検討と策定のほうだろう。教育基本法をめぐる論議にばかり時間とエネルギーをとられて、基本計画についての議論に一向に進展の様子が見られないのは、残念なことというほかはない。

歴史の薄闇のなかから呼び戻し、ふたたび政治的・イデオロギー的な抗争の場として利用するのは、教育基本法自身にとっても気の毒な気がしてならない。ゆっくり歴史の中でまどろむことを、認めてやるべきではないのか。そしてその代わりに、未来を見据えたどのような教育振興基本計画を構築するのかに、実証的な教育研究の蓄積を十分に活用するような、現実を見据えた政策論議を展開するべきではないのか。教育や人間形成の理想は、その中で検討されるべきではないのか。

古い昔の、苦い思い出をよみがえらせながら思うのは、そのことである。

ただ同時に、付け加えておきたい。いまや支配的になった、教育を、グローバル化する激しい経済競争に勝ち抜くための手段視する産業界や一部経済学者の教育改革論にも、強い違和感を禁じえず、苦々しい思いでいることを。

教育投資論も人的資本論も、教育についての社会科学的な見方のひとつに過ぎない。経済的な効用や効率だけで、教育のすべてを語れると考えるのが思い上がりであるように、教育を行きづまった経済や社会の変革の最重要の手段視するのも過剰な思い入れではないのか——そんなふうに考えるのは、私も教育学の色に染まり、理想主義的になったということかも知れないが。

（あまの　いくお）

宗教教育はどうあるべきか

梶田 叡一
（京都ノートルダム女子大学学長）

教育基本法をどう改正するか

現行の教育基本法は、第二次世界大戦の敗戦から一年半、昭和二十二年（一九四七年）三月に公布された。あれから半世紀余、戦後の新しい教育を陰に陽に支えてきた教育基本法も、もはや耐用年数が過ぎているという声が、近年各方面から挙がっている。これからの時代にどのような人を育て、どのような社会を築いていくかという教育理念を、真剣に考えてみなくてはならない時期である。

教育勅語で五十年余り、教育基本法で五十年余りの年月が経過した。教育勅語（天皇から）も教育基本法（GHQから）も、基本的に上から与えられたものであった。もちろん良い点優れた点は、どこから与えられたものであっても大事にしていかなくてはならない。しかしながら、今こそ国民一人ひとりが、自分自身の問題として、未来志向で、考えていかねばならないのではないだろうか。

こうした視点に立って、教育改革国民会議で、また中央教育審議会の基本問題部会で、教育基本法の改正についての論議に参加してきたが、そうした中で、現行の教育基本法の主要な問題点として、次のような事項を繰り返し指摘してきた。

①男女雇用機会均等法が制定された現在、女性の社会への参画を促進し、男女の別に関係なく社会的に重要な役割を果たしていく（ただし女性の担う母性に対して最大限の配慮が不可欠）という状況を実現するための教育理念が、現行の教育基本法には欠けているのではないか。

②児童の権利条約が批准されたにもかかわらず、現行の教育基本法では、教育される対象（客体）としてのみ子どもを規定し、自分自身の生命と人生の主人公としての子ども、社会的な権利・義務の主体としての子ども、として捉える観点が欠けているのではないか。

③教育勅語体制の下で陥りがちであった滅私奉公的な意識の涵養も困るが、戦後の教育が無意識のうちに陥ってしまった滅公奉私（私的幸せ主義、国や社会は私的要求を満たすための要求対象）でも困る。この点について明確な規定が必要ではないか。

④郷土や国を愛する気持にしても、オリンピックやサッカーのワールドカップの時のような単なる対抗意識に立つ情的な愛郷心・愛国心でなく、今後の教育においては人類社会に広く開かれた理性的な愛郷心・愛国心を育てていくべきである。そうした点について明確な規定が必要ではないか。

もちろんこれ以外にも重要な問題点がいくつもあるであろう。ここでは特に宗教教育の問題を取り上げて考えてみたい。

信教の自由と宗教教育

現行の教育基本法では、その第九条に宗教教育について規定されている。しかし教育基本法の改正を論議する中で、宗教教育に関する条文を新しい教育基本法にも置くかどうかも、大きな問題となる。日本国憲法に定められた信教の自由の大原則から言えば、特定の宗教を信仰するかどうかという問題以前に、宗教それ自体を大切なものとするかどうかの判断が個々人の自由に任されているはずであり、宗教を教育で取り上げるべき大切なものとするような「親（プロ）宗教」的立場を教育基本法に盛り込むことには問題がある、という考え方がありうるのである。

この考え方は一理あるが、信教の自由は、基本的に何らかの宗教的信条を信じるかどうかが個々人の自由な判断に委ねられている、ということであって、宗教そのものが古代から現代に至るまで人類社会の重要な文化の一つであり続けた、という歴史的な事実は誰もが認めざるを得ないのではないだろうか。言い換えるなら、宗教が人類の長い歴史を通じ人の生活と文化の基底的な位置を占めてきたことを考えると、教育の中でその意義と具体的展開の在り方を扱うのは、むしろ当然のことであり、宗教教育が何らかの具体的な信仰なり信心なりを勧めるものでない限り、信教の自由に抵触することもないはずである。

例えば、特定の宗教が歴史の中で担ってきた芸術や価値観や生活習慣を含む宗教的習俗の面は、その特定の宗教が好きであろうと嫌いであろうと、あるいは宗教一般に対して肯定的であろうと否定的であろうと、事実認識の問題として重要な意味を持つはずである。このことは特定の宗教的なコスモロジー（世界観・宇宙観）を持って生きるかどうかという「信」の面とは区別された教育的重要性を持つ。さらに言えば、何らかの宗教的な土台の上に立って深く生きた尊敬すべき人たちがこれまでに少なからず見られるが、そうした人たちの生き方、基本的な人間観や人生観について、特定の宗教的前提を受け入れることなく学ぶことも可能なはずである。つまり「覚」の面から各宗教に対して視点を向けてみることも、優れた先人の跡を学ぶという意味で大きな教育課題となるのではないだろうか。

このように考えてくれば、信教の自由と宗教教育とは矛盾したり背反したりするものでないことは明らかである。しかしだからといって、どのような宗教教育でも許されるべきであるということではない。特定の宗教を信じ込ませるような「信」の面に関わる教育は、たとえ宗教関係の母体を持つ私立学校であったとしても、信教の自由を謳う日本国憲法の下では本来許されるべきではない。この点については現状ではあいまいなままになっているだけに、今後はっきりした形で示していくべきであろう。

宗派性の問題と宗教教育

次に問題となるのは、宗教について教育の中で教えると社会に分裂と葛藤が生じるのではないか、という宗派性に関わる不安である。

ここでの〈宗派性〉とは、〈党派性〉ないし〈徒党性〉というニュアンスを含むものと言っていい。宗教教育といっても一般的な宗教など存在しないのであるから、結局は特定の宗教教団の教義（公認イデオロギー）を中心に教育することになるのではないか、その結果として他の宗教教団を敵視するような排他的独善的な精神態度を生むのではないか、という恐れである。そして、もしもそうであるなら、それは信教の自由に抵触するだけでなく、日本社会に深刻な分裂と抗争を持ち込むことになる、という見方である。

こうした意見の背後には、現実に多様な宗教が存在するが、それらの共通の土台となるようなものなど結局は存在しようがない（特定の宗教教団が「あらゆる宗教宗派のエッセンスとなるものは我が教団の教えの中に統合的に含まれている」と主張する例は少なくないにしても）という認識がある。言い換えるなら、宗教が現実には個々の宗派の形で存在しており、それぞれが自分の宗派のみを真理の体系を持つものとし、他を邪教視する傾向を持っていることの危険性を軽視してはならない、ということである。

事実、今日でもなお、世界各地で宗教宗派の違いが大きな要因となって血で血を洗う紛争が生じている。北アイルランドでのカトリック教徒とプロテスタント教徒の争い、カシミールでのヒンズー教徒とイスラム教徒の争い、大きく言えばキリスト教を原理とする欧米的な世界に対するイスラム原理主義の挑戦、等々が泥沼化していると言ってよい。このように、現代においても宗教宗派の党派性こそ人類社会に一体感と平和、協調と協同をもたらす上での大きな障害となっている、と言えないではない。歴史的に言えば、十字軍にしても、異端審問にしても、大航海時代の新大陸征服にしても、一方から言えばカトリックの正統的信仰に裏付けられた正義の行動であり、他方から言えば、カトリックの正統的信仰と異なる者には人間としての尊厳も基本的人権も一切認めないという非情な独善の現れ、と言う他はない。



社会の世俗化非宗教化が進んできたからこそ、こうした宗派的独善が社会から影を薄くしていくことになり、曲がりなりにも現代社会では思想信条に関わりなく人間としての尊厳や人権が認められる方向に徐々に進んできた、という厳然とした事実があることは否定できないであろう。こうした視点に立って考えるならば、宗教教育は学校教育からむしろ追放すべきであるということになるのである。

この問題は、結局のところ、特定の宗派の教義や信心信仰を教えるのでなく、現実の宗派の違いを超えて共通低音的な形で存在するものに気づかせることによって克服していく以外に解決策はない。さらには、そうした宗教教育によって「他の信心信仰に対する寛容」の気持ちを養うことこそが肝要ではないだろうか。

狂信性あるいは反理性的態度の問題

宗教教育の危険性を語る際に出てきがちなもう一つの問題点は、宗教に潜みがちな狂信性、反理性的態度の問題である。近年、我が国でもオウム真理教をはじめさまざまなカルトが犯罪的な事件によって世間を騒がせてきた。そうした事件が生じる度に語られたのがマインドコントロールの問題である。高い知性も社会的常識もあるはずの人が、どうして荒唐無稽な教義を信じ込み、その結果として人を苛め殺したり、大量殺人を行ったり、社会の破壊を企てたりするところまで行ってしまうのだろうかということである。

いやいやそれはカルトの話であって、大宗教と言われるキリスト教や仏教、イスラム教などとは関係ない、という意見もあるかもしれない。しかしながら、ここで問題となるのは、宗教教育を実施していく前提として、宗教法人として認められているもののうちどれが狂信的なカルトであって、どれが狂信性のない大宗教であると、誰がどのような基準で区別していくのか、ということである。このこともまた信教の自由、思想信条の自由、政教分離等の原則を考える時、やっかいな問題にならざるを得ない。

しかしこれとは別に、もっと大きな問題もそこに存在する。たとえ大宗教と呼ばれるキリスト教や仏教諸派であったとしても、そこにカルトと同様の形でのマインドコントロールや狂信性、反理性的態度が潜んでいないと本当に言い切れるのか、ということである。もしもその恐れがいささかなりともあるとするならば、キリスト教教育、あるいは仏教諸派の教育であっても、その具体的な在り方について厳しい自省自戒が求められることは言うまでもない。特定の信仰・信心を持つ者も、自分の信仰・信心の中に、狂信性なり反理性的態度なりがいつの間にか紛れ込んでいないかを、虚心坦懐に反省してみる必要があるであろう。いや、現実には、狂信性と言えるほどの熱烈な信仰・信心を持った者が、現代社会に果たして存在するのか、と冷ややかに言われるかもしれないが。

今こそ真剣に宗教教育を考えるべき

宗教の問題は、これからの日本の社会の基本的な在り方を考える上でも、また個々人が自分の人生を実存的な意味で充実したものにしていく上でも、本来、必須の重要性を持つものである。しかし宗教を教育でどう扱うかとなると、基本的な在り方や内容・方法について、極めて微妙な問題をはらんでいる。

残念なことに、宗教の問題は、敗戦後六十年近く、特に知識人からは、どこかうとましいものとして等閑視されがちであった。しかし、人類の持つ文化として極めて重要なものとして宗教を考えるならば、この辺りで本来の意義を考え直してみるべきであろう。真の宗教教育の在り方は、こうした問い直しからしか生まれてこないのではないだろうか。新しい教育基本法に、単なる言葉として、宗教という語が入れば良い、ということではないのである。

（かじた　えいいち）

教育基本法「改正」論の何が問題か

藤田　英典（国際基督教大学教授）

はじめに

今回の教育基本法「改正」の動きは、二〇〇〇年三月に始まった教育改革国民会議が同年十二月の報告で、その「見直し」を提案したことに端を発している。同提案を受けて〇一年十一月、文部科学大臣から中央教育審議会に「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」諮問があり、〇三年三月、中教審は「改正すべし」との答申を提出することになった。

こうした動きに対し、筆者は〇二年七月、作家・詩人の辻井喬氏をはじめ有志二十四人で「教育と文化を世界に開く会」を立ち上げ、基本法改悪に反対する運動に参加してきた。大学教員になって二十七年になるが、筆者はこれまで研究者としての自律性・専門性を担保するためにも、こうした運動や政治には距離を置き、是々非々の立場を堅持してきた。しかし、今回その方針を変えてまで、こうした運動に参加することにしたわけだが、それは、第一に、筆者は国民会議において「見直し」反対の意見を繰り返し述べたものの、同会議の提案が実質的な「見直し」決定となったことと、その審議が十分なものでなかったことに責任を感じたからであり、第二には、改正推進派の議論の方向で基本法が改正されるなら現在進行中の歪んだ改革・施策に拍車がかかり、日本の教育はさらに歪んだものになると予想されたからである。

そこで本稿では、まず、中教審「答申」に即して改正論の何が問題かを検討し、次いで、進行中の改革がどういう問題を孕んでいるかを論じ、最後に基本法見直しの動きを含めて近年の教育政策決定プロセスの問題性について簡単に論じることにする。

中教審答申の思想と構造

(1) 根拠薄弱な「改正」理由

今なぜ基本法を変える必要があるのか。答申はまず、日本社会は「大きな危機に直面している」として、①自信喪失感や閉塞感の広がり、②倫理観や社会的使命感の喪失、③少子高齢化による社会の活力低下、④経済停滞と就職難、を挙げている（「答申の概要」）。しかし、これらはどれも、教育や教育基本法に起因するものではない。それにもかかわらず、これらの危機に対応

するための抜本的な制度改革の一環として、「教育についても…大胆な見直しと改革を推進していかなければならない」と述べている。

次いで答申は、日本の教育は「多くの課題を抱え、危機的な状況に直面している」として、①青少年の規範意識や道徳心、自律心の低下、②いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊、③学ぶ意欲の低下、④家庭や地域の教育力の低下、⑤大学の国際競争力が不十分、の五つを挙げている（「答申の概要」）。このうち⑤以外は、この十数年、教育改革の理由として繰り返し言われてきたものであり、その改善を目的にして学校週五日制をはじめ、「ゆとりと個性」や「学校スリム化」をスローガンにした一連の改革が進められてきた。

その一連の改革は成功したのだろうか。答申は未だにそれが教育の危機や課題だと言っているのだから、中教審自体、これまでの改革は成功していないと認めていることになる。しかし、答申にはそうした認識は示されていない。それどころか、その有効性を欠いた、しかも後述するような問題の多い改革をさらに推し進める必要があると主張している。これは極めて皮肉で無責任なことである。

(2) これからの教育の目標

次いで答申は、「二十一世紀の教育が目指すもの」（第1章2）と題して、「二十一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」のための五つの目標を挙げている。①自己実現を目指す自立した人間の育成、②豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成、③「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成、④新しい「公共」を創造し、二十一世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成、⑤日本の伝統・文化を基盤として国際社会に生きる教養ある日本人の育成、がそれである。これらは、とくに問題視するようなものではないと感じられるかもしれない。しかし、各項目の説明及び答申の全体的内容や進行中の改革動向を踏まえるなら、そこに次のような特徴を指摘することができる。

第一に、愛国心の形成を含めて、「日本人の育成」や「日本の伝統・文化」が強調されている。それは、奉仕体験活動の義務化、「心のノート」の配布、道徳教育の強化といった最近の政策に表れている。第二は、〈強者の論理〉の強調である。それは、エリート主義・効率主義・市場的競争原理による教育の再編や家庭責任・自己責任の強調といった近年の改革動向にあらわれている。第三に、国家戦略的視点・国家主義的関心が強調されている。それは、例えば文部科学省が〇二年八月に発表した「人間力戦略ビジョン：新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成」に示されているエリート的な人材育成のための一連の施策にあらわれている。

これらの特徴の故に、答申は新しい「公共」の創造が重要だと言っているにもかかわらず、その「公」は国家主義的な方向に矮小化され、もう一方で、教育上の強者（できる子や恵まれた家庭の子ども）の利益・関心を優先する〈強者の論理〉が強調されている。後者は、例えば学校選択制・エリート的中高一貫校やそれに連接する習熟度別学習・発展学習の拡大・奨励に端的に表れている。つまり、「公共」は国家主義的な〈公〉と強者優先の〈私〉に引き裂かれているということである。

(3) 改正の思想と戦略（第2章の2）

以上の観点から、具体的な改正内容として、次の諸点が挙げられている。

まず、新たに規定する理念として、①個人の自己実現と個性・能力、創造性の涵養、②感性、自然や環境とのかかわりの重視、③社会の形成に主体的に参画する**「公共」の精神、道徳心、**自律心の涵養、④**日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心**と国際社会の一員としての意識の涵養、⑤生涯学習の理念、⑥時代や社会の変化への対応、⑦職業生活との関連の明確化、⑧男女共同参画社会への寄与（以上、前文、一条：目的、二条：方針）、⑨家庭教育の役割と国や地方による支援、⑩

学校・家庭・地域社会の連携・協力の重要性、⑪教育振興基本計画の策定の根拠規定、が列挙されている。

次に、修正すべき条項の内容として、①過度の平等主義・画一主義に陥りがちな傾向への留意（三条：教育の機会均等）、②義務教育の充実（四条：義務教育）、③学校の役割：**知・徳・体の調和**のとれた教育、④大学・大学院の役割、⑤私立学校の役割、⑥教員の研究・修養・資質向上（以上、六条：学校教育）、⑦学習機会の充実のための社会教育の振興（七条：社会教育）、⑧**国家・社会の主体的形成者としての教養の涵養**（八条：政治教育）、⑨**宗教に関する寛容の態度や知識、宗教が持つ意義の尊重**（九条：宗教教育）、⑩国と地方との役割分担と責務の明確化（十条：教育行政）を挙げている。

他方、削除すべき条項として、男女共学（五条）を挙げている。

以上の追加・修正すべき諸項目は、次の三つのカテゴリーに大別される。第一は国家主義的な徳目・行動規範に関する項目（特にゴチック項目）、第二は〈強者の論理（エリート主義・効率主義・新自由主義）〉による教育再編に連接する項目（特に傍線項目）、第三は「変わる社会」への対応に関わる項目（特に波線項目）である。

第一カテゴリーの諸項目は、教育内容・教育実践への特殊具体的・思想的な介入・統制の根拠となる可能性が大きい。そうなれば、教育の中立性・独立性が脅かされることになる。第二カテゴリーの諸項目は、進行中の〈強者の論理〉による諸改革を正当化し、その方向での改革・施策をさらに公然と推し進める根拠となる。他方、第三カテゴリーの諸項目は、そうした危険性はないが、現行法がその促進・充実の妨げになっているわけではない。

さらに注意すべき点は、上記諸項目のどれも、現行法の下で推進できないものではないということである。そのことは、第一カテゴリーで言えば、例えば道徳教育の強化、奉仕活動の義務化、「心のノート」の配布、「つくる会」の教科書の検定合格・一部採択などを見ても明らかである。第二カテゴリーでは、エリート的な中高一貫校や学校選択制の導入、飛び入学制、「学びのすすめ」（個性・能力に応じた教育、学習指導要領最低基準という位置づけ及び発展学習の奨励）、スーパー・ハイスクールの設置、共通学力テストの実施とその結果の学校別公表の動き（東京都荒川区や品川区）などの改革・施策が進められている。

第三カテゴリーでは、国立大学の法人化や統廃合、二十一世紀COE、大学評価、学校評価・教員評価、教育特区、義務教育費国庫負担制度の見直しなどの改革・施策が進められている。また、すでにかなりの領域で基本法・振興法が制定されている（男女共同参画社会基本法、科学技術基本法、環境基本法、生涯学習振興法）。したがって、教育振興基本計画策定の根拠規定が必要だというなら、「教育振興基本計画法」を別途制定すれば済むことである。

以上より、「改正」のねらいと戦略は次のようなものであると見ることができる。①一見もっともらしい、しかし根拠薄弱な「日本の社会と教育の危機」を列挙して改正の必要性を強調し、②上記第三カテゴリーのような抵抗感の少ない、しかし必ずしも基本法に規定する必要のない諸事項を列挙して改正の妥当性を強調し、そして、③上記第一、第二カテゴリーの諸項目を基本法に書き込むことにより、新自由主義的・市場原理主義的・国家主義的な教育の再編と思想統制の強化を促進するための根拠とするというのが、それである。さらには、④周辺事態法や有事三法をはじめ近年の反動的な改革動向を踏まえるなら、基本法「改正」は憲法「改正」の地ならしとして位置づけられていると言える。実際、この最後の点（④）は、基本法改正推進勢力の中心人物の一人である中曽根元首相が繰り返し公言しているところである。

自己目的化する危険な改革動向

（1）改革が招く日本の教育の危機

数年来、日本の教育は危機に直面し

ていると言われ続けてきた。上述のように今回の中教審答申もそうだが、『二十一世紀の未来を拓く教育改革―七つの重点戦略―』（文部科学省二〇〇一）も、冒頭に「危機に瀕する我が国の教育」と題し、その危機として次の四点を挙げている。①いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、青少年犯罪、②個人の尊重を強調し「公」を軽視する傾向、③行き過ぎた平等主義による子どもの個性・能力に応じた教育の軽視、④これまでの教育システムが時代や社会の進展から取り残されつつある。

しかし、日本の教育の危機は、こうした諸点にあるのではない。そうではなくて、危機はむしろ、そのような捉え方を流布し、日本の教育や公立学校への不信感を煽り、もう一方で、一連の新自由主義的・市場原理主義的・国家主義的関心に導かれた諸改革を推し進めていること、それらの改革が日本の教育の優れた側面を否定し、その基盤を解体再編していることにある。つまり、危機は、現在進められている歪んだ改革それ自体と、それらの改革に加担している歪んだ現状認識にある。

それは次の諸点を考えてみれば明らかである。まず①の病理的諸現象については、すでに述べたように、この十数年の「ゆとり教育」政策は有効なものではなかった。それどころか、日本の少年凶悪犯罪発生率は先進諸国のなかでも極めて低い水準にある。例えば少年による強盗の発生率は一九九六年時点で、ドイツは日本の約三十五倍、アメリカ、イギリス、フランスは約二十倍の水準にある（藤田二〇〇一）。そのようなわけで、この点で欧米諸国では日本から学ぶべき点が少なくないと考えられているが、日本ではその好ましい側面を捉え損ね、その基盤を掘り崩すような改革が進められている。

少年犯罪ほど明確なデータがあるわけではないが、いじめや校内暴力や不登校についても、日本の現状が他の先進諸国より相対的に軽微だとは言えても、悪いと言える証拠はない。例えばアメリカでは、ハイスクールにおける校内暴力は日本よりはるかに深刻な状況にあり、都市部のハイスクールでは早くからスクール・ポリスが配置されてきた。また、最近は、凶器類を所持する生徒は確認されしだいただちに処分するというzero-tolerance policyが広まっている。いじめも同様で、多くの欧米諸国では日本より早くから多数の書物が刊行され、様々のいじめ対策プログラムが実施されてきた。欧米諸国の不登校（怠学）出現率が日本の比でないことも周知のところである。

上記②についてはどうであろうか。これも日本だけの問題ではない。欧米諸国でも公共心やモラルの低下が問題視され、「市民性の教育（citizenship education）」が重要な教育課題となっている。ところが日本では、この課題を矮小化し、伝統・道徳・愛国心などを教化・涵養すべきだとする考え方が強まっている。今回の答申が説くように、このような考え方で基本法が改正されるなら、教育の内容や過程に国家が不当に介入することになるだけでなく、その目的に照らしても好ましい成果を期待することはできない。なぜなら、道徳心・愛国心や公共心は、自国社会とそこでの生活が公平かつ豊かで守るに値するものであってこそ育まれるものだからである。

さらに、この点とも関連して、上記②と③は重大な矛盾を孕んでいる。②では「個人の尊重を強調し『公』を軽視する傾向」が危機だと言い、③では「行き過ぎた平等主義による子どもの個性・能力に応じた教育の軽視」（個人の自由・私的関心の軽視）が危機だと言っているからである。しかし、答申はこうした矛盾に蓋をして、前者をもっぱら徳育の問題と捉え、後者については、「個性の尊重」「個性・能力に応じた教育」や「学校を選ぶ自由」が重要だと言って、義務教育段階からの教育機会の制度的差別化（複線化）を促進する改革を進めている。具体的には、学校選択制の導入、エリート的な中高一貫教育の推進、それと連動する習熟度別学習や発展学習の奨励などの改革・施策がそれである。（筆者は習熟度別学習それ自体を批判しているのではない。他方、学校選択制については、その推

進論者は、競争原理が働くから、どの学校もよくなると言うが、そうはならない。なぜなら、多くの保護者は学校を安全性や卓越性の基準で相対比較して学校選びをするために、希望者の多い学校は「いい学校」と見なされ、そうでない学校は「ダメな学校」と見なされるからであり、しかも、学校の評価の良し悪しは各学校に学ぶ生徒によっても左右されるからである。）つまり、強者・エリート（できる子や恵まれた家庭の子ども）は「個人」の利益や権利（自由）を主張してもいいが、弱者・非エリートにはその権利が保障されなくてもいいというのである。

以上の諸点を踏まえるなら、上記④の日本の教育システムは「時代や社会の進展から取り残されつつある」という捉え方も、少なくとも義務教育段階に関する限り、根拠のない、歪んだものだと言わざるをえない。エリート的な中高一貫校の設置や学校選択制の導入などにより教育システムを複線化する動きが強まっているのは、システムが時代遅れになっているからではなくて、強者の個人主義的関心とグローバル化する知識経済社会において日本の知的・経済的な国際競争力を高めるという国家戦略的関心を満たすためである。しかし、後者の関心について言えば、各種の国際学力調査が示しているように日本の子どもの学力水準はトップ・クラスにあるという事実に照らしても、また、早期選抜は人材の浪費や社会活力の減衰を招く危険性が大きいという歴史的教訓・理論的知見に照らしても、極めて皮肉なことである。

（2）改革至上主義と政治主導の改革

以上のように、今回の基本法見直しを含めて、近年、非合理的で矛盾に満ちた改革・施策が目立って多くなっている。しかも、それらの改革・施策は日本の教育を歪め、その機能を低下させる可能性が大きい。改善ではなく、改悪である場合が多い。なぜこういうことになるのか。

その原因は多々あるが、次の三つが重要である。第一は、現状認識・課題認識の誤り・歪みである。校内暴力・いじめ・不登校や少年犯罪といった病理的現象を、日本の教育の在り方に起因する「教育病理」と捉え、その解決・改善には教育システムの改革が不可欠であると考えてきたことにある。しかし、すでに述べたように、それらの病理的現象は欧米諸国も同様に抱えている「社会病理」と見るべきものである。また、その解決・改善はシステムの改革によってではなく、家庭・地域等を含む教育関係者の実践的努力と文化・生活圏の健全な展開によってこそ可能となるものである。

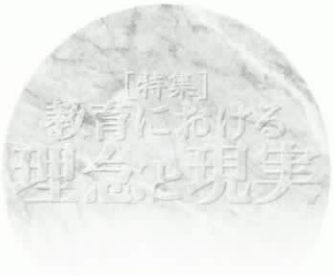
第二は、例えば日本の教育は時代遅れになっているといった思い込み・偏見と無責任なポピュリズムが跋扈するなかで、新自由主義・消費者主義・市場的原理主義が改革論議を支配するようになったことである。日本の教育は、システムとしてかなり高度に整備されており、例えば教育機会の開放性という点でも、学力形成という点でも、国際的に非常に高い水準にある。教科の好き嫌いや学習意欲や創造性などの点で問題があるといわれるが、それもシステムの改革によって対応すべき・できる課題ではなく、教育内容や授業実践の改善で対応すべきものである。それをシステムに起因する問題に祭り上げ、〈強者の論理〉によってシステムのラディカルな再編を推し進めているが、その代償は理念的にも機能的にもけっして小さいものではない。

第三に、政治主導の改革が進むなかで、教育においても、中央においては首相官邸・政権政党や経済財政諮問会議・総合規制改革会議などの発言力が、また、地方においては首長部局や一般行政の発言力が強まり、政策決定における学問的・実践的・行政的専門性が軽視され、教育政策・教育行政の独立性・一貫性の低下が目立つようになっている。官僚主導から政治主導へという近年の転換は一面では必要なことであるが、だからといって、それらの専門性が軽視されていいということでもなければ、政治主導が無知や偏見に満ちた横暴で無責任なものであっていい

ということでもない。今回の基本法改正の動きは、その歪みを端的に示している。

かくして、今や改革至上主義が日本の教育を危機的状況に追い込んでいる。改革の目的は、教育を改善することにあるのではなく、改革それ自体が自己目的化し、矛盾に満ちた歪んだ改革が進められているために、日本の教育が抱える問題・課題は解決・達成されるどころか、事態はさらに深刻化する危険性が高まっている。関係者の誠実かつ賢明な対応を期してやまない。

（ふじた　ひでのり）



＊参考文献
藤田英典「学校五日制は奏功するか」『日本の論点』文藝春秋、1992、742-747頁
藤田英典「教育の公共性と共同性」森田ほか編『教育学年報 2 学校＝規範と文化』世織書房、1993、3-33頁
藤田英典「個性―その社会的・文化的基盤」森田ほか編『教育学年報 4 個性という幻想』世織書房、1995、85-119頁
藤田英典『教育改革：共生時代の学校づくり』岩波新書、1997
藤田英典『市民社会と教育：新時代の教育改革・私案』世織書房、2000
藤田英典『新時代の教育をどう構想するか？―教育改革国民会議の残した課題』岩波ブックレット、2001
藤田英典「戦後日本における青少年問題・教育問題」藤田ほか編『教育学年報 8 子ども問題』世織書房、2001、73-114頁
藤田英典「今なぜ教育基本法『改正』なのか」『世界』2002年10月号、76-87頁
藤田英典「教育基本法改正はいま必要か―「中間報告」の特徴と問題点―」教育学関連15学会共同公開シンポジウム準備委員会『教育基本法改正問題を考える―中教審「中間報告」の検討―報告集１』日本教育学会事務局、2003、3-43頁
藤田英典「疑似市場的な教育制度構想の特徴と問題点」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第72集、2003、73-94頁

現実をくぐり抜けた理想へ

自立した個人を育てるために

苅谷 剛彦（東京大学大学院教育学研究科教授）

理想を空文化させないために

二〇〇三年三月に、中央教育審議会が、教育基本法の改正に向けた最終答申を出したが、そこには、新たに教育の理念として追加されるべき、八つの項目が提案されている。

その中に、「社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神、道徳心、自律心の涵養」と「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」の二つがある。後者の「国を愛する心」の部分については、改正の反対派から、戦前回帰につながる国家主義的「改悪」だとの批判が出されている。さらには、『公共』の精神、道徳心、自律心の涵養」にしても、個人より「公」を上に置く考え方だとの批判がある。

しかし、答申を詳しく読むと、前者の「公共の精神」の件については、「二十一世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成を図るため、政治や社会に関する豊かな知識や、判断力、批判的精神を持って自ら考え、『公共』に主体的に参画し、公正なルールを形成し遵守することを尊重する意識や態度を涵養することが重要であり、これらの視点を明確にする」という説明がつけられている（強調は引用者）。しかも、「なお、国を愛する心を大切にすることや我が国の伝統・文化を理解し尊重することが、国家至上主義的な考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない」との但し書きつきである。

おそらく文部科学省の戦後のさまざまな政策文書の中で、これは「批判的精神」という言葉を使った最初の文章かもしれない。しかし、批判的精神というものを育てることがもし本当に重要だとするなら、どれだけそれを政策の中で実現しようとしているのかを、どこかできちんとチェックしない限り空文化してしまう。実際には答申と法案の文章にはズレが出るはずで、法案の中で「批判的」という言葉が抜け落ちてしまえば、答申では「公共性」と「個人」との関係において「個人」を重視するように見えるが、いかようにも読み替え可能なものになってしまうおそれがある。

文部科学省は、法案を通すまでの間に答申に示されるような議論があったということを示すことで、プロセスさえ踏んでおけば、実際に法案が通った

あともきちんと機能するだろうと極めて楽観的に思っているようだ。だが、それはこの十数年来文部科学省が、「生きる力」や「ゆとり教育」という言葉によって「個人の自立」や「個性尊重」を謳ったにもかかわらず、そういう個人が実際に育っていないことの結果を見れば、いかにも心もとない。

答申などの文言を実行するプロセスで、本当に何が必要で、それを行政がどうサポートできるかという具体的なところまで踏み込んで議論しない限り、批判的精神などというものは、おいそれとは簡単に育たないのではないか。

一方、素朴な意味での愛国心を育てようと思えばそれほど難しくはない。いわゆる戦前のような国家主義的な行き方でなくても、日本語学習、日本の地理・歴史を教えることを通じて、「日本人」としてのアイデンティティを自明のこととして受け入れるだけの「伝統の発明」は十分可能であろう。国益、国民としてのまとまりの意識の醸成はある意味で容易である。

ところが、そうした国家というものが市民社会との契約関係において成立しており、実は市民社会の方が国家をコントロールできるという、民主主義の基本原則を理解している、民主主義の主体となる人たちをつくりだすことは実はそれほど簡単なことではない。

そうした教育方法が確固としてできていれば、市民社会は自立すると思う。そのために本当に何が必要なのかということを、実際の教育政策の中でしっかり根づかせていくのならば、おそらく「批判的精神」と答申で書いたことが政策の中で生きてくる。ところが、それを「生きる力」のときと同じように、「美しい理想」のまま観念的に掲げ、一方で儀式や集団的な行動を通じて比較的容易に国民意識といったアイデンティティを醸成していくと、教育実践上、極めてアンバランスな〝ねじれ現象〟のようなものが結果として起こってくる可能性がある。しかも文部科学省側の論理としては「批判的精神も愛国心も両方入っているからいいではないか」という言い方ができるのである。

こうした楽観的な大枠の提示にこそ、文部科学省の素朴さが如実に見て取れる。机上の議論として、一方で国を愛する心の教育を謳い、他方で、批判的な精神の育成を図り、それによって新しい「公共」をつくり出そうという淡い期待感が見えてくる。つまり、本当にできるかどうかは別にして、そうなればいいという楽観的な見方をもとに、ここでも〝美しい〟世界を描き出そうとしている。具体策は各学校や教師の「創意工夫」に任せて、国は大枠を示すにとどまる。「評価」が問われないからこそ、実現可能性を考慮に入れずとも、改革の大枠を示すことができる。この構図は「生きる力」の教育改革と同じであることに気づかなければならない。

「自立した個人」の成立を阻むもの

「主体的に参画する」、「批判的精神」を唱道するのはよいが、自立して、意思決定ができる「個人」を育てるノウハウが日本の学校文化の中にどれだけしっかりとあるかということが実は問題なのである。

日本の学校文化の中には、いまだに同調主義的な文化が確固としてあって、「出る杭は打たれる」と言われているように、あるフィルターを通した上で認められた〝杭〟しか受容しない傾向がある。フィルター自体の中にどういうものがあるのかということをよほど自覚して、それを取り除かない限りは、多様な「出る杭」は存在できない。また、フィルターをつくっているのが教師たちだけでなく、教師を取り巻く日本の社会環境の中にもあるとしたら、それを自分たちが自覚していかなければならない。日本の中に深く潜行している同調主義的文化というものが「個性」というものと矛盾を起こしていることが第一の問題点である。いくら「個性重視の教育を」と唱えても、そこで尊重される「個性」はこのフィルターを通った「個性」に過ぎないのである。

そしてもう一つ、自立した個人をつくろうと思えば、どこかである種の練習をしておかないと鍛えられないとい

うことがある。しかし、学校という仕組み自体、本来、教師の権威といったものを大前提にしている存在だということが一方にある。全く子どもと対等な関係の中で何かを教えるということは、不可能ではないが、相当難しい。これは教える・教えられる関係の間に存在する権威関係でもあるし、教える内容に関する知識からくる権威でもあり、これを抑圧として一方的に排除する傾向はむしろ不健全でさえある。

もともと、「権威」を前提にしている学校という装置の中で「権威をコントロールする練習」をさせようとすると、これは非常に難しい。

たとえば、人権の中に「結社の自由」というものがある。結社の自由というのは、実は市民社会にとって非常に重要な権利である。何らかの異議申し立てをするときに個人一人ではできない。結社を作ることの自由を認めることによって、グループを成して意思表示することを許す。そうした異議申し立てをする際の集団の基盤をつくるというのは非常に重要であるが、学校の中で練習する機会はほとんど皆無と言ってよい。つまり、学校においては、集団になじむ訓練は社会性を養うということで教育目標とされるが、生徒たちが自分たちで何らかの集団を作って、その中でのルールを自分たちで作るという練習はほとんどない。学校という社会自体が、ある権威、大きなルールを持つので、そのルールに反するかもしれないルールを作り出そうとする集団を許容するのは難しいからである。しかし、たとえ真似事であっても、何らかの意思表示をする練習の仕組みをつくっていく必要があるだろう。

これと関連するが、従来の「ゆとり教育」の問題点の一つは、「個人（単数）が自分の意見を言う」というところばかりに集中しすぎていたことである。

個性というと、下手をすると、「自分主義」的な、自分のやりたいこと、権利だけを主張する態度だと思われがちである。一方、異議申し立てが、社会のルールに対する確固とした異議申し立てであるとしたら、それは単なる「私の要求」、「こうなりたい」、「こうやりたい」という表明を超えるものとなる。

賛同する人があらわれ、「私」ではなく「私たち」になったときに、それはもう少し普遍性を持つ、あるいは一般化し得る意見の主張になる。そういう集団、結社の自由ということを通じて、どうやって「私たちの意見」を全体のルールに対してもの申すかというのは、民主主義の原則の一つである。

こうした、いわば「結社の自由」といった練習ができれば、もう少し社会全体のルールに対して自分たちのルールを対抗させるという力がついてくると思う。しかし、現状はそうではない。「個性重視」の読み違えの中から、「私の考え」、「私の欲求」をぶつけるといったかたちでの〝弱い〟個人が生まれる。その弱い個人を「私たち」として鍛えるような教育の仕組みを考えられないまま、個人と社会との関係の中でルールを組み替えるという訓練を経ない子どもが育ってしまうと、自立した個人の集団というのはなかなか成立しない。

そういう意味では、つまるところ、日本社会、日本の学校文化の中に抜きがたく存在する「同調主義の文化」が、集団づくり、結社の自由といった、自分たちのルールを作り直すような自由を持たせる場をつくることを阻んでいると言えるのではないだろうか。

「自己」と「個人」を峻別する

問題のもう一つは、いわゆる「子ども中心主義」である。すなわち、学習者である子ども自身の「主体性」や「関心、意欲」を重視し、体験活動などを通じて「自ら学び、考える力」や問題発見・問題解決能力や創造性を育成しようとする教育の考え方が今日日本の教育界で支配的である。しかしながら、子ども中心主義が「個人」と「自己」を峻別できず、結果として〝弱い〟個人しか形成できない可能性については目に入っていない。これは、大きな問題である。「自己」と「個人」とはいったん分けて考えなければ、どれだけ自己、自分を大切にする教育を謳った

ところで〝強い〟個人は育たない。英語の「キャラクター」と「パーソナリティ」で言うと、日本語の「個性重視」、「自己実現」、中教審で言われるところの「自分探し」も含めて語られているものの中心は（心理学的な用語法に近い）「パーソナリティ」である。

パーソナリティとは、個人が内面に本来持っている特性であって、これをいかに社会が邪魔しないで開花させてあげるかという考え方がベースになっている。つまり、もともと個人が内面に持っているものを大事にしようというのが、パーソナリティの系列の議論と言うことができる。

一方、同じように「性格」、「人格」を表す言葉に「キャラクター」という言葉がある。これは「彼は人格者だ」と英語で言うときに、〝He is a man of character〟というときの「キャラクター」であって、「パーソナリティ」という言葉が出てくるよりも古くから、英語では使われている言葉である。

このキャラクターについて、あるアメリカの社会学者が調べた研究がある。キャラクターは西洋の古典に源泉をもちつつも、プロテスタンティズムと深く関係するものであるという。つまり、労働、勤労を通じて人々が自分を鍛えていく結果磨かれたものが「人格」であって、「彼は人格者だ」という場合、もともと内面から持っている特性が人から邪魔されずに開花して育った状態のことではなく、さまざまな苦労、人との切磋琢磨の末、立派な徳を持つに至った人のことを指して人格者と言っているのである。

とすれば、教育基本法で言っている「人格の完成」という言葉の意味は、パーソナリティ系列の概念の個性重視なのか、それとも、個人が人との関係の中で苦労したり、労働したり、体も頭も使って何らかの磨き上げでできてくる「キャラクター」系列の概念なのかで全然意味が違ってくる。

アメリカでも、パーソナリティの系列に重点がシフトするのは六〇年代くらいからで、ヒッピー・ムーヴメントやベトナム反戦運動といった、個人の抑圧を嫌うカウンター・カルチュアの流れから、パーソナリティ系列の自己概念がどんどん拡大してきた。それ以前は、「人格」はもっと「キャラクター」に近いものとしてとらえられていた。

個人主義のベースになっているのがキャラクターの考え方で、キャラクターというのはもともと「私一人の内面の素晴らしいもの」という考え方ではなく、最初から他者との関係を前提にしている。

ところが一方、社会はいろいろノイズを持っていたり、個人を抑圧したりする。そこで、社会を抑圧機構としてとらえ、個人が生まれながらにして持っている特性をいかにして教師が邪魔しないようにするかというパーソナリティの側の議論に偏った考え方をとってしまったのが、日本の個性重視教育であると言える。

そのベースには、日本の教育界の持っている不毛な二元論があった。従来の集団主義、管理教育に対して個人というものを重視しようと思うあまりに、「内面のよさ」に傾斜してしまったという面がある。

しかし本来は、欧米流の社会の仕組みとしての個人主義を考えるのであれば、キャラクター系列の〝鍛えられた個人〟の視点も重要である。そうした個人（複数）が、自分の得た財産を守るために国家というものを必要とし、だからこそ国家をいかにして市民社会がコントロールするかということが重要になる。こういうロジックをもとに、思考が展開していくはずである。それは、憲法の存在、市民社会と国家との関係など、西洋の人権思想、民主主義の思想の文脈で一貫して語られてきた考え方、流れと言える。

それを支えているのは、勤労やさまざまな「社会」経験などによってキャラクターを彫琢していくプロセスを前提にした教育の考え方であり、かつ、また、個人と国家とのシビアな契約関係のとらえかたである。こうした社会との成熟した関係は、「自分（単数）」を大切にする心理主義に傾きがちなパーソナリティ系列の議論では築きにくいと言える。

両極に振れる不毛な議論

さて、日本の例を見ればわかるように、個性重視が支配的な流れの中で、「行き過ぎた個人主義」に傾いてしまうと、それに対抗して出てくるのが、批判側が言うところの、「行き過ぎた国家主義」である。これは実に不毛な議論であって、ややもすると国家主義に傾斜しそうな側の議論というのは「今まで個人を尊重しすぎた」という一面的なとらえ方にすぎない。キャラクター系列の議論から見れば、従来も全然個人は鍛えられても尊重されてもいないのである。

個人を尊重するというのは、個人を抑圧してはいけないということではない。いかに社会を担いうる個人が本当に育つかということであって、そこにはおそらく押しつけもあれば、知識の注入すらあり得るのである。行き過ぎた個人主義を批判するあまりに、真正の個人主義もたらいの水と一緒に流してしまっては危ないという危機意識を持つ人たちもいる。ところがこの人たちにも自己と個人の区別が明確にはついていないようであり、今度は行き過ぎた国家主義という批判の方に振れてしまう。

国家主義にも、愛国主義と国粋主義があるように、個人をとらえるにも個人主義と自分主義といった見方があることを、きちんと対立軸として把握していなければいけない。ところが、戦後一貫して、日本の教育をめぐる議論にはこの種の不毛さがつきまとってきた。

一つは、戦前、戦中の経験がひびいて、国家主義的なものに異を唱えるのが非常にわかりやすい図式になっていることがある。国家主義だと批判する勢力が実は自らが根ざすものが個人主義なのか、それとも自分主義なのか自覚することはあまりない。

そのため、社会奉仕の議論が出てきたときにも、奉仕はある部分では必要だという議論が、国家主義に反対する人たちの中からも出てきてよさそうであるのに、目立っては出てこなかった。国家というものに対する、戦争体験を通した、いわばトラウマがあるのではないか。国家というのはそもそも悪いもので暴走する可能性があるという思い込みである。今までの歴史を踏まえれば、確かに日本の中でそれだけの判断力を持つ市民というものが十分育ってこなかったということがあるから、ともかく反対、反対と言わなければいけなかったということにはある部分同情はする。

しかし、それと議論をしないこととは別であって、個人というものがいったいどういうものであって、国家との関係をどう結んでいくのかという、いちばん基本的なルールを日本人はつくってこなかったのではないか。

国家というものは市民社会がコントロール可能なものであり、コントロール可能にするためには、市民の側に何が必要なのかという議論をしていくことが不可欠だ。そうした市民社会の自立ができれば、国家は社会の一装置、我々の社会をどう動かすかというエージェントの一つであることがわかってくるはずである。そして、国家だけが公的なエージェントではなく、地方自治体も一つのエージェントであるし、NGOなど別のエージェントもあることがわかるだろう。もちろん、その中でも、国家は暴力を独占し、徴税権を持っている、枠としてはいちばん大きなエージェントだと言える。

そこにどういう代表者を送り込んで、どういう議論をさせるかによって中身が変わり得る、一つの装置である。このように統治の機構として国家を見れば、主権はあくまでも国民の側にあるわけで、国民がそれをいかにコントロールするかということにもっと自覚的であればもう少しこれまでにも日本の政治風土は変わってきていたはずである。しかし、今まではとにかく中央主導で、しかもその中央の決め方には情報公開も、政策評価もなく、教育政策の場合、ある意味では国会の審議さえなく、行政主導で決められているという部分が多々あったのが実態であった。

いま、市民社会が力をつけていく時

それがこの十年ぐらいのあいだに、「情報公開」、「政策評価」という言葉が出てきて、流れが変わった。また、行政の方も自分たちが政策全てをコントロールしていくことはもはや不可能だということに気がつき始めていて、今度はボールが市民社会の側に投げかけられている。ところが市民の側がまだまだ脆弱だから、国家の側から「もうボールはそっちにいってるでしょう」と言われると、いったいどうなってしまうのかという危惧がいまの日本の社会にはある。

イギリスの社会学者のアンソニー・ギデンズが、「社会的再帰性」という言葉で言っているように、現代の社会では、人々が社会の状態を見て、それに対して何らかのアクションを起こす。それが社会を変えると、それがまた人々のアクションに戻ってくるという「再帰的な」サイクルが起きてくる。その中では「情報」が果たす役割が重要になって、情報公開の滔々たる流れが起き、それはもはやとどめがたくなっている。

こういう仕組みがいったんできてしまうと、実際にどういう情報が流れて、本当に人々がそこに参加できるかどうかということは別にして、責任がすべて個人に及ぶような原則が強まってい



くだろう。「きちんとアナウンスしたではないか、こういう情報を公開したではないか、こういう政策評価もしたではないか、その上であなたがたはこの政策を選んだのでしょう」というかたちで、問題が回っていくようになってしまう。この流れは、日本だけではなく世界各地で起きている。

このように、情報を得て、それをもとにどうアクションするかということが、市民社会にとっては非常に重要だが、日本の場合には、まさに護送船団方式と言われるように、「お上」頼りで、自分たちでやらずにすんできた。そしていま、責任が委譲された新しい仕組みに対応できるだけの情報処理能力が市民の側にあるかというとまだ未熟である。公開された情報を使って、たとえば選挙を通じて政治を変えていく力があるかというと、まだ十分構築されていない。

中央がさまざまなイシューをコントロールするには社会が多様化し過ぎていること、財政難などで、「消極的な」分権化、中央政府の権限委譲、あるいは責任放棄が進んでいくとき、その空隙に実は危険が潜んでいるのではないか。福祉、介護、医療、教育などは生活に根ざしたローカルな問題であるから、今までのように国が一つの政策を立てて地方がやっていくというやり方から脱するのがベターではある。生活に根ざしたイシューが、それぞれのコミュニティ、あるいはそれぞれのイシューごとに解決できなくなったときに、担い手がどういう状態に置かれるかによっては、一遍に雪崩をうって極論に振れる可能性もある。政治的にも危険な状態に陥らないようにしなければならない。

一方で私がこれまでずっと言ってきたことであるが、このままいくと日本は階層社会になる。単に所得格差、ライフスタイルの格差が拡大するというだけであれば、一種の不平等問題で済むのであるが、そこに知的な不平等――インテレクチュアル・エガリテリアニズム（知的平等主義）という言葉の反対語であるが――が、拡大し、それが人々の不満と結びついたときに、いったいさまざまなイシューが、どうやって処理できるかということがある。下手をすると、ある極端な政策が出てきたときにそこに飛びつくといったことが起こり得ることも考えられる。

そういう意味で、九〇年代の終わりぐらいからこの十年というのは、日本の社会が社会的再帰性を手に入れ、情報公開、権限委譲、あるいは権限放棄の中でさまざまなイシューを学習していかなければいけない時期だと思っている。その学習の一つの例題、練習問題として、教育改革がある。教育というのはすぐに答えが出るわけではない。と同時に、ある意味では人々にとって身近な問題であるから、教育分野で議論をする練習をしていくことで、他のいろいろなイシューに対してもだんだん力がついていくかもしれない。

その意味では、教育基本法について、同じものの選び直しの議論があってもよいのではないか。国家や統治機構についてずっと馴れ合い、お任せ、いわばgivenのものとしてやってきたことが立ちゆかなくなる時代が来ているときに、基本法改正の議論を通じて、もう一度現行法を選び直すということがあれば、それは我々にとってまたとない学習の機会となるのではないかと思う。

（苅谷談／構成・小浜政子）

（義務教育） **第四条（義務教育）**　国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。 ②　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。	○　義務教育期間9年間、義務教育の授業料無償の規定は、引き続き規定することが適当。
（男女共学） **第五条（男女共学）**　男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。	○　男女共学の趣旨が広く浸透し、性別による制度的な教育機会の差異もなくなっており、「男女の共学は認められなければならない」旨の規定は削除することが適当。
（学校、教員） **第六条（学校教育）**　法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。 ②　法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。	（学校） ○　学校の基本的な役割について、教育を受ける者の発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与するという観点から簡潔に規定することが適当。その際、大学・大学院の役割及び私立学校の役割の重要性を踏まえて規定することが適当。 ○　学校の設置者の規定については、引き続き規定することが適当。 （教員） ○　学校教育における教員の重要性を踏まえて、現行法の規定に加えて、研究と修養に励み、資質向上を図ることの必要性について規定することが適当。
（家庭教育）	○　家庭は、子どもの教育に第一義的に責任があることを踏まえて、家庭教育の役割について新たに規定することが適当。 ○　家庭教育の充実を図ることが重要であることを踏まえて、国や地方公共団体による家庭教育の支援について規定することが適当。
（社会教育） **第七条（社会教育）**　家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。 ②　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。	○　社会教育は国及び地方公共団体によって奨励されるべきであることを引き続き規定することが適当。 ○　学習機会の充実等を図ることが重要であることを踏まえて、国や地方公共団体による社会教育の振興について規定することが適当。
（学校・家庭・地域社会の連携・協力）	○　教育の目的を実現するため、学校・家庭・地域社会の三者の連携・協力が重要であり、その旨を規定することが適当。
（国家・社会の主体的な形成者としての教養） **第八条（政治教育）**　良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。 ②　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。	○　自由で公正な社会の形成者として、国家・社会の諸問題の解決に主体的にかかわっていく意識や態度を涵養することが重要であり、その旨を適切に規定することが適当。 ○　学校における特定の党派的政治教育等の禁止については、引き続き規定することが適当。
（宗教に関する教育） **第九条（宗教教育）**　宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。 ②　国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。	○　宗教に関する寛容の態度や知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要であり、その旨を適切に規定することが適当。 ○　国公立学校における特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動の禁止については、引き続き規定することが適当。
（国・地方公共団体の責務） **第十条（教育行政）**　教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。 ②　教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。 **第十一条（補則）**　この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。	○　教育は不当な支配に服してはならないとする規定は、引き続き規定することが適当。 ○　国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえて、教育における国と地方公共団体の責務について規定することが適当。 ○　教育振興基本計画の策定の根拠を規定することが適当。

新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（中央教育審議会 答申の概要）

■第1章　教育の課題と今後の教育の基本方向について

1.教育の現状と課題

○　我が国社会は大きな危機に直面。自信喪失感や閉塞感の広がり、倫理観や社会的使命感の喪失、少子高齢化による社会の活力低下、経済停滞の中での就職難。

　このような危機を脱するため、政治、行政、司法、経済構造等の抜本的改革が進行。創造性と活力に満ち、世界に開かれた社会を目指し、教育も諸改革と軌を一にする大胆な見直し・改革が必要。

○　教育は危機的な状況に直面。青少年が夢を持ちにくく、規範意識や道徳心、自律心が低下。いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊が依然として深刻。青少年の凶悪犯罪が増加。家庭や地域の教育力が不十分で、家族や友人への愛情をはぐくみ、豊かな人間関係を築くことが困難な状況。

　初等中等教育段階から高等教育段階まで学ぶ意欲が低下。初等中等教育における「確かな学力」の育成と、大学・大学院における基礎学力、柔軟な思考力・創造力を有する人材の育成、教育研究を通じた社会貢献が課題。

○　この半世紀の間、我が国社会も国際社会も大きく変化。国民意識も変容を遂げ、教育において重視すべき理念も変化。

○　直面する危機の打破、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、教育の在り方の根本までさかのぼり、普遍的な理念は大切にしつつ、今後重視すべき理念の明確化が必要。その新しい基盤に立ち、各教育分野にわたる改革が必要。

2.21世紀の教育が目指すもの

○　「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すため、これからの教育は、以下の5つの目標の実現に取り組むことが必要。

①自己実現を目指す自立した人間の育成
②豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
③「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
④新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
⑤日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

3.目標実現のための課題

○　教育関連法制の見直しにまでさかのぼった改革の中で、教育の諸制度・諸施策の見直しとともに、具体の施策を総合的、体系的に位置付ける教育振興基本計画の策定による実効性ある改革が必要。

○　教育は未来への先行投資であり、教育への投資を惜しまず、必要な施策を果断に実行することが必要。

■第2章　新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

1.教育基本法改正の必要性と改正の視点

○　現行法の「個人の尊厳」「人格の完成」「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は今後も大切。

○　21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、重要な教育の理念や原則を明確にするため、教育基本法を改正する。

①信頼される学校教育の確立
②「知」の世紀をリードする大学改革の推進
③家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進
④「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養
⑤日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養
⑥生涯学習社会の実現
⑦教育振興基本計画の策定

2.具体的な改正の方向

【教育基本法関係条文】	【改正の方向】
（前文） われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。 われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。 ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。	（前文） ○　教育理念を宣明し、教育の基本を確立する教育基本法の重要性を踏まえて、その趣旨を明らかにするために引き続き前文を置くことが適当。 ○　法制定の目的、法を貫く教育の基調など、現行法の前文に定める基本的な考え方については、引き続き規定することが適当。
（教育の基本理念） **第一条（教育の目的）**　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 **第二条（教育の方針）**　教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。	（教育の基本理念） ○　教育は人格の完成を目指し、心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものであるという現行法の基本理念を引き続き規定することが適当。 （新たに規定する理念） ○　法改正の全体像を踏まえ、新たに規定する理念として、以下の事項について、その趣旨を前文あるいは各条文に分かりやすく簡潔に規定することが適当。 ・個人の自己実現と個性・能力、創造性の涵養 ・感性、自然や環境とのかかわりの重視 ・社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心の涵養 ・日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養 ・生涯学習の理念　・時代や社会の変化への対応 ・職業生活との関連の明確化　・男女共同参画社会への寄与
（教育の機会均等） **第三条（教育の機会均等）**　すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。 ②　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。	○教育の機会均等の原則、奨学の規定は、引き続き規定することが適当。

■第3章　教育振興基本計画の在り方について

1.教育振興基本計画策定の必要性

○　教育の基本理念や原則の再構築とともに、具体的な教育制度の改善と施策の充実とがあいまって、初めて実効ある教育改革が実現。このため、教育の根本法である教育基本法に根拠を置く教育振興基本計画を策定することが必要。

○　計画に盛り込むべき具体的施策については、今後、本審議会の関係分科会等において、より専門的な立場から検討を行う。教育基本法改正後、関係府省が協力して、政府全体として速やかに教育振興基本計画を策定することを期待。

2.教育振興基本計画の基本的考え方

(1)計画期間と対象範囲

○　計画期間は、おおむね5年間とすることが適当。計画の対象範囲は、原則として教育に関する事項とし、学術、スポーツ、文化芸術教育等の推進に必要な事項も含む。

(2)これからの教育の目標と教育改革の基本的方向

○　教育振興基本計画では、教育の目標と、その達成のための教育改革の基本的方向を明らかにすることが必要。

(3)政策目標の設定及び施策の総合化・体系化と重点化

○　計画には、国民に分かりやすい具体的な政策目標・施策目標を明記するとともに、施策の総合化・体系化、重点化に努めることが必要。

（計画に位置付ける基本的な教育条件整備の例）

・「確かな学力」の育成
・良好な教育環境の確保
・教育の機会均等の確保
・私学における教育研究の振興
・良好な就学前教育環境の整備

（考えられる政策目標等の例）

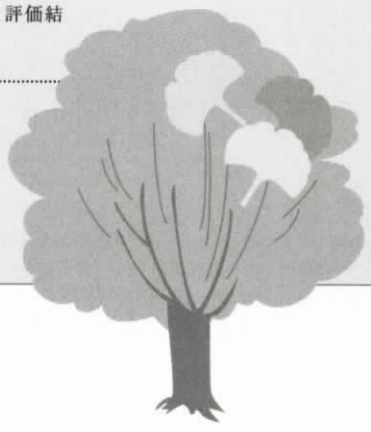
・全国的な学力テストを実施し、その評価に基づいて学習指導要領の改善を図る
・いじめ、校内暴力などの「5年間で半減」を目指す
・子どもの体力や運動能力を上昇傾向に転じさせることを目標に、体力向上を推進する
・TOEFLなどの客観的な指標に基づく世界平均水準の英語力を目指す
・安易な卒業をさせないよう学生の成績評価を厳格化する

(4)計画の策定、推進に際しての必要事項

○　教育は、個人の生涯を幸福で実りあるものにする上で必須であると同時に、我が国の存立基盤を構築するもの。計画に定められた施策の着実な推進と、教育投資の質の向上を図り、投資効果を高め、その充実を図ることが重要。

○　教育における地方分権、規制改革を一層推進するとともに、国・地方公共団体が責任を負うべき施策を明確にした上で、相互の連携・協力が必要。また、行政と民間との適切な役割分担、連携・協力にも配慮が必要。

○　政策評価を定期的に実施し、その結果を計画の見直しや次期計画に適切に反映することが必要。また、評価結果の積極的な公開が必要。



教育基本法

昭和22（1947）年3月31日　法律第25号

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た教育基本法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

教育基本法

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条（男女共学） 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

●第3回　「国のかたちとリーダーシップ」研究会●

「世界のかたち」と日本外交

講師
北岡伸一（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

出席者
蒲島郁夫（東京大学教授）
浅海伸夫（読売新聞社 世論調査部長）
川口文夫（中部電力㈱取締役社長）
古城佳子（東京大学教授）
小林良彰（慶應義塾大学教授）
芹川洋一（日本経済新聞社 政治部長）
谷口将紀（東京大学助教授）
中尾哲雄（㈱インテック 代表取締役社長）
橋田紘一（九州電力㈱常務取締役）
早野　透（朝日新聞社編集委員）
村松岐夫（学習院大学教授）
茂木賢三郎（キッコーマン㈱ 取締役副社長）
永野芳宣（㈶政策科学研究所 副理事長）

国際関係の特質

蒲島　今回は日本外交に関するお話を北岡さんからうかがいます。よろしくお願いします。

北岡　タイトルは「国のかたちとリーダーシップ」という研究会の名称をもじって「『世界のかたち』と日本外交」にしました。世界の仕組みから、日本のあるべき国のかたちが見えてくるかもしれないという含意です。

●―国家間の「競争」

国際関係の本質は「競争」だと思います。主たるアクターは国家ですから、国家間の競争です。自分の国が有利になるように、不利なこと・いやなことは他国に押しつけようとするのは、どんな国も同じです。しかし、競争が行き過ぎて戦争になったら元も子もありません。二十世紀の経験を踏まえ、戦争にはならないように、しかしなるべく利益を得ようとするわけです。軍事的な利益、経済的な利益、文化的な利益などいろんな利益がありますが、いずれにしても競争に負けないで勝ち残ることが国家の目標となります。

自明のことと思われるかもしれませんが、実は日本人の対外意識は、このような考え方と異なり、極端に振れている面があります。丸山真男はこれを「拝外」と「排外」と言いました。国際社会は正義・公正、公法の通じる社会だというイメージが脈々とある一方で、国際社会は弱肉強食で生き馬の目を抜く社会だという見方があります。中江兆民の『三酔人経綸問答』に出てくる「紳士君」と「豪傑君」です。国際社会は競争社会ですが、現実は「南海先生」が説く中庸であると、私は思います。

外交の舞台では、実体的な価値だけでなく、種々の価値を動員して競争が行われます。たとえば「あの国は歴史問題を反省していない」という道義的批判も、外交手段としては効果があります。

●―国家の類型と地政学的条件

田中明彦氏は国家には三類型があると言っています。一つは、軍事力を使うことを考えない、すでに自由と豊かさを達成した国々、OECDの国々です。二つ目は、OECD並みになりた


▲北岡伸一 氏

い、軍事力を使ってでも利益を得たいという国々です。戦前の日本はこの類型にありました。いまその段階を通り過ぎようとしているのが韓国などです。田中氏は前者を「ポストモダン」、後者を「モダン」としています。三つ目は、国際社会の助力なしには国家主体として行動できない国で、アフリカに多くある国々のことをさしています。

その中で、やや異色なのはアメリカです。すでに豊かさと自由を達成していますが、内部に貧富の差を抱え込んでいて、力を剥き出しで使うことをためらわない。その意味でポストモダンとは言い難い面があります。ですから国家は、アメリカ以外に三種類あると言ったほうがいいのかもしれません。

日本の特色は、周りに、自由と豊かさを達成したポストモダンの国が少ないこと、軍事力を用いることをためらわない危ない国がいくつもあること、手を貸さなければ困るという国はあまりないことです。

外交は地政学的条件に左右されるので、日本の状況を念頭に置くことはとても重要です。

●一元的でない国の利益

安全、豊かさ、文化のそれぞれは価値が一元的ではありません。軍事的優越、経済的優越というものは比較的理解しやすいでしょう。

しかし人が死ぬ時に、いくら安全でも豊かでもしようがない。「ああ、自分の人生は意味があった」と思える価値体系、また人間の挫折を救う価値体系が必要です。典型的には宗教です。その意味で、私は文化・宗教という次元も重要であり、国の利益として決してなくなることはない側面であると思います。

国の発展と国際社会での義務

国際関係の特質を踏まえた日本の外交の目的は、「日本の安全を確実にし、日本の繁栄を続け、日本文化を維持発展させること」です。

ただし、それは世界普遍的なものでなければなりません。ですから、文化の特殊性、伝統という問題には常に留保が必要です。たとえば、日本では明治十年代まで、拷問は取り調べの正当な手段だと信じられていました。しかしそれを日本の伝統だから維持する、というわけにはいきません。普遍の枠組みの中で、日本の文化を維持し、存続させ、発展させていくことが重要なのです。

かつて、日本のことを「小さくてもきらりと光る国」と言った政治家がいました。しかし国際社会におけるプレゼンスという意味で、日本は決して小さい国ではありません。昭和天皇がご病気の時、行事の自粛が相次ぎました。当時、日本人がパーティで食べるエビを採って生活していた世界各国の漁民は大変困りました。日本の動向が国際的に影響を与えるという一例です。

また最近では、北朝鮮の大量破壊兵器が日本の部品で作られていることがわかりました。日本のような高度に発展した技術を持つ経済大国は、経済力を悪用されないようにする責務があります。

九・一一テロのあと、経済産業省は大量破壊兵器に関連する可能性のあるものについて、キャッチオール規制を始めました。デュアル・ユースで使われる可能性のある製品の輸出については、最終用途や最終需要者を確認し、場合によっては輸出を規制するというものです。

国際社会における権利と義務は表裏一体です。日本は、日本の安全を高めると同時に世界の安全に貢献し、日本の繁栄をさらに進めると同時に世界の繁栄もサポートし、そして日本の文化を維持発展させられることができればいい、と私は思っています。

安全の維持と軍事技術

安全とは平和と言ってもよく、その逆は戦争です。安全が維持されるかどうかの最大のポイントは軍事技術にあります。ナポレオンの勝利は、普通の国民を戦争に動員する技術によってもたらされたと言われています。普仏戦

争でのプロイセンの勝利は武器や鉄道網などの技術力が背景にありましたし、ナチスドイツには電撃作戦が可能な技術的条件が整っていました。

戦争とは競争の最たるもので、常に相手の裏をかこうとしますから、予想し得ないことが起こります。長引くと思った戦いがあっという間に終わったり、またその逆もあります。ですから客観的に使える軍事技術に注目して分析することが、とても大事です。いまは衛星で外から見えている時代ですから、内政干渉の条件もかなり技術によって左右されます。古い概念にこだわることは生産的ではありませんし、間違うことさえあると思います。

アメリカの今日の軍事技術は他を圧倒しています。私は政府の視察団でアフガニスタンに行きましたが、タリバンの飛行場の滑走路は、ほぼ爆弾三つでつぶしています。それくらいだと復旧作業も比較的簡単で、すぐに使うことができます。戦闘機は一発でつぶしており、無駄な弾は打っていません。

また、イラク攻撃では大変激しい空爆を行いましたが、死傷者の数はそれほど多くありません。アメリカは自軍の死傷者をゼロに近づけるだけでなく、相手の犠牲者も少なくできる軍事技術を持っているということです。もちろんイラクで数千人も亡くなったことは大変痛ましいのですが、東京大空襲では一夜で十万人、広島、長崎ではさらに多い犠牲者が出ています。いまでも誤爆はありますが、ピンポイント攻撃ができるようになっているのは客観的な事実です。

しかし、正確な攻撃が可能になると、犠牲を恐れずに戦争を始めやすくなってしまい、武力行使の閾が下がるという非常に危険な面があることを我々は知っておく必要があります。現段階で、アメリカが北朝鮮に対して局部攻撃をしないのは犠牲が大きいと考えているからです。しかし犠牲を少なくできるという確信を持ったら、攻撃する可能性が出てこないとも限りません。

軍事技術の発展は、それが世界的に拡散する可能性を孕んでいるということにも留意しなければなりません。オウム・サリン事件は、国家ではないところで化学兵器をつくることが可能だということを示す事件でしたし、アル・カイダも同様です。そもそも学問の成果は公表・公開が原則であり、それが流出することは避けられません。原子力物理学会の情報を集めて核兵器開発に取り組んだという例もあります。

アメリカは圧倒的な軍事力を持っていますが、それをどこにでも使えるわけではありません。フランスが気に入らなくても、フランス相手には使えません。国民が納得する重大な危機や人権侵害がなければ、軍事力は行使できないのです。

イラク問題について

私は、アメリカのイラク攻撃を両手を挙げて賛成したわけではなく、できればやらないほうがいいと思っていました。ただ、査察によって大量破壊兵器を発見することは難しく、フセイン政権の存続を黙認するか、武力攻撃を加えて終わらせるかのいずれかではないかと考えていました。

アメリカの勝利は予測できましたが、その後、イラクに安定した政権が樹立できるのか。さらに根底にあるイスラエル、中東和平の問題が解決できるのか…。これらは大変な作業ですし、第二次大戦後の日本やドイツは参考になりません。少し大量破壊兵器を持った非人道的な政権があっても、周囲の監視・強迫により悪いことをしないように監視付きで残したほうがいいという考えもありました。

ただ、日本は、アメリカが攻撃するとなればサポートする立場をとらざるを得ない。それは北朝鮮問題があるからです。

「日本外交は失態を演じた」と言う人がいますが、世界では、日本は非常にうまくやったという評価です。日本はイラクの大量破壊兵器を許さない、北朝鮮の大量破壊兵器も許さない、アメリカがコミットしたら支持するという大義名分で、自国の利害を増進したと

いうのがむしろ世界の評価でしょう。ただ率直なところ、本当によかったのかどうか、まだわかりません。当面、目の前に危ない話があるのでやむを得ないということです。

アメリカのイラク攻撃によって国連が破壊されたという人がいますが、軍事力の行使という点については、そもそも国連に大きな能力はないと私は考えています。軍事は敵の裏をかくもので、二十四時間・三百六十五日動いていますが、国連は土日休みで九時～五時で動いています。

もちろん国連は、復興や人道援助のためには非常に重要な組織であり、もっと重視すべきでしょう。しかし、国連中心主義には反対ですし、現にそのように主張する国は世界中一つもありません。なぜなら国連がそれほど責任を持つ主体ではあり得ないからです。過度の期待は結局実現せず、シニシズムを招来することになります。より現実的な課題に向かって努力することこそが重要なのです。

困難な北朝鮮問題

私は平壌宣言を高く評価しています。日本は北朝鮮に対して、六五年の韓国ベースで国交正常化をしたら、その後に経済援助をすると言い、北朝鮮が主張してきた一九一〇年日韓併合条約無効論を退けた。つまり、北朝鮮は、賠償金要求を降ろして、経済協力で満足する立場を取りました。さらに拉致を認めて、被害者が帰ってくることまで、どれぐらいの人が予測していたでしょうか。

その後、拉致問題の沸騰で、うまく運んでいないのは確かです。平壌宣言を破棄すると言っている人もいますが、破棄しても日本は得することがありません。向こうが約束を破っていると追及し続ければいいのです。

振り返ってみると北朝鮮問題は二〇〇〇年がひとつの危機でした。EUの数カ国が北朝鮮を承認し、オルブライトが平壌で金正日に会いました。ゴアがフロリダであと何十票か取っていれば、米朝が国交正常化した可能性もあります。そうであったとすれば、北朝鮮はいまのようにベタ降りすることなく、高圧的な態度で、拉致も認めず、日本は追随を迫られたと思います。

核開発は平壌宣言とは関係なく以前からしていたわけですが、核兵器を量産するようになるとやっかいです。アメリカが、少しぐらいあっても世界に流出しなければ容認するという考え方をとる可能性も絶対にないとは言えません。韓国は北朝鮮に核があってもなくても危ない。アメリカは北朝鮮が核を持っても持たなくても、それほど危なくないと考えている。しかし、日本は北朝鮮に核があるかないかで安全の度合いが大きく変わることになるので、核兵器を大量に持たないうちにこの問題を解決する必要があります。

一方でアメリカは、秋から大統領戦に入ります。ネオコンの中ではブッシュ政権のうちに北朝鮮を処理せよという声が高まるかもしれません。なんとか軍事力を使わず「対話と圧力」で解決したいと、私は考えます。

その第一歩として必要なのは、日本が国家主権の範囲内にあることについて、誰からも非難されないことをすることです。マネーロンダリングを監視し、破壊兵器につながる輸出をコントロールし、怪しげな団体は取り締まる。有事法制についても、日本が武力攻撃されたときにどういう行動をとるかについては他国に遠慮をする必要などないのです。vulnerability（攻撃を受けやすい脆弱性）は、国際社会では責任の放棄だと思います。

中国の発展と外交戦略の変化

中国の発展は、本当に目をみはります。私が初めて普通の家庭を訪問したのは一九八八年のことでした。その家にはカラーテレビ、ステレオ、カメラがありましたので、「次は何が欲しいの」と聞いたところ、「電話、クーラー、ピアノ」という答えでした。それらは三年のうちに手に入れていたと記憶しています。そして、最初から十年たった一九九八年に彼らが計画していること

は「家、車、留学」です。

目覚ましい経済発展により、国内では貧富の格差が広がり、腐敗が広がり、資源・環境の問題が生じることとなり、このような状況で国家を統一するイデオロギーは、マルクス・レーニン主義や毛沢東ではなく、激しい愛国主義教育が行われました。当然敵は日本ということになり、江沢民が訪日した一九九八年は日中関係が相当ぎくしゃくしました。

実は中国の対日政策は、このころから本格的に変化していきます。歴史認識の問題は徐々に後景に退いて、あとは台湾だけになっています。江沢民が退任したことでタブーはとれ、対日政策はよくなっています。しかし予断は許しません。中国は依然として全体主義国家だからです。

日本の対中外交も変化をしてきています。九〇年代を通じて「日本は過去の責任を然るべき形で認めるが、対外的なコミットメントはきちんと行う」という「新しい中道」が広がりました。たとえばそれまでの自民党タカ派最右翼は、国際貢献反対、歴史の責任反対でした。社会党は歴史の責任は認めるが国際貢献は反対です。

「過去は過去としてきちんと責任を認める。しかし未来には国際的役割を果たしていこう」というのが細川内閣以来の路線でした。この「新しい中道」こそこれから必要です。そして中国が暴走せずに穏やかなデモクラシーで豊かになっていけばよいと思っています。しかしそうならないかもしれないので、韓国から東南アジアにかけての緩やかな三日月型で中国を緩やかに包み込み、相互に結び付けていくことが大切だと、最近私は提言しています。

韓国とは歴史共同研究も始めていて、歴史問題を政治イシューでなくそうと試みています。同様に東南アジアとも関係を深め、「東南アジア憲章」という構想もあります。

日本の安全保障はどうすべきか

●―効率的で機動性の高い軍隊

湾岸戦争には正当性があったが、イラク攻撃はよくないという人がいます。しかし九〇年に湾岸危機が起こったとき、自衛隊が後方支援を含めて確固たる行動をすべきだと書いたのは、私と佐藤誠三郎氏などほんの少数でした。当時は掃海艇派遣もPKOも反対していたのに、いまは派遣は当然というような顔をしている政治家たちは、本当に反省を知らないと思います。

PKO法は九二年に通りましたが、これには社会党が徹底抗戦しました。社会党にとって、軍隊が国外で活動するのは認められない一線でした。ところが、九四年に方向転換した…。

安全保障の基礎条件を軍事技術だと考えると、世界の安全を守るためには、大きな危険についてはアメリカを頼らざるを得ないでしょう。しかし、小さな危険には機動的に対応する国際的な警察のような部隊を作ることが望ましい。集団的自衛権というより、自由で豊かな国々が共通の危険に対処する一種の警察力を世界で作る段階にきており、日本はそれに積極的に取り組むべきだと思います。

●―外交安全保障戦略会議

私も一員である「対外関係タスクフォース」懇談会では、昨年十一月に「二十一世紀日本外交の基本戦略」という提言を出しました。その最後で「外交安全保障戦略会議」を作ろうと結んでいます。

国にとって、何が重要かを優先順位をつけて決断しなければならない。そういう外交・安全保障を集約し、日常的に頻繁に交流する場が必要だという主張です。従来のようなセクショナリズムでは、もう立ちゆかないのです。

これまでは、大きな決定をすべてアメリカが仕切ってきて、日本では「国益」という言葉が長年タブーでした。しかし、国益を考えて優先順位をつけることが必要です。「戦略」とは重みをつけて、どれを活かすかということです。デモクラシーではコンセンサスを作ることだけが強調されますが、そこには時間の要素が抜けています。

変化の激しい時代にコンセンサスを



得ようとすると不作為をもたらします。その結果、みんな納得する決定をしたとたんに会社が倒産するということになりかねない。デモクラシーとは時間を限った独裁という面もあり、それを軽視してきたことが、戦略の欠如につながったのかもしれないと思います。

対露関係と北方領土

蒲島　ロシア問題ですが、北方領土は返還してもらわなくてもいいという考え方もあるし、逆にイデオロギー的にもっと強く返還を迫るべきだという議論もあります。この件についてはどのようなお考えをお持ちですか。

北岡　私は、ロシアと信頼関係を結ぶことのほうが、北方領土よりもずっと大事だと考えています。しかもそれはかなり可能だと思っています。

ロシアは本当に民主主義の国なのかと言う人がいますが、かなりそのレベルに入っています。ある程度国際規範を守る国で、北朝鮮にもリーズナブルな対応をしているので、わりあい信頼できる国だと思います。

領土問題を放棄するまでの間には、いくつかの段階があるでしょう。いつまでも領土問題でいがみ合うのは得策ではなく、むしろエネルギー問題などでの協調点が多いと思います。領土については、共同主権、残存主権、潜在主権などの形もあり得ます。チャンスはプーチン再選直後です。今後プーチンに匹敵する強力なリーダーが出てくる可能性はそれほど高くない。選挙後、最も支持率が高くなるときまでに、成熟した信頼関係をつくっておくことがとても重要でしょう。

アメリカの対北朝鮮認識

古城　アメリカが、北朝鮮が核を少しなら持つことを容認する可能性は、どういう状況で出てくるのでしょうか。

北岡　アメリカは日本にとって最も重要な国なのですが、非常に変わりやすい面を持っています。

クリントンは、核は不問に付して北朝鮮との国交を正常化しようとしていました。アメリカが関心を持っていたのは、核およびミサイル技術の流出です。北朝鮮が単に地域核大国で数発持っても、アメリカとしては怖くないわけで、交渉によっては最小限そこまで降りてくる可能性がありました。逆にいまのブッシュ政権の行動は、クリントン時代には考えられませんでした。

北朝鮮の普通の国民にはなんの罪もありませんし、知的水準は高いので長期的には発展する可能性を持っています。ブッシュの北朝鮮に対する強い敵意も、悪辣な指導者は許せないというもので、人民に対する共感は根っこにあると思います。

茂木　アメリカが北朝鮮に局部攻撃をしないのは犠牲が大きいからだと言われましたが、これは反撃によってもたらされる犠牲という意味ですか。

北岡　二つあります。一つは、核関連施設がどこにあるか全て把握していないということです。地下にあるものは衛星からでは見えないので、いっぺんに破壊できるかどうか心許ないわけです。第二は、三十八度線の北側にある数千～一万門の攻撃能力で、漢江の北岸は廃墟にできると言われていることです。これが一度に飛んできたら、阻止する手立てはありません。とりあえずアメリカは自国軍の犠牲者を減らすために南に下げ、犠牲が少なくなる方法を模索していると思います。

茂木　ブッシュは北朝鮮の民衆を気の毒に思っているというお話がありました。その一方でアメリカは、核を数発持つぐらいで、テロリストに流れず、アメリカ本土が脅威にさらされないなら容認するかも知れないとおっしゃいました。

この北朝鮮人民に対するブッシュの同情と、脅威にさらされなければ黙認するということは、どうつながるのでしょう。

北岡　容認しているのはブッシュではなく、容認するという人もいるということです。そしてそのような考え方を持つ人たちが政権に復帰する可能性もなくはない。

現ブッシュ政権は、「遠方はアメリカ

の国益とは関係ない、アメリカだけを守って安全に繁栄していればいい」という共和党のオーソドキシーとはかなり異なります。ですからいろいろな可能性があって、どれが出てくるかわからない。実際にブッシュは総得票で負けたのですが、政権を取ればできる範囲のことはみんなやる。つまり何十票の差でどんな政策になるかわからない。だから、日本はその両方に備えておくほうがよいでしょうね。

小林　朝鮮半島情勢については、日本はアメリカ頼りだと思います。しかしアフガンやイラクのような人的・財政的なコストをアメリカ国民がどこまで許容するのか。民主主義国ですから国民の予算承認の範囲内ということになるわけです。

ブッシュが、国民の許容の範囲、世論調査の例などから、核の許容へ行かないという保証はあるのでしょうか。

北岡　アメリカの財政赤字はかなり限界です。核の数発ぐらいなら、これ以上の軍事的コミットメントはノーだ、という方向に振れる可能性はあると思います。ただ日本は、北朝鮮の切迫した問題を抱えています。アメリカとは、いま緊密な関係を維持するための最大限の配慮をすべきだと思います。

中国と朝鮮半島

古城　中国については、緩やかな三日月型の包囲網で包むとおっしゃいましたが、アセアン地域フォーラム（ARF）など既存の制度を使うのでしょうか。それとも、新たに日本がイニシアチブを取る必要があるのでしょうか。

北岡　三日月型は実際には難しいことですが、共通対外政策はあり得ると思います。たとえば南沙群島で中国が何か問題を起こした場合、日本は関係ないと言うのではなく、それはおかしいと発言すべきです。尖閣で中国が何かしたら、インドネシアが発言する。そういう共通の対外政策をとる必要がある。日韓、日中で、利害関係の薄いところで共通のPKOをするなど、東アジアで共通の対外政策をやればいいと思います。

三日月地帯では、海賊対策が日本と東南アジアの協力で可能です。東南アジアでは「東南アジア非核地帯」を九〇年代につくりました。そこに日本も入って、「我々は核はない、中国も核を放棄しろ」というプレッシャーをかけるなど、いろいろな意味で共通性を強めることが必要です。

村松　二十年以上前の日本を考えると、なんとなく閉塞感があって外交の余地がないように感じていました。

しかし朝鮮半島に関して言えば、韓国の大統領が全斗煥から盧泰愚に替わった頃から、東アジアにおける「外交の可能性」が感じられるようになってきました。北朝鮮の国民の実力は高いとおっしゃいましたが、北朝鮮がどんどん開かれていくと、中国の強いライバルになる可能性もあるのでしょうね。

いずれにしても朝鮮半島は非常に気になりますが、中国の朝鮮半島に対する見方については、どうお考えでしょうか。

北岡　二十年以上前の閉塞感は冷戦からきたものですね。それに、日本の周りにはソ連があり中国があり、韓国は独裁で日本を憎んでいるという構図で、どこも開いていなかった。これは地政学上しかたがないことで、構造的なものです。経済格差が縮まり自由化が進み、八〇年代後半から、台湾、韓国が民主化したことからいろんな可能性が広がってきたと思います。

中国と韓国の関係には長年の歴史的経緯があります。人口は十三億と五千万ですから比較になりませんし、韓国は中国に対して伝統的に事大主義で、中国への期待感は大きく、他の国に比べてオプティミスティックだと思います。中国から見ると、朝鮮族は元来中国の中にいる国民だという意識がなくもない。現に満州に数百万いて、ある程度マネージャブルだと思っている。北朝鮮と中国は近づきすぎとも見えますが、主体思想は事大主義の裏返しで、なんとか主体性を持ちたいと思っていますから、一方的に雪崩れ込むこともないと思います。

集団的自衛権と核の問題

芹川　日本の安全保障の話の中で共通の警察力というお話をしておられました。それでは集団的自衛権と警察力の絡みはどう考えたらいいのでしょうか。共通の警察力というと国連との関係もあると思います。

北岡　私は国際的な警察力のようなものが必要だと思っています。国際的に対処すべき事件があっても、外国だから行かないとか、攻撃されたのが日本人でないから行かないというのは個別的自衛権の世界です。そうではなく、世界共通の安全保障として行動する役割を分担する、と考えた方がいい。しかしそれは集団的自衛権の行使をタブーとしていたらできません。

日本は大きくて動きにくい軍隊を持っていますが、機動性の高い、小さくて動きやすい軍隊がいいという意味でお話ししました。

国連が軍隊を持つのは難しいと思います。国民に生命の危険を要請できるのは国家だけです。国連軍は、志願兵、傭兵は可能ですが、真剣に戦う軍隊は難しい。結局各国が軍隊を拠出することになります。やはり国連は軍事力の行使には馴染まないと考えます。

芹川　今度のイラク新法もそう、テロ特措法もそうですが、個別の特例法ではなく、より恒久的な一般法を作る

べきではないかと思いますが、いかがでしょう。

北岡　イラク新法など、いちいち法律を作るのはいい加減にして欲しいと思います。一般法を作るのは現実のニーズがないから反対だという声がありますが、それは反対論になっていない。いつでも対応できるようにしておいて、メリットが大きくコストが少なければ行く、そうでなければ行かない、それを決めるのが政治の判断です。

国際的な正当性のある活動で日本が役に立つものであれば、何にでも参加する。個別法でなく、安全保障基本法のようなものを作り、日本がすることを決めればいいと思います。

早野　冷戦後期には、アメリカとソ連の核を削減することが大きな問題でしたが、いまの核のバランスをどう捉えたらいいか。関連して、日本核武装の話も出ていますが、どうお考えでしょうか。

北岡　アメリカが圧倒的に優位になったので、バランスは取れなくなっています。ただアメリカの軍事力にはデモクラシー、世論という制約がありますから、悪いことをしていない国には使えません。

アメリカは巨大な反撃能力を持っていますから、誰もアメリカの正面から攻撃はできない。しかし、挑戦者がいないぶんだけ、勝手に核兵器を使う危うさは、なくはない。ただ、北朝鮮にしてもイラクにしてもマイナーな国ですから、大きな軍事力の危険よりも、ゲリラやテロのほうがいまは問題だと思います。

日本が核武装をするメリットはないと思います。日本は狭くて高度に密集化した社会ですから、核兵器には脆弱な国です。北朝鮮や中国に対抗するために持たなければならない量は膨大です。日本は核兵器の競争で非常に弱い立場にあり、核兵器競争にならないようにすることのほうが重要で、その点でアメリカの核抑止力をサポートするべきでしょう。核武装より現実可能性があるのは、日本が自前の攻撃力を持つことです。本当の安全保障は、あり得る話のメリット・デメリットを議論することから始めるべきだと思います。

外交とメディア

永野　先生はメディアの影響力ということについてどうお考えでしょうか。近代の外交あるいは戦争も含めて、メディアの活用が戦略的にも重要な時代になっています。同時に、外交問題、北朝鮮問題について、政治家や学者の方がテレビ等で討論されますが、それは相手も聞いているわけですね。情報公開の世の中になっても、秘密性がないと戦略にはならない気がします。

北岡　よく外国で言われるのは「小泉首相は人気が高いから、国民にもっと訴えかけて、改革の支持を集めればいい」ということです。私もそう思いますが、実際はメディアがそれを許さないので、なかなか利用できません。

テレビでも、民衆は平和を望み、悪いのは政府だと言えば無難ですが、本音を言うと苦情が殺到しトラブルが起こります。当たり障りのあることは出せません。これはメディアの持っている構造的なバイアスだと思います。

谷口　アメリカが北朝鮮政策を核拡散防止に転換することは、単なる可能性ではなく、たしか一、二カ月前のヘラルド・トリビューンに載りました。私はそれを読んで、これはあり得るかも知れないかなと思いました。二〇〇〇年の大統領選挙のときに、ブッシュはどこにも介入しないと言っていたからです。それが九・一一を挟んだとはいえ、こういう形で劇的な転換をした。共和党内だけでもどんでん返しがあり得るということです。結局その報道は止まったので、誤報だったのでしょうが、日本がその報道をフォローしなかったのは不思議でした。

これは日本の戦略として考えると非常にまずい。もっと突っ込んだ調査報道をしていいと思います。政府の中に日本版ＮＳＣと考えるかどうかは別として、国家戦略を考えるときに、メディアのあり方についてお考えがあったら教えてください。

北岡　数発許容したというのは、言い換えれば体制の保障と翻訳することもできます。それは最後の落としどころとしてあるかもしれない。一定の期間を限ることもあり得ます。アメリカやイギリスでは、仮定をはずした自由なオプションを議論して、その中でよさそうなものを掘り下げていきますが、日本ではそれがありません。戦略としてはまずいと思います。

日本版ＮＳＣというのは難しくて、特に日本は秘密が漏れ放題の国です。自民党の総務会は秘密会なのですが、各紙に完全な情報が出ます。

対外関係タスクフォースで提言している「外交安全保障戦略会議」は、セクションに囚われないディベートをする会にしようという程度のことです。少なくとも重要なアジェンダに順番をつけたり、これとこれは矛盾するがどうするかという議論をすることは必要だと考えています。

蒲島　ありがとうございました。時間がどれだけあっても足りませんが、ここで終わらせていただきます。

（六月十七日）

第40回　「21世紀の日本を考える」研究会

虚妄の規制改革

講師
南部鶴彦（学習院大学教授）

出席者
加納貞彦（早稲田大学大学院教授／エジンバラ大学客員教授）
川野毅（㈱ニューオータニ大阪総支配人）
岸本周平（財務省理財局国庫課長）
古城誠（上智大学教授）
波頭亮（経済評論家）
藤原淳一郎（慶應義塾大学教授）
永野芳宣（㈶政策科学研究所副理事長）

南部　話の題材としては過激ではないのですが、少し挑発的な形で議論をと思い「虚妄の規制改革」という題にしました。私は規制問題に二十年ほど取り組んでいますが、日本ではうまくいかないのではないかと思い始めていまして、その理由をお話しします。

「虚妄」はレトリックではなくて、それによって実質的に規制緩和は何をもたらすのかということを考えたいのです。つまり「虚妄」の反対を「実質」とし、「実質」の規制緩和の定義をしておけば、そうでないものを「虚妄」と呼んでもいいのではないかと思うわけです。

実質の規制改革の目的

アメリカの政策アジェンダにおいて、実質的な規制緩和の目標と考えられていたのは、基本的には三つあります。

まず一つは、「緩和するのは規制する理由がないこと」、つまり規制する根拠がなくなっている。したがって規制価格は競争価格まで下落し、それによって消費者は大きな利益を得ることになります。

二番目は、「規制コストの削減、消滅」です。規制する理由がなくなるわけですから、規制官庁も、それにまつわるさまざまなコストも必要がなくなり、結局コストの削減となり、消費者の利益になります。

三番目は「ビジネスの自由の回復」です。規制されていた企業が、緩和によって、悪い言い方をすれば、やりたい放題になるわけです。希望的観測で言えば、ビジネスの自由の回復によって、新製品が生まれたり、他にもさまざまな良いことがあって、需要曲線が右上にシフトし、利益が大きくなると予想されます。なぜそうなるかという説明はいっさいなく、そうなるであろうという、いわば予想です。

では予想通りの結果を得た規制改革があったのかというと、短期的に時間を限ればありました。超楽観的な制度改革ですが、一九七八年にアメリカで航空規制解除法（Airline Deregulation Act）ができ、アメリカの航空会社の経済規制が廃止されました。それまでは、国内路線に限り、日本でいえば運輸省に当たる組織が航空運賃の規制をしていて、路線や定期便の規制、参入だけではなく撤退も事前承認を得ずしてはできませんでしたが、それら全ての規制を撤廃したのです。

そして八〇年にはCAB（民間航空委員会 Civil Aeronautics Board）が消滅しました。全面自由化したため、規制する理由がなくなり、勤めていた人は全員クビになり、建物もなくなりました。

本来の規制改革の一つのパターンは、法律を改正することです。改正に多少コストが掛かりますが、たいしたこと


▲南部鶴彦 氏

はありません。法律の条文を一文変えるだけで、消費者の利益が増加する可能性があるのです。

私はこういうものが本来の規制改革ではないかと思うのですが、現実にうまく機能したのはこの当時の航空と陸運しかないでしょう。

さらに先に付け加えておきますと、アメリカの航空会社の規制改革が成功したかというと、はなはだ疑わしいのです。八〇年代前半までは航空運賃が下落することもあったのですが、実は空港がボトルネックになることを見落としていたのです。単純極まりないことですけれど、ウェイティングスペースがないと客は運べません。UA、あるいはAAなどの巨大な航空会社は自前の空港を持ち、その中でお客さんを待たせることができますが、それができない会社は次々とつぶれていきました。

七八年の法律は競争的市場の実現を予想して作られ、改革がなされましたが、現実に起こったことは、数社による非常に寡占的な市場構造ができ、その結果として、航空料金が非常に高くなってしまいました。

規制ゲームのステーク・ホルダー

規制政策の効果をゲーム理論で考えようとする場合、たとえば、通信を例にとると、最初、規制ゲームのステーク・ホルダーは、FTC（連邦取引委員会 Federal Trade Commision）、DOJ（司法省 Department of Justice）とAT&Tの三者ですが、規制の枠組みの中には次から次へといろいろなプレーヤーが登場します。アメリカの場合次の六つに整理できます。

①**規制当局**―連邦政府と州の公益事業委員会があり、その利害はしばしば相反するという二重の構造を持っています。

②**独禁当局**―産業によって担当が違いますが、DOJかFTCのどちらかになります。

③**先発企業**（incumbent）―追われる立場であり、重要なプレーヤーです。

④**参入企業**（entrant）―アメリカの規制ゲームを見ていると、もっとも大事な役割を果たしているのがこの参入企業で、さまざまな主張をするという形で、ゲームが展開されます。これは日本でも同様です。

⑤**消費者**―日本の枠組みで考えると消費者はいまだに影響力が弱いのですが、アメリカの場合は、大きな力があり、規制ゲームに登場してきます。

⑥**政権**―適切な言葉ではないかもしれませんが、大統領を出している政党なり政権が、自分の公約を含めて規制ゲームでさまざまな主張をします。

このようなプレーヤーがくんずほぐれつの形で、しかも目に見える形でさまざまなことが起こっているというのがアメリカの姿だと思います。日本も似たようなものですが、それほどはっきりした形では出てきません。

実は⑦番目に「官僚」というものを考える必要があると思っていますが、今のところは規制当局という少しニュートラルな言葉で整理しています。

ネットワーク産業のジレンマ

規制ゲームを、我々の日常生活に非常に影響があるという形で考える場合、電力や通信というネットワーク型産業が、はっきりと問題を捉えやすいので、ネットワーク型産業を取り上げたいと思います。

ネットワーク型産業と競争を考えるときに必ず起こってくる問題があります。一つは通信も、電力も、先発企業の持っているネットワークを使わせてもらわないと参入企業は商売ができないことです。もちろん自らネットワークを建設してもいいのですが、それでは天文学的な数字になってしまうし、共倒れになってしまうので、ネットワークを借りる、あるいはアクセスを認めてもらうというアクセス権の問題が起こってきます。

二番目には本来、本当の競争であれば、先発企業にも参入企業にも自分が供給したくないサービスを提供する義務はないわけですが、アメリカでさえも起こっているのは、ともかく最低限

のものは保障しなければならないという義務が課せられることです。

この「不可欠設備」と「ユニバーサル・サービス」の二つがネットワーク産業の競争の基本的な枠組みです。ですから、先発企業は、正統な理由があれば、本来取引拒絶ができるはずなのに、現実にはできない。

また、アクセス問題では必ず、先発企業、参入企業、規制当局という三者が絡み合ってきます。後発企業は、「先発企業がディスクリミネート（差別的取り扱い）をするので参入するのが難しい」と主張します。本当にそうか極めて疑わしいこともありますが、必ずそう言います。悪質な場合、差別が常にあるとして、先発企業に対するディスクリミネーションを訴え、参入障壁を低くしようとします。

私は参入障壁は高いほどいい場合もあると思っており、参入障壁を正当な理由なくして下げさせることは、むしろ資源の浪費につながると考えています。しかしディスクリミネーションという言葉はもう世界共通語で、ディスクリミネートしているほうは一歩下がらざるをえないという世界風潮があります。電力でも送電部門が託送料金を不当に高く付けているという議論をすると、一歩下がらなければならないということが起こるわけです。

もう一つ非常に問題だと思うのは、自由化を実現しようとしている規制当局にとって、それがうまくいくかどうかは不確実で、失敗したときの責任転嫁をする相手として先発企業ほど都合のよいものはないということです。つまり、政策失敗の中には、本当は競争なんかできもしないのに無理にさせようとしたということまで含めて、政策失敗を先発企業に押し付けている場合があります。

やはり競争の類型をきちんと分けて考えるべきだと思います。例としてあげるのが、F1型競争と徒競走型競争です。競争とは一つのスタートラインから一緒に走り出して、誰がいちばん早いかという競争もありますが、後発が必ず先発よりも優れていることを証明する義務があるという形の競争があってもいいのではないかと思うのです。

F1型というのは、最初に試走してみて、いちばん早いのがポールポジション、いちばんいいところにいる。それから二番目に早いのが二番目の位置、試走で十位の者は十番目にしか位置を付けられない。もし上に出たければ九番目、八番目、七番目と順次抜いていかないと、結局は勝ったことにはならない。より優れていることを証明するためには、自分より先にいる者を追い越さなければいけないという思想で、ある意味で当たり前の原理です。

ところが経済学の競争の議論は、日本風に言えば「枯れ木も山のにぎわい」競争です。ともかくたくさん参入してきて、みんながドタドタ走っている。確率的に見て数学的にそういう競争がいいということも証明することはできますが、一般的に言えば、参入しようとする企業が先発企業に比べて非効率だったら、非効率なものを参入させて一緒に走らせてどうなるのかということです。徒競走で、足の速い子は百メートル、足の遅い子は五十メートルを同じ時間内で走ればいいという競争をさせるのと同じで、実は競争したことにならない。

競争の基本的な類型、考え方に回帰しないと、ネットワーク型産業における本当に有効な競争が起こり得るかということにはたいへん疑問があります。

タイトルに付けた「虚妄」というのは、一つはみんながどんどん参入できるようにしたほうがいいというところに非常に重点が置かれ、それが構造改革だと無責任に言っている人の言い分が受け入れられていることが問題だという含意です。

参入が活発であることをもって、規制緩和・自由化の成功とみなす場合、非効率的な参入を許容する可能性があり、ひいては資源配分の効率性に障害が起こるということ、参入が先発の設備利用を条件とするときには、競争の基本類型に回帰する必要があることを指摘しておきます。

競争実現に必要な社会的コスト

以上のことを前提にした上で本論になります。規制政策に関して、この十年間で非常に大きく変わったことは、まず第一に、本来、規制当局は規制撤廃により不必要になれば消えていくはずが、実はまったく消えないということです。

規制緩和で競争を実現するために、別の規制が必要になれば、それは当然追加されるべきです。しかし、皮肉なことに、そのことが規制官庁が生き残るための根拠になってしまう面があるのです。古い規制は要らないが、別の意味での規制、ないしはモニタリングが必要だという形で、ほとんどの国で規制委員会は生き残り、人数も増えています。つまり規制当局が規制緩和によって減らずに増えるという事実が発生したのです。官僚組織がそのように反応することは予想されたのですが、経済学者として残念なのは、経済学もそうなることに組みしてしまったという気がすることです。

かつてのゲーム理論は、ノイマン、モルゲンシュタインのゲーム理論で、おもしろいのですが、あまり実用的な扱い手のない議論でした。それが八〇年代に、新しい産業組織論（new I.O. new Industrial Organization）が台頭し、そのモデルとして、新しいゲーム理論が中心的な役割を果たすことになった。

ここで何が問題かと言うと、モデルの基本的な骨格が、インカンバント（先発企業）は必ず悪い、エントラント（参入企業）は必ずいじめられているという図式であることです。これは一種の確信犯みたいなモデルで、このモデルに乗ってしまうと、必ずインカンバントは参入を阻止するなり、しにくくさせるので、それを緩和するための政策的な措置が必要だという議論になります。

おかしなモデルの一例に、ライバルコストを引き上げる戦略モデルというものがあります。参入者を阻止するためだけに莫大な投資をすることは、競争社会では、ほとんど起こらないのですが、まじめにそのようなモデルが取り上げられ、それに基づいた政策提言が「new IO」の世界では行われておりました。

具体的な例に、アメリカでの一九九六年の通信法改正があります。一九三四年の法律が六十年以上たって改正され、市内電話と市外電話の相互参入の促進が認められました。それ以前のしがらみで市内電話会社が市外に出ることが禁じられていたのをできるようにしたのです。この場合、インカンバントは地域電話会社、日本でいえばNTT東やNTT西に相当します。エントラントは長距離のほうにいたAT&Tです。ともかくエントラントは圧倒的にインカンバントに比べれば弱いから、参入がしやすいように厳しい制約をインカンバントに課す。そしてエントラントが入ってきやすいようにしましょうという発想でした。しかし、エントラントの中身を見れば、実は海千山千の企業であるわけで、それがかわいそうな新規参入者という位置づけを与えられているのです。

さらに、競争実現のプロセスで強いインカンバントを放っておけば、何をするか分からないから規制は必要であるということで、FCC（Federal Communication Commission：連邦通信委員会）は生き返ったわけです。

結局、実質的な規制緩和の目的、つまり規制コストを抑えるために競争原理の導入をしても、新たな規制や監視という社会的費用がかかり、場合によっては規制以前よりもコストが増加する形になるということが起こっているわけです。

自由化の範囲と競争導入の純便益

結局、規制政策での競争導入はコストが掛かるということが明らかになりました。規制官庁が生き残るし、場合によっては前よりよけいコストが掛かる。

したがって、第二に、規制緩和あるいは競争導入によってもたらされる消費者の便益（消費者余剰の増大）と、

競争実現のために必要な規制の追加コストを比較して、どちらが大きいかを考える必要があると思います。

実は通信の場合は、規制政策の効果を論じにくい面があります。それは政府の規制とは無関係に、技術革新などによって世の中がどんどん進んでしまうためです。

一方、電力の場合には明らかに政策による効果を論ずる必要があります。電力の全面自由化は一つのメニューになっていますが、全面とはどこまでなのかを明確にする必要がある。一般の家庭用電気料金まで自由化するのか、リアルタイム・プライシングを導入して、絶えず電気料金を見ながら使うか使わないかを決めるのか、それに必要なコストに比べて消費者に還元される利益はどれぐらいかということを、当然考えなければなりません。

ところがいまは、その視点が欠落したまま、自由化に賛成か反対かを議論している。その大きな理由は、規制緩和・自由化が一種の宗教になっているということだと私は思います。自由化賛成の人たちは、電力産業の技術的側面を十分理解することなく、ともかく自由化することがいいと考えているように見えます。

技術革新や、新製品がどんどん生まれるような社会を実現するためには、競争しかないではないかという議論が、希望的観測のもとに横行している状態ではないでしょうか。

実際、送配電部門のエンジニアに、いろいろな形で自由化するとどれくらいのコストが掛かるかを試算してもらったところ、数十兆円ほどだろうというのが、大づかみな感じです。それに対して、最終的に消費者がどれぐらい得するかというと、せいぜい数兆円という結果です。つまり、一けた違うわけですから、徹底的にシステムなり、テクノロジーを変えて自由化することが、はたして社会的な利益になるだろうかという根本的な疑問があります。

不確実性を増す不明確な自由化ビジョン

規制政策の根幹部分で非常に問題だと思うのは、規制当局が明確なビジョンを持っていないことで、その結果として不確実性がますます高まってしまうことだと、私は思います。

たとえば、いま設備投資が減ったことが問題になっていますが、どこが減ったか調べてみると、電力と通信です。通信の場合はバブルが崩壊したという議論もありますが、電力企業も通信企業も設備投資をする気にならないような政策が採り続けられていることが大きな原因です。つまりこれは、政府が設備投資しないように誘導しているのと、結果としては同じです。

キャッシュ・フローから言えば、通信や電力というのは設備投資をすれば収益があがる非常に数少ない産業だと思います。何千億のオーダーで起爆剤になるにもかかわらず、規制当局が不確実な世界をわざわざ作り出し、ますますネガティブなループが働いているのが実態です。

不確実性の経済学という世界で言えば、将来が不確実であれば、はっきりしたことが分かるまで大事な決定はしないということが、合理的な選択、つまり最適な戦略になります。電力会社やNTTが投資を先延ばしにすることは、実は環境が招いているのだと思います。

結論として、規制当局が生き残ってモニタリングという名目でやっていることの多くは、ただただ参入企業を助けることに終始している。しかし助けている企業の面々を見れば、海千山千の連中ばかりで、助ける必要などない場合がほとんどなのではないでしょうか。

競争導入や自由化が非常に崇高な目的であるために、規制官庁はそれをどうしても証明して見せなければいけない、というジレンマに陥っているのではないかと思います。

官僚の役割とは

アメリカ型の規制改革では、要らなくなった官僚は消滅するという論理なのですが、日本はその逆ではないかと



いう気もします。

チャーマーズ・ジョンソンの言い方を借りれば、官僚の起源は武士である。武士は領主に対する責任感を持ち、責任が達成できないときには自裁するということまで含めて責任を取る。そういうシステムが一貫して働いてきたが、戦後断ち切られた。その影響がいまごろになって出てきて、システムの破たんをきたしているのではないかと思うわけです。

もちろん、腹を切ればよいというつもりはありません。しかし、政策決定者である官僚が誰のために政策を決定しているのか。その責任をどう取るのかということについては、極めて不明確なまま来ているというのが、戦後の、特にサムライ型の官僚が死滅した後の日本の官庁の問題だと思います。ですからこのような形でいくと、結局アメリカのような形にもならず、といって権威がどんどん失墜するわけですから、自然消滅することはあるかもしれませんが、ともかく危機的な状況にあると見ていいでしょう。

ではそうではない世界を考えてみると、たとえばアメリカのようなポリティカル・アポインティ（公務員の政治任用制度）を使う。大統領が決まると、そのリーダーの政策に合致した人がポリティカル・アポインティで官僚組織のトップになりコントロールするというのは一つのやり方でしょう。

問題は日本でできるかです。少なくとも小泉さんまでの首相を見ているとできていないと思います。首相個人としてリーダーシップを発揮することも、ましてや政党を基盤にしたリーダーシップさえ取ろうとしない。そうなると、官僚は誰に対して責任を取るのか。もちろん戦前型の官僚制は論外です。市民や国民に対する責任と口では言いますが、実際は誰に対しても責任を取らない、自分にやさしい官僚制になってしまっているわけです。

では日本で安定的な社会、あるいは電力で言えば安定的な供給を担保してくれるのは誰か。それは大企業なのではないかという気がします。ここまで来てしまった日本社会は、大企業の中の一種の官僚的な人たちが、供給責任を持ち、きちんとやるという大企業の責任の取り方が、いちばん安心であるような感じがします。干渉する役割を果たすべき官僚や、ましてや審議会、裁判所等に信頼を置いて、ネットワーク部門を維持していくのは特に難しいのではないでしょうか。

いろいろご意見をいただければと思います。

役所は必要以上に介入するべきではない

川野　カリフォルニアでは、電力の自由化の過程で、料金の高騰や一部には規制が残ったという不完全な、ねじれ現象が起きました。規制緩和には、事業をやる自由もありますが、事業をやめる自由もあるわけで、社会資本的な事業では、社会不安や社会コストの増加を将来的に呼び起こす場合も出てきます。

規制の追加コストの中には、事業をやらない自由まで許してしまうという、将来的な潜在的リスクを、コストとして織り込むべきなのでしょうか。

南部　規制緩和の本来の姿から言えば、採算がとれなければ企業が撤退することはむしろいいことです。ただその場合に、消費者の一部が非常に困るということであれば、企業の収益の一部を使ってユニバーサル・サービスという形で提供すればよいわけです。そこであえて規制官庁が規制する必要はないでしょう。

実際、試算がいくらでもありますが、たとえばＮＴＴが全国にユニバーサル・サービスを提供するには、数十億から数百億で済むようです。電力も五十億とか百億でできることであれば、規制とはまったく無関係なのではないかと思っています。

古城　先生のお考えは、規制緩和は原理的には失敗しやすいという議論ですか。それともやり方がまずいという議論ですか。

南部　規制緩和は結局うまくいかないと思っています。たとえば通信ネットワークに関する知識・理解は、郵政

省の人がいくらがんばってもＮＴＴの人には追い付かない。電力のコントロールにしても同じです。

ごく一般的な産業に通ずる規制緩和は構いませんが、技術の根幹に係わる部分について、本来まず規制当局が規制できるのだろうかというところから私の議論はスタートしています。

波頭　日本だけではなくて、フランスでもドイツでも、官僚が規制緩和の事務局をやる限り、本質的にうまくいかない、これは日本の官僚だけの問題ではないということですね。

南部　そのとおりです。

永野　規制緩和によって自由にするために、新たな規制が必要だという考え方があり、自由にすると言いながら実際は不自由になっている人がたくさん出てくるのであれば、その政策は意味がないということですね。

南部　不自由になっている人の数はそう多くないと思いますが、問題は社会にとってどれくらいの利益が得られるかということです。

たとえばネットワーク型産業で言えば不自由になっているのは先発企業ですが、それを不自由にすることで何か得ることがあるかと言うと、得ることはないという気がします。

電力で言えば、全面自由化して送電と発電を分離するという議論があります。それによってどれだけ消費者の利益になるかというと、今度は送電部門を監視するために膨大なヒューマン・リソースが要る。しかも官僚が支配するような送電部門になれば、効率的であるはずがない。それなら作ってどうするのか…。この場合は自由になるのは新規参入者で、先発から差別を受けないということです。

加納　もしＮＴＴが独占のままだったら、昔の価格に高止まりして下がらなかったでしょう。ともかく競争市場が出現したことが非常に大きな要因となり、ずいぶん無駄なこともあったと思いますが、結果的には、値段も下がり企業内も活性化したと思います。

たとえば独占から競争へ移っていくときに、規制緩和という方法以外にはどんな方法があるのでしょうか。

南部　インカンバントが巨大である場合には、競争原理の導入による自由化しかないと思います。

しかし、そのシナリオで日本のように、特に長距離市場が三社しかいないというような形の規制ではたしてよかったのかという問題はあると思います。私はアメリカのように何社でもいいという形にすべきだし、つぶれるならつぶれればいいと思います。

その意味で、おっしゃるとおり規制緩和なり、それなりの自由化は必要だと思いますが、そのプロセスで役所が介入しすぎたと感じます。

古城　通信における規制緩和のやり方にはいろいろな弊害があったと思います。しかし、独占か規制緩和かというと、やはり規制緩和をもっとうまくやればよかったということになりませんか。

南部　もちろんそうです。規制緩和がまったく無為だったと言っているわけではなく、総論で言えば規制緩和をすることによって、何かすばらしいことが起こるというのが、小泉さんの言っている構造改革でしょう。

しかし、そんなことは起こるはずがないというのが私の言いたいところです。実際のプロセスの中で保証するものはほとんどないのですから…。

加納　つまり規制改革そのものが悪なのではなく、実質的な規制改革をやろうと思えばよいということですね。

支離滅裂な電力の自由化論議

古城　ネットワーク型産業や基幹産業での規制改革は、机上の理論としては考えられるけれども、実際にはプレーヤーがいろいろおかしなことをして、大きなコストをかけたらだめなわけですね。

南部　社会的なコストは非常に大きいと思います。

たとえば電力の場合、参入者が参入しやすいようにするために、託送料をうんと下げればいいという議論がある。しかし託送料を下げたら、送電のトータルな質が落ちるということが起こってくる。今はそういうことへの配慮はまったくありません。とにかく入りやすくすればいいという議論にすべて終始しているのです。

もう一つ困るのは、スタートポイントで競争を導入することが本来手段であったはずなのに完全に目標になってしまって、しかも後戻りができなくなってしまっている点です。

古城　電気の場合は、安定供給がうまくいかなかったというのが大問題ということですね。

南部　そうです。

先日、アメリカのエコノミストで電力の専門家に、日本の電力改革案をどう見るかと聞いたところ、彼はひとこと「支離滅裂だ」と言っていました。質を保ち、かつ値段を下げるという絶対に不可能なことをやろうとしていると。送電部門の安定性を絶対保ち、供給の安定も絶対に保つ。その中で競争などあり得ないというのです。

非常に単純明快で、私もそう思っています。

加納　電力で安定供給が言われているのと同様に、九・一一のテロ以降、通信でも、結局ニューヨークの市内で一生懸命、安定供給に努めていたのは旧ＢＯＣ（Bell Operating Company ベル系地域電話会社）で、新規参入はみんな撤退してしまったと言います。安定供給や、信頼性という観点からもう一回見直さなければいけないという議論

が、いまの共和党のパウエルFCC委員長の下でだいぶ行われているようです。

南部　去年の十月にニューヨークの公益事業委員会の通信の担当者に会ったときに、二人のエコノミストが出てきました。

ニューヨークは最も自由化賛成派、促進派ですよね。その自由化促進を担当しているエコノミストが、同じことを話していました。野放図に新規参入者をどんどん入れたのは間違っていたと。九・一一の事件以来、安定供給をもう一回見直そうと、はっきり転換しています。

日本の官僚、この場合は経済産業省ですが、なぜそういうごく当たり前のことを議論の大前提に設定しないのか。非常に問題だと思います。よいことばかり起こることを前提にして、全面自由化にしか努力を傾注していません。

担当者は二年か三年で変わっていくので、その後の責任の取りようもなく、責任を取る仕組みもない。このままでは、国民が信用しなくなるのではないかと危惧します。

実質の規制改革に必要な仕組みとは

岸本　基本的に規制改革はいいことですけれど、いわゆるインフラの設備投資が巨額で、オールジャパンに及ぶような、たとえば通信とか電力についての規制改革のやり方は工夫したほうがいい。そこはまったく同感です。

結局、官僚組織も大企業も組織としては変わりないでしょう。違うとすれば、それはガバナンスの問題です。制度としてガバナンスをどう効かせるかというときに、私企業であれば競争をどうやって入れるかに尽きる。しかし、ネットワーク型産業の場合は、やみくもな参入をすることは問題だというご指摘については賛成です。

アメリカは、いろいろ問題もありますが、民間の人が政府に入って、政府の人が民間に行くというリボルビング・ドアの仕組みになっています。

日本はクローズドな部分が多く残っているので、たとえばネットワークをよく知っている人が官側に行っていれば、もっと上手に規制緩和できた可能性があったのかもしれませんね。

南部　おっしゃるとおりです。つまりリボルビングというのは水平です。日本は上下みたいな形になっているからおかしい。

川野　国のことを考える官僚が数少ないなら、組織は文鎮型にしたほうがいいですね。ピラミッド型にすると、国のことを考えない人が中間層にいっぱい入ってくる。

考える人だけが文鎮のつまみのところにいて、広く上から下まで意思決定プロセスをあまり長くしないほうが結局、意思は通じやすくなるのではないでしょうか。

岸本　おっしゃるとおりです。

波頭　「べき論」としての官僚の仕事や方向をゆがめるのは、政治家でも同じでしょう。政治家も国家政策の基本方針を決定する役割に対しては五百人も要らない。国政特化というのであれば全員全国区にすべきだし、人数も百人もいれば十分でしょう。地元利権とは全く離れたところで、誰がどういうことを提案しているかを理解した上で国民が選ぶようになればいい。

南部　文鎮とは重しという意味だったら、いまの日本の仕組みだと本当の意味でレフリーはいないわけですね。基本的に尊敬できるという文鎮のような人が本当に減ってしまった。それはしらけた社会と裏腹です。やはりレフリーがちゃんといる仕組みをつくらないといけないと思います。

波頭　社会機関としてのクオリティーペーパーの有無や言論誌の影響力が、日本と欧米諸国とでは違うと思います。日本のように、政権におもねるとか、なんでもかんでも叩くとかというのではなくて、きちんと主張がありクオリティーの高いメディアが先進国にはあるような気がします。

南部　ディスクリミネーションの問題でも、やはりレフリーがいない限り問題は解決しません。そうでないとレフリーが心配だから、また次のレフリーが要ると、無限の連鎖になって堂々巡りをしてしまいます。

加納　虚妄の規制改革ではなくて本当の、実質の規制改革はネットワーク型産業にもあるのでしょうか。

南部　通信の場合、規制改革は必要なく放っておけばいくところまでいくのだと思います。それでもなおかつ規制しようとしているので、別の意味では虚妄かもしれません。

電力の場合、少なくとも今の技術や需要を考えると、競争を実現しようとして次から次へと手を繰り出すのは、結局ただの無駄であるという意味で、虚妄、意味のないことになっているというのが、私の結論です。

古城　南部さんの意見では、電力でも、実質的、あるいは正しい規制改革は理論上はありえるのでしょう。

南部　たとえば自由化のレベルを順番に進めることだと思います。

現段階で取引所を無理矢理作るというようなことをしないという意味での正しいやり方は、あるのではないかと思います。

（四月十四日）

第13回「グローバル・システムと文明」研究会

インターネット時代の日本の将来

講師
奥出直人（慶應義塾大学教授）

出席者
茅　陽一（㈶政策科学研究所理事長）
大橋忠彦（東京ガス㈱首席アセアニアス（シニアリスト））
佐々木元（日本電気㈱代表取締役会長）
佐和隆光（京都大学経済研究所所長）
山内拓男（中部電力㈱取締役副社長）
和久本芳彦（㈱東芝顧問）
永野芳宣（㈶政策科学研究所副理事長）

茅　本日は、慶應義塾大学環境情報学部の奥出先生に、ＩＴの今後についてお話しいただきます。

奥出　もともとはアメリカ文化史の研究をしていました。十年ほど前にＮＴＴ中央研究所に組織されたオープンラボのリサーチプロフェッサーになり、光ファイバーの今後について研究をしました。研究会のほか大学でも実験を行い、それがきっかけとなり、大学の中の知的資源を活用してビジネスを行おうと、四年前にオプティマという会社を設立しました。現在は、第四世代の携帯戦略研究や、光ファイバーを使った情報系地域開発、情報住宅、地域医療ネットワークシステム、自動車インターネットのアプリケーションの提案等々のシステム構想を行っています。

ＩＴが産業化していく中で、ある意味翻弄されたようなかたちでこの十年を過ごしてきましたので、その経験や現場の状況から、インターネット社会がどこに向かおうとしているのか、その意味するところについて述べてみたいと思います。

社会のＩＴ化に必要な投資とは何か

「社会のＩＴ化」と言われていますが、まず、ＩＴソサイエティとデジタル・エコノミーの区別からお話したいと思います。

ＩＴ導入による効率化はＩＴソサエティの話で、たとえば日本の都市銀行の電子化やオンライン化のように、今あるものを効率化していくことを指します。これに対して、デジタル・エコノミーの意味するところは、デジタル・システムがある上で付加価値を創り出すことに重点が置かれます。

アメリカのデジタル・エコノミー政策では、ＩＴソサエティとデジタル・エコノミーは違うということを明確にしています。

日本の場合、ＳＥ会社は、ＩＴソサエティの仕事ばかりをしているというのが現状です。政府によるＩＴの公共投資も積極的に行われているのですが、その中身をよく見ると、半分以上がネットワークの置き換えに使われています。このままＩＴソサエティという従来の社会システムの効率化にばかり投資が行われ、デジタル・エコノミーの部分に投資されないという状況が続くと、生産基盤上での付加価値が追求されず、日本はますます世界に追いつかなくなってしまうのではないかと危惧しています。

では、日本がまったくだめなのかというと、そんなことはありません。日本のコンピュータ・エンジニアは、非常に優秀な人が多く、頭も柔らかい。大手企業の研究所の若手の能力には驚くべきものがあります。しかし個々の優れた技術力を活用する仕組みについて、日本には大きな問題があります。



▲奥出直人 氏

特にソリューションと呼ばれるソフトウエア開発では、モジュール化という作業をせずに延々と単品生産をし、それをＩＴ投資だと称しています。経済成長に効き目のあるところには、ほとんど投資が落ちていないのです。この課題をどう克服するかという戦略を立てない限り、日本の優秀な若手の能力を発揮させることは難しいのではないかと思っています。

鍵となるアンバンドリング後の戦略

ＩＴ産業の落ち込みへの対策を考えなければなりませんが、その前に世界共通の要因である通信分野を中心に起こっているアンバンドリングについて理解しておく必要があります。

有名な例は、ＩＢＭのパソコンです。一台をすべて一社でつくるという垂直統合方式から、ソフトウエアとハードウエアに分け、パーツを組み合わせれば製品ができあがるという水平統合方式に転換しました。パソコンの仕様を公開することで、新規参入者が現れ、競争が起こって価格が下がり、シェアを拡大していきました。結果的に、ＩＢＭはアンバンドリングしなかったアップルに対して優位になり、デファクトを獲得しました。

アンバンドリングは世界中の通信政策にも応用されました。アンバンドリングする理由を、ＯＥＣＤなどは公正競争の実現のためと言いますが、実はそれ以上に、アンバンドリングによって大きなマーケットが生まれるというメリットがあります。十九世紀、あるいは二十世紀の社会ニーズとしてバンドルされていたものをアンバンドルして経済的なマーケットにしようというのがここ二十年の動きです。

日本では、総務省の情報通信政策局と総合通信基盤局が規制緩和でアンバンドリング政策を行っています。同時にドミナント規制により、大きな力を持っていたところを解体したり規制をかけたりして、新規参入者を入り易くし、競争環境をつくっています。

日本の通信業界では、ＮＴＴの電話料金問題を端緒にアンバンドリングが始まりました。電話の通信経路に、インターネットで使用されているＩＰプロトコルで構築したＩＰ電話を導入したことで、五兆円の市場規模であった交換機の注文がなくなり、関連企業は大打撃を受けました。

次の段階では、ＩＰを使う分野にイノベーションの圧力がかかり、設備を持たない業者が参入して、強烈な赤字の競争を展開していきました。無線通信にもＩＰ電話を通す技術があり、その技術を使えば、携帯電話もアンバンドリングされてしまいます。ｉモードはアンバンドリングされていない垂直統合の典型で、機械からサービスまですべてをドコモが持ち、収益を上げています。しかし、総務省の指導で、ここ一年でアンバンドリング作業をしたので、徐々に通信コストは下がっていくことになります。

今後の問題は、アンバンドリングされて安くなったものを使って、どう付加価値を付けたサービスを行うかです。現在の携帯電話はパケット通信で課金していますが、パケットではなくサービスでいくらというモデルが立案できるかどうか。誰がどこにどの程度お金を払うのかというマーケティング的な発想と調査が、デジタル・エコノミーと直結してきています。日本が最も苦手な部分であり、難しいところです。

別のトピックスを紹介すると、たとえば、ＲＦＩＤというごま粒のようなチップにＩＤを付ける技術があります。非常に画期的なものですが、日本ではこの上に載せるアプリケーションがありません。アメリカの場合は、大型スーパーのウォルマートがスポンサーとなり、商品にチップを載せて、盗まれた商品がどこに行ったかをトレースできるようなソフトを開発しました。盗難防止に使うだけでも十分ペイしていると言います。日本の企業や大学では、技術的イノベーションがないと予算が付かないシステムなので、アプリケーション開発にはなかなか予算が回ってこないという問題があります。

医療分野でも、既存のカルテの電子化だけでは意味がなく、患者が自分の

情報は自分で持つと法制化されたと仮定すると、セキュリティから予防医学までさまざまな分野で、十兆円規模のマーケットが創出され、デジタル・エコノミーにつながっていく可能性があります。

これからのエンジニアは、技術を理解しているだけではなく、人の気持ちやサービスがわかり、どこを攻めるのかを考える能力が必要になっています。

なぜ勝てないのか
―戦略構想力の問題

IT産業が落ち込み、回復できない理由に、日本特有の要因があるかどうかを考えたいと思います。

アンバンドリングによって、付加価値がなければやっていけない時代になったという意味では、日本もアメリカもヨーロッパも同じ条件です。では、なぜ日本だけが悪いのか…。具体的な例を紹介しながら、日本では戦略が立てられないという話をしましょう。

■―八十年代スターウォーズ戦略

一九八一年に私は住宅デザインの仕事でワシントンDCに行っていたのですが、あるパーティーの席で「日本には光ファイバーというすごいものがあるそうだが、知っているか」と聞かれたことがあります。NTTが民営化された頃で、アメリカはこの分野で非常に遅れをとっていて、光ファイバーを握っている日本が世界を制覇してしまうのではないかと危惧していました。

それからしばらくして、レーガン大統領が「スターウォーズ戦略」というソ連から攻めてくるミサイルを撃ち落とす、まるで漫画の世界のような発想を本気で打ち出したのです。そのお題目の下に、今までばらばらだった情報テクノロジーを集約して、日本の光ファイバー戦略にどうやって対抗するかという研究を始め、あっという間に体制をつくり上げました。

■―インテルのペンティアム戦略

九〇年代の前半、インテルは、CPUですべてを処理するマシンをつくり、処理スピードを順次上げていくという「ペンティアム戦略」を立て、ウィンドウズに組み込みました。実際は、周辺機器にデータ信号を処理するチップがたくさんあればCPU本体は小さくても構わず、NECは非常に強い周辺チップの製造技術を持っていました。

今日では、誰もがコンピュータの性能はCPUの速さだと思っています。最初はNECやシャープがインテルを食べさせていたという立場が、全部CPUにまとめるという戦略によって完全に逆転しました。

■―情報ハイウェイ構想

九〇年代はじめに、アメリカのデザインについて外国人が教えるプロジェクトに参加する機会を得て渡米しました。

あるとき、ビンセント・サーフというインターネットのプロモーターの、「日本には情報通信に関する構想があって、これが成功するとアメリカは二度と立ち上がれない、だからインターネットに力を入れるべきだ」という記事が新聞に大きく掲載されました。その後、アメリカ政府は「情報ハイウェイ構想」戦略を打ち出して、インターネット推進に動いたのです。

このときも、日本は技術的にはまったく負けていなかったのに、企業も国も適切な手を打つことができなかったのではないかと思います。

■―ブロードバンド時代の到来

ブロードバンドの時代となり、今は日本にとってはチャンスです。アメリカはまだ戦略を立てきれておらず、特に光ファイバーでは遅れています。

これまでの情報分野の流れを見てもわかるように、日本が勝てないひとつの理由は、技術が優秀でありながらそれを戦略的にまとめられない点です。これらの生き残りのためには、たとえば地域にどれだけ近いか、生の現場を持っているかが大事になっていくと思われます。モノをつくる時代からサービスをつくりだす時代になっていますから、戦略的視点で現場を見ていく必要があるでしょう。

また、日本はグローバル化が苦手で、ドメスティックマーケットの大きさに紛れて、グローバル化を怠っていたことも、敗因のひとつではないかと思います。情報家電は将来性があると言いますが、白物家電の利益は下がるばかりで、いったいどこに可能性があるか全然わかりません。家電を手がけていないキヤノンやリコー、オリンパスなどの光学系は、向かうところ敵なしで伸びていることから見て、情報家電への膨大な投資が果たして正しいのかどうか検討する必要があるでしょう。韓国や台湾でも生産可能ですし、日本で作るべきものは別のものなのではないかという気がします。

技術戦略の転換
―モジュール化の発想

わが国では、特に大企業において、戦略構想力の欠如に加え、さらに二つの大きな問題を抱えています。その一つがモジュール化です。

自動車産業では、七〇年代になると機械的分業がうまくいかなくなり、よりフレキシブルなモジュール化と呼ばれる生産方式が導入されました。部品の集合体であるモジュールを組み合わせ顧客ニーズに合わせたものをつくるようになったのです。これが期せずして、産業構造にアンバンドリングを引き起こしました。製造部門がモジュールメーカーとして独立し、自動車会社の体質が変化して、修理、アフターマーケット、金融を含めたサービスプロバイダーと、モジュールメーカーとの集合体になっていきました。ですから、自動車産業は今でも元気なのです。

モジュール化と、サービスあるいはコンサルティングによって顧客のニーズに応えていくことは、あらゆる分野で必要とされています。IBMの場合は、コンサルティングとモジュールの二つの分野があって、コンサルタントは顧客の話を聞いて設計図を書きます。その設計図をインテグレーションするのは、協力しているソフトウエア会社ですが、IBMが開発したWeb Sphereというソフトウエア・プラットフォームを買って、研修を受け、それを使って仕事をし、安い価格で納めています。このようにモジュールを作る部門と、個別サービスを行う部門を自社内に持つ企業もありますが、わが国のIT企業ではそうなっていないことが、非常に重い課題です。

イノベーションのジレンマ

もう一つの大きな問題はイノベーションのジレンマです。本当の意味でのイノベーションはやはり資本の蓄積もあり、いろんな人材がいる大きな企業から出てきます。時々、商社から、アメリカのベンチャーの売り込みの内容について評価を依頼されることがありますが、あまり大したことはないという印象です。逆に、日本の大企業の中では、すばらしいイノベーションがたくさんありますが、それがなかなか世に出るという仕組みになっていません。

たとえば、市販されているフォトショップという画像処理のソフトウエアがあります。それよりも何倍も素晴らしいソフトをある企業の研究所で開発したのですが、自社内で使っているだけで、一般販売されていません。なぜ売らないのかと聞くと、年間売上で五十億円が見込めないので、会社からのオーケーが出ないのだそうです。おそらく他社でも同様なケースがたくさんあると思われます。本当にパワフルなイノベーションを社内的な力学でつぶしている。それがイノベーションのジレンマです。

少数ですが、東芝のワープロのように、会社からオーケーが出ないのでアングラで開発して、結局はヒット商品になったというケースもあります。

イノベーションのジレンマの有無は業種によって異なり、マテリアル系や光学系の会社にはありません。ポリマー等の評価は、すべてマーケットに出してみて反応を見ないとわからないということから、会社自体がイノベーションを守る制度を持っているためです。

イノベーションをサバイブさせるテクニックが必要になる分野は拡大していくと、クレイトン・クリステンセン

は『イノベーションのジレンマ―技術革新が巨大企業を滅ぼすとき』で指摘しています。現場の技術者の能力を生かさない上だけの意思決定では、これからは生き残っていけないということを十分に認識する必要があります。

技術再編とマネジメントの見直し

日下公人先生が書かれた『「大和」とは何か』という本があります。戦艦大和は、世界最高の軍艦であったが、時代はそれを必要としていなかった。航空機の登場で、明らかに戦争が変わると言われていたのに、山本五十六をはじめ、みんなが結局戦艦主義だった。その視野の狭さ、技術のイノベーションについていけない人たちが意思決定を行う構造…、これは今の日本とそっくりではないでしょうか。

同じく『いま「ゼロ戦」の読み方』という本は身につまされます。ゼロ戦は単体としては世界一の飛行機だったかもしれませんが、型が違うと同じ部品が使えません。モジュールという発想がまったくなかったわけです。

イノベーションをサバイブさせるマネジメントや、でき上がったものをモジュール化して多様に使っていくことが、日本は本当に下手です。スターウォーズ戦略はある意味いい加減な戦略ですが、そういう戦略のもとに技術の再編を図り成功を収めたアメリカのケースから学ぶことは多いと思います。

スモールチームマネジメントに注目

最後に、技術の活用をどうマネジメントするのかについてお話しします。組織の大きさによってマネジメントの方法は異なります。組織論の大家であるアルフレッド・チャンドラーは、大組織になる必然性は間接経費の効率化であると指摘しています。会社が小さいとむだが多いが、大きくなると間接経費が安くなるというのです。日本の大企業はまさにそういう組織構造を忠実に守って成長してきました。しかし現在の日本の状況は、大企業の経営者のメンタリティとはだいぶ違うのではないかと私は考えています。

注目しているのは、小さな組織や会社のマネジメントです。ジェフリー・ペッファーらは、小さいチームを組んで成功している会社を研究しています（『変われる会社、変われない会社』）。

たとえば、ＩＤＥＯは、ラップトップ、パームトップ等、デジタル機器でおもしろいものをほとんど発明した非常にパワフルな会社です。また、ＳＡＳという統計パッケージをつくっている会社は、わずか五人のチームでプログラムを回しています。社長も五人の自分のチームを持ち、彼らと行動を共にしています。大企業のマネジメントとは違い小さな組織では、自分で考え自分で行動することが要求され、またチームで働くことを大事にしています。

ＩＴビジネスの経営者の間でブームになっているのが、サー・アーネスト・シャクルトンです。彼は、南極探検に出て遭難するのですが、二年かけて二十七人全員を生還させました。同時期にスコットも南極に行って遭難し、こちらは全員死亡してしまいます。スコットは海軍出身で厳密なマネジメントをしたが、シャクルトンはスモールチームで、みんな仲よくするというマネジメントを行ったといいます（『史上最強のリーダー―シャクルトン』）。コンピュータ会社のデルは、これに注目して、スモールチームマネジメントを導入して成功しました。

野中郁次郎先生の『アメリカ海兵隊―非営利型組織の自己革新』では、海兵隊はスモールチームの典型的なかたちだと指摘しています。空母を動かし、戦闘機を動かし、戦車を動かして、自分で鉄砲を持って飛び込んでいく。陸海空のすべてをカバーし、すべてを操作しながら、お互いにコミュニケーションを図って戦争をするためには、全員が同じ言語を持たなければいけない。同じ言語は、ライフルマンとしての修業を全員に経験させることによって身に付けさせています。

日本の大企業でも、自分で考え、コミュニケーションをとり、チームで意思決定し、責任は自分たちで取ってい

くという自立的チームをつくり、そのチームの成果を評価するようなマネジメントを取り入れてみると、おもしろくなるのではないかと思います。

フリーエージェントとバーチャライゼーション

フリーエージェントとは、「インターネットを使って、自宅でひとりで働き、組織の庇護を受けることなく自分の知恵だけを頼りに、独立していると同時に、社会とつながっているビジネスを築きあげた人」のことです。ＩＴ業界の進展と深く関係しているわけですが、社会現象として組織に属さない人たちが増えています。アメリカでは労働人口の四人に一人がフリーエージェントという働き方をしており、いずれ半数になるのではないかという指摘もあります。これからの会社は、ストックホルダーではなくステイクホルダーの集合体になっていくと、岩井克人氏は分析しています（『会社はこれからどうなるのか』）。

これと並行して、バーチャライゼーションと呼ばれる、小集団化による不経済、非効率を防止するためにネットワークを使い、あたかも大組織に所属しているのと同じぐらいの経済性を持たせようとする試みがあります。アンバンドリングが進み、設備や通信コストがかからなくなったことで可能になりました。

残念ながら、現在の日本は、小さい組織をサポートする社会システムや情報システムが脆弱で、スモールチームマネジメントも確立されていません。優秀な人材と豊かな社会資本を持っているわけですから、うまく仕組みをつくっていくことができれば、日本も非常におもしろくなっていくのではないでしょうか。ＩＴを今ある大組織の効率化のためだけに使うのではなく、将来に向けた新しい方向性を見出すために使うようになればよいと思います。

日本はデファクトを取れないのか

佐々木　戦略性とグローバル化の問題ですが、日本にはある意味で特別な環境があったのではないかと思っています。一億二千万を超えるそれなりの所得水準を持った人口を持つ国は、世界では非常に珍しい存在です。だからこそ電電公社の大規模な通信分野への投資も可能だった。しかし、それによってドメスティックなマーケットに縛りつけてしまったという面もある。

また、ＰＣ98が日本で成功したのは、当時、マイクロソフトのＯＳに日本語処理を効率的に行えるようにカスタム化したからです。しかし、それが逆にグローバルマーケットでの事業展開にはマイナスに働いたと思います。

その意味で、携帯電話も注意しないと危ない。ＰＤＣという日本独自の規格で、ｉモードやカメラ付き携帯がわが世の春を謳歌していますが、ＰＤＣは日本の外に出たら全然使えません。

国内で最適化された状態が、グローバルマーケットで強いプレイヤーとなり得るかどうかについては、かなり相反する要素があるかも知れません。

逆にフィンランドのノキア社の場合は、自国では人口が五百万しかありませんから、グローバル市場に出ていく戦略を取らざるを得なかったわけです。

佐和　なぜ日本が九〇年代になってだめになったのか…。八〇年代までは、冷蔵庫であれテレビであれドメスティックに通用するものはグローバル市場でも十分普遍性を持ち得たと思います。ところが九〇年代になって、携帯電話をはじめとする情報関連分野で、ある種普遍性を欠いていたことが、日本の製造業あるいは経済そのものを金縛り状態にしたのではないかという気がします。

奥出　しかし製造業では、工場ラインのコンピュータ化は著しく進み、高度な制御が可能なＯＳがあり、ユニバーサルに通用するものでした。

ハイビジョンや液晶も、九〇年代の日本の技術は非常にユニバーサルであったにもかかわらず、あれよあれよという間に外堀を埋められてしまった。

佐和　日本はデファクト・スタンダードになれないということですね。

佐々木　アンバンドリングが同時に

起きたことも、大きなインパクトを与えていると思います。冷蔵庫はアンバンドリングになりませんが、PCでは、マザーボードはマザーボードでつくり、それにスペックに合うインテルのペンティアムを差して、メモリーとフロッピーを入れれば、いわゆるホワイトボックスのPCがすぐできてしまいます。

奥出　技術革新のスピードに対して日本は十分キャッチアップしていたし、現にNEC、富士通、NTTなどの研究所では先行していた。しかし、その技術を活用して外に出せなかったのが、九〇年代前半の状況だったのではないかと、私は見ています。その原因解明にもう少しメスを入れた方がいいというのが私の今日の主張です。

外生的要因ではなく内生的要因、あるいは本質的変化を見損ねた。CPUも日本の発明でしたし、今の世の中を動かしている最先端技術に貢献している日本人科学者や技術者が大勢いるのに、おかしいなと思うのです。

佐々木　確かに事業化の筋書きをうまく描けなかったという面はあるかもしれません。事業化できずにそのまま埋もれてしまっている部分は確かにあって、今その掘り起こしに懸命に取り組んでいるところです。

日本型経営とIT社会は両立できるか

永野　日本社会はイエ型社会であり、ある種社会主義的に株式会社自体が計画経済で高度成長に乗ってここまで来たというのが実態でしょう。

成熟社会を迎え、またグローバリゼーションの中でそれまでの組織の考え方を転換していく必要があるにもかかわらず、それができずにいる…。

概ね、現在でもわが国の企業社会では、ある年齢になると子会社に出し、それも何年かで交代させてしまう。能力があっても、組織の秩序を維持するためにそうせざるを得ないという考えは、日本的企業組織の今までのあり方としては必要であった。しかし、今後もこのシステムが残ったままでは、仮に優秀な人が大勢いても、グローバリゼーションのもとで付加価値を創造するため人材を多様に活用することは、なかなか難しいですね。

特に企業は技術革新が命ですので、技術にかかわる優秀な人材の確保がカギです。会社によっては、最近「フェロー」という名称で年齢に関係なく人材を残すところもあります。

奥出　日本の組織では、本当に力のある人が上に立たない傾向がありますね。かつての軍隊もそうでした。

現在の大組織での問題は、戦略立案能力の欠如や視野の狭さです。

これに対して、スモールチームでの大事なポイントは、リーダーが圧倒的に統率力、能力があることです。IBMの研究所などでも、リーダーは下の人を力で押さえつけられないと何をやられるかわからないし、そのぐらいの人でないとリーダーは務まらないと言います。

和久本　途上国でパートナーになっていた合弁会社の社長が、東芝のマネジメントを批判して、「私の哲学では経営は民主主義ではない」と言ったことがあります。日本のコンセンサス経営にはよい面もありますが、全員の意見を集めて方針を決めるというのは非常に難しい仕事です。

日本では会社に限らず、社会全体での戦略が成り立たない。それは、簡明な戦略をコンセンサスでつくることができないからです。みんなに相談しているとプライオリティは絞り切れないですからね。

奥出　日本は知識が属人的に蓄積されているので、その人がNOと言ったり、やめてしまうと、たちまちプロジェクトが動かなくなってしまいます。

現代型のスモールチームマネジメントでは、知識を個人に付けないことが大事です。一部の人が辞めても、もとのプロジェクトは普通に動いているし、何でも説明できるという形にしなければなりません。

佐和　八〇年代の日本経済は絶好調で米国経済は絶不調でしたから、日本型システムは高く評価されました。ところが九〇年代になると打って変わって米国経済が絶好調、日本経済は絶不調になって、米国型システムの方が優れているに決まっていると言い出した。

なぜそうなったのかを考えてみると、やはり八〇年代は工業化社会の最終段階だったのだと思います。具体的に言えば電子部品をつくり、それを組み込んで電子機器をつくるような産業が経済の中枢部にいた。そういう時代に日本型経営はうまく機能したと思います。

ところが九〇年代はポスト工業社会の黎明期、始まる時期だったと思います。そういう時代になって日本型経営は光を失い、米国型システムの方が非常にうまく機能するということになったのではないでしょうか。

奥出　現場の会社を見ていると、九〇年代のアメリカが非常にうまくいっていたときの組織はフラットです。

一方、日本は垂直型の組織であり、この構造、仕組みの中で、九〇年代も日本はすごくいいと思っていた。しかし、情報化の素早い動きやデモクラティックな意思決定には耐えられなかった。結局トップエグゼクティブがことごとく失敗したのではないかという気がしています。

ITに付加価値を付けるシナリオは

大橋　インフォメーションはファクトに過ぎず、それに付加価値を付けていくことで、インテリジェンス、インテレクチャルなものへと進んでいく流

れがあると私は思います。したがって、コンピュータなりITは、知的プロセスのかなり下部構造を迅速大量に処理するシステムであり、付加価値を付けるには、よりインテリジェンスを抽出する方向に持っていく必要がある。これが個人のハピネスや健康に結び付けば、それ以上のものはないわけですが、そういうものにITを組み替えていくという流れはあり得るのでしょうか。

奥出　なかなか難しい話です。ITは民主主義とは切り離せない側面もあり、デジタル・テクノロジーは文化の違いを超えて、いろいろな人を平等にします。それがインテリジェンス、ハピネスの問題と深く関係している気がしています。

たとえば、スーパーペイシェントという、患者が医者よりも知識を持っているという現象が起こっています。自分の身内や自分自身が病気になったと思うと、必死に情報を集め始める。インターネット社会だから膨大な情報を得ることが可能になる。その動きに対して、日本では正確な医学情報をインターネットに載せて提供する義務が医者にあると思っている人は非常に少ないのですが、アメリカの場合は、それを使命としている人やNPOがあって、たくさんの症例を集めて公開しています。

日本ではITというと、オタクだとか、ゲームというイメージもありますが、もっと根本的に、人間を平等にする要素を強く持っていると思います。だからこそ世界中がデジタル・テクノロジーに惹き付けられているのではないでしょうか。

茅　ITの経済的インパクトについては、国連大学をはじめいろんなところで検討しましたが、エネルギー消費とも関連して日米かなり違うのですが、なぜ違うのかについては、結局よくわかりませんでした。日本では情報化によって組織の生産効率が上がると考えられていましたが、それは幻想であったわけですね。

奥出　生産性については、きちんと測定したほうがよいと思っていますが、実際に調査に乗り出しているところはありません。情報投資と生産性を測るパラメーターが必要ですね。

茅　ITは日本の大企業のようにヒエラルキーが強いところとはどうも馴染まないようですね。日本型のシステムと米国型のシステムでは、ITが入ってくると構造的に違うことが起きるのでしょうか。

奥出　たしかにインターネットは民主主義や自由の風になじむけれども、侍的文化とは違和感があるかもしれません。ITは管理にも使えるわけですが、ITの持つデモクラシー性はとてもおもしろいと思っています。日本でもインターネット的文化の方が相性がいいという人もたくさんいるような気がします。

光ファイバーが日本の活路を拓く

山内　光ファイバーの将来についてどのような評価をお持ちですか。ADSLに押されて、しばらくは厳しい時代が続くことも考えられていますが。

奥出　私は光ファイバー路線を支持しています。ADSLは一時凌ぎの技術で本質的な技術ではありません。

光ファイバーをめぐらすことで、エネルギー問題をはじめ、まったく新たな社会が実現するのではないかと考えています。多重分割する技術はNECがナンバーワンで、それがキーだという論文は、アメリカのビジネス応用では必ず指摘されています。

日本の技術力があることが分かっているのですから、光ファイバーとデジタル・コミュニケーションの将来を見すえて戦略を立ててよいと思います。

多重光伝送装置のような基本技術を使うことや光ファイバープラスアルファの部分でのサービス提供の部分にきちんと投資ができればよいのです。個別サービスをどう組み合わせて、デジタルのインフラを押さえるかも課題です。ドコモが生き延びられるかどうかという問題にもかかわっています。ドコモは光ファイバー網の上に基地局を付け、パケットの送受信にだけ利用しているわけですが、さらに光ファイバー網の中にもう一層入ってくることができるかどうか…。第四世代の話になります。

医療を例にみると、大学病院、病院、診療所の三段階がカバーする地域がある場合、その地域ごとの情報コミュニケーションサービスの可能性は膨大です。そのサービスに自分で乗り出していくか、プラットフォームの提供者になるか…。こういうことは、いろんな人が集まって知恵を出し合う必要があり、すでに新規事業部をつくって取り組んでいる電力会社もあります。

光ファイバーをP2P技術でつくれば、サーバーが不要になり、コストは安いしパフォーマンスも高くなります。これを車に積めば、車が中継基地になり、ラッシュで混雑すればするほどラインが太くなります。このようなメッシュテクノロジーと地域の問題をどう結び付けていくかという課題もあります。

ライフラインやライフサポートという領域に電力会社が進出できる可能性もあります。ドミナント規制がかかっていて、今はNTTは動けないので、大きなビジネスチャンスだと思います。

（三月二十七日）

■第53回　今井隆吉　部会■

配電設備形成の現状と地中化

講師
小田切司朗（東京電力㈱企画部調査グループマネージャー・前配電部部長代理）

出席者
今井隆吉（原子力委員会参与／杏林大学教授）
内山洋司（筑波大学教授）
川又民夫（日本COM㈱相談役）
坂田東一（文部科学省研究開発局長）
下山俊次（日本原子力発電㈱参与）
國信重幸（㈶政策科学研究所所長）
竹下寿英（麻布大学教授）
山口　昇（東京電力㈱配電部前配電環境グループ副長）
武部俊一（科学ジャーナリスト）
藤目和哉（㈶日本エネルギー経済研究所研究顧問）



▲小田切司朗 氏

今井　今回は「配電線の地中化」をテーマに取り上げました。景観の視点から地中化を望む声が聞かれますが、設備効率や省エネルギーの視点からみた配電電圧の問題や、電線共同溝など社会的インフラの整備という視点もあります。小田切さんから地中化事業の現状と課題についてうかがいます。

小田切　本日は、配電線の地中化とともに、ユーザーに最も近いところに位置する配電設備について、供給電圧等の問題も含めてお話しさせていただきます。

配電線の地中化とは？

電気は、発電所から送電線で配電用変電所に送られ、配電線で電柱の変圧器を介して、ユーザーに供給されています（図1）。

これからお話しする配電線の地中化とはどういうものかを、地中化前後の景観を比べてご説明します。写真は東京の飯田橋付近なのですが、地中化以前（写真左）は「東京警察病院」の看板付近と、さらにその上に電線が何本か見えています。通りの奥には電柱がありました。平成の初期にこれらを地面に埋めました（写真右）。

地中化前の電線をもう少し詳しく見てみると、看板の上付近の数本が通信線で、NTTやCATV、その他の音楽放送などが含まれます。それより上にあるのが、一般の住宅や商店に送られる一〇〇／二〇〇Vの低圧配電線で、基本的には五本あります。一番上の三本の電線が六kVの高圧配電線で、病院のような大きな施設にはここから電気を送っています。

配電には、電線以外に開閉器、変圧器などの電気設備が必要です。電柱の上にある四角いボックスが開閉器、つまりスイッチング装置です。事故が起きたときには、このスイッチング機能を使って電気のルートを変更し、停電箇所を最小限にします。また、電柱の真ん中付近にある小さいドラム缶のようなものが変圧器です。六kVで送られたものを家庭用で使うために一〇〇／二〇〇Vに落とします。電柱を地中化する場合は、これらの設備も別の場所に移す必要があります。

計画の変遷と地中化の進捗

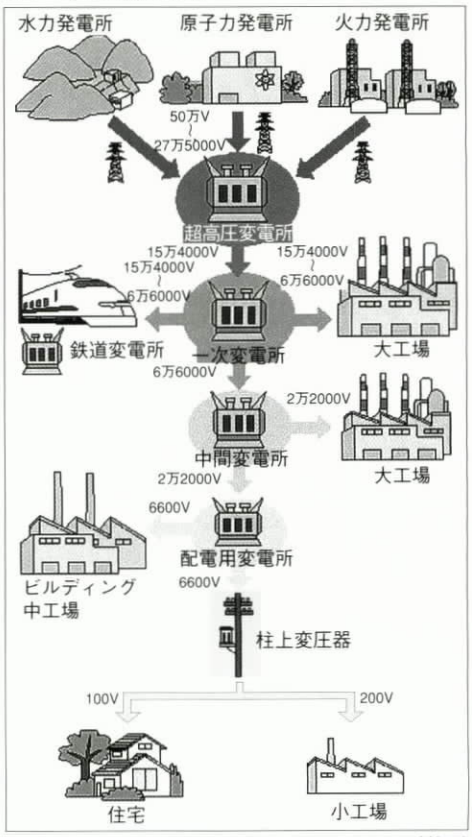
幹線道路から生活道路へ

配電線の地中化は、昭和六十一年から国レベルで地中化計画を策定し、計画的段階的に進められています。「国レベル」と言いましたが、複数の省庁が関係します。道路工事を行うので建設

写真　地中化前後の景観

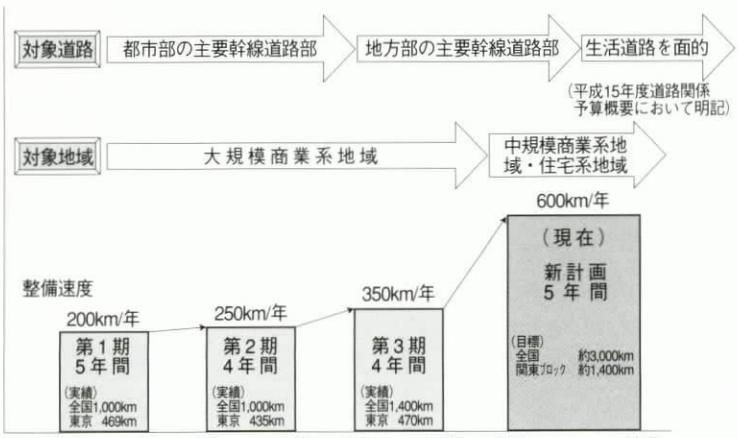


図1　電気が届く経路



http://www.fepc.or.jp/hatsuden/setsubi.html

図2　地中化計画の変遷



（東京電力作成）

省（現国土交通省）、電力事業を所管している通商産業省（現経済産業省）、通信事業を所管している郵政省（現総務省）、また道路工事は信号など交通に影響するので警察庁、さらに自治体への補助などの面から自治省も絡んできます。

これらの省庁に、電力会社、NTT、CATV連盟などの事業者が加わり、定期的に調整会議を開き、五年ほど先を見通しながら、全国レベルで何年間でどれくらいの距離の地中化をするかについて話し合い、その数字を経済規模などに応じて各県単位に割り振ります。さらに各県毎に、同様の調整を行い、電力会社や道路を管理している県の土木部などへ寄せられた地元からの地中化要請なども織り込みながら計画を作っていきます。

計画第一期（昭和61〜平成2）の五年間に全国で一〇〇〇km、年間二〇〇kmペースで地中化が行われました。東京電力のエリアでは全体目標の約半分に相当する四七〇kmを実施しました（図2）。第二期、第三期と少しずつペースが上がり、現在実施中の計画（平成11〜15）では、全国で三〇〇〇km（年間六〇〇kmペース）です。関東ブロック（東京電力エリア）では、やはり全体目標の半分にあたる一四〇〇kmの地中化を進めている最中です。

当初の対象となった道路は、都市部の主要幹線道路で、大規模商業地域、すなわちビルが連担している地域からスタートしました。平成七年の第三期計画の頃より地方部の主要幹線道路も対象となり、平成十一年以降の新計画では中小規模の商業地域や住宅系地域も対象となっています。それに連動して、対象道路も生活道路へと変化してきています。

地中化の進度を東京二十三区を中心に地図で確認してみると、計画以前の昭和六十年末時点では、千代田区では大手町側と東京駅をはさんで反対側の八重洲、その南側の銀座や新橋周辺の大通り、さらに国道二四六号、内堀通り、甲州街道、また、新宿の副都心や歌舞伎町、渋谷駅周辺、池袋駅周辺、上野ではアメ屋横町のあたりも地中化されていました。

幹線道路を中心に計画を進めてきた結果、現在では千代田区、中央区、港区の国道、都道の半数以上において電柱はありません。その他、東雲、青海、お台場など臨界副都心では当初から電柱のない街並み整備が進められてきました。横浜のみなとみらい地区や幕張新都心などの再開発地域でもビルが多く立ち並ぶため、電線は最初から地中化されています。

一kmの地中化に七億円

架空設備を地中設備にする場合、電線や変圧器など電気設備の設置場所を

図3　地中化の費用負担のイメージ



（東京電力作成）

変更するだけでなく、機器そのものの変更も必要になります。

架空配電の場合、電線には銅もしくはアルミの導体の上にポリエチレン系の絶縁被覆が施してあります。これをそのまま地面に埋めるのでは絶縁体がもたないためにケーブル化しなければなりません。銅の導体の周りに絶縁体があり、その上に銅のテープなどでシールドを施し、さらにシースでカバーがしてあります。つまり、地中化のためには電線の絶縁体を多重構造にしなければなりません。

柱上変圧器は、高さ約八〇cmのもので容量三〇kVA、家庭の七～十軒分の電気が賄えます。地中化後はこれを通常、歩道上に設置するため、しっかり絶縁を施して人が触れても安全な金属ケースに入れます。

ケーブルや機器の変更費用と、ケーブルを収容する電線共同溝の整備費用を合わせると、一kmあたり約七億円になります。これを行政（道路管理者）、電線管理者（電力、NTT等）および地元の住民、地元自治体等が協力し、応分に費用負担することによって、地中化が進められます（図3）。

電線共同溝の費用には、ケーブルを収容するパイプ類のほかに道路掘削や再舗装費用が必要となり、一kmあたり五億円かかります。このうち、約半分の二・四億円を地方自治体が負担します。たとえば東京都道であれば東京都、千代田区の道路であれば千代田区の負担となります。地方自治体が電線共同溝を整備する場合には国庫から二分の一の補助が受けられるため、自治体負担と同額の二・四億円が国庫より支出されます。残りの〇・二億円がパイプを利用する電線管理者の負担となります。

機器・ケーブルの費用は一kmあたり約二億円で、各電線管理者が全額自己負担します。内訳は電力事業者が一kmあたり一・五億円、通信事業者が〇・五億円です。

かつては国の補助や自治体の負担はなく、電線共同溝の費用も電線管理者が全額負担していましたが、徐々に国の理解も深まり、現在では協力して費用を出し合うスキームができあがっています。ちなみに電力会社の負担としては、架空配電の場合一kmあたり二千万～三千万円程度ですので、地中化には約五倍の費用がかかります。

欧・米・日の地中化事情

日本は欧米と比べて都心部の地中化率が低いと指摘されていますが、各国の地中化の経緯を比較してみたいと思います。実はいずれの国も、電力設備の基本は電柱・電線による架空線方式が標準で、今でも農山村の多くは架空配電を基本としています。

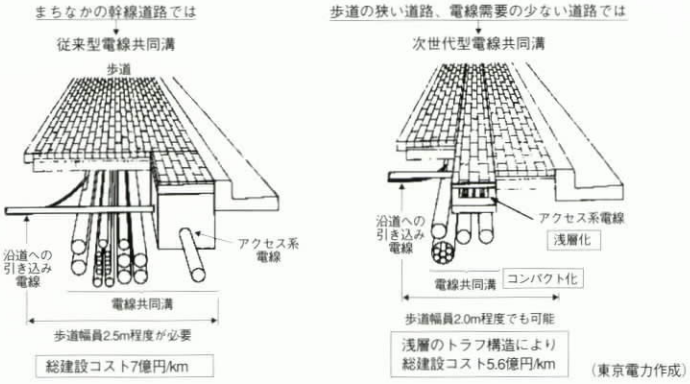
まず欧州では、一八八〇年代に公衆安全を目的として、街路灯供給のために電気事業が始まりました。それ以前は、一八三〇年代からガス事業により街路灯供給が行われていました。これに電気が参入することになり、電気供給とガス供給のフェアな競争条件を整えるため、都市部においては当初より地中線供給を行政指導で行いました。つまり最初から地中線供給を行い、架空配電から地中配電に変更するという地中「化」工事は原則行っていません。

他方米国の場合、エジソンらが電気事業を始めた頃は、架空線が標準でした。一八九〇年代に、マンハッタンなどの高層ビル地区で地中線が標準となりました。当時の架空線は裸電線でしたので、景観というよりは公衆安全を目的に地中化が行われたのです。その後、主要都市部では一九六〇年代より地中化が進められました。

たとえばカリフォルニア州では、架空線の輻輳しているところや交通量の多いところ、あるいは景勝地については、州法で地中化が定められました。それ以外の地区でも、全需要家の同意と需要家が費用負担することを条件に地中化ができます。しかし、郊外部については、架空線が今でも主体です。

日本でも昭和三十年代から高層ビル化が進みました。米国と同様に当時は裸電線を使用していたため感電が問題になりました。しかし、そのとき既に被覆化技術が開発されており、地中化

図4　新たな構造の検討



（東京電力作成）

ではなく、裸線の被覆電線化が進められました。

その後、一九七〇年代から八〇年代にかけて、銀座・八重洲などで中小ビルが連担し、架空線設備が輻輳している地区については、電力会社が自主的に安全目的で地中線を標準としました。その後、先ほど述べた一九八六年（昭和61）からの地中化計画に基づく地中化の動きへとつながっていくわけです。

次世代型電線共同溝の開発
地中化のコストダウンをめざして

現状では、電線共同溝の敷設にはkmあたり五億円かかるわけですが、コストを下げるため「次世代型電線共同溝」を開発中です。そのコンセプトのひとつがコンパクト化です（図4）。

従来型の共同溝では、歩道の幅員が三・五m程度必要でしたが、次世代型では二mあれば設置可能です。非幹線道路のある地区は、まちなかに比べて電気や電話の需要が少なく電線類も少ないので、個々の家庭に入るアクセス系の電線はなるべく集約化して浅層に敷設し、それ以外はその下の共同溝に一括して入れようとしています。

コンパクト化で掘削する土の量が減ると、コストが下がるだけでなく、工事も速くできます。平成十四年度には江戸川の平井地区でモデル施工を実施しましたが、今年度はさらなる簡便化を試みています。

共同溝のコンパクト化の流れは、地中化の対象道路が比較的歩道幅の広い幹線道路から歩道幅の狭い非幹線道路に移行していることとも関連しています。二〇〇四年以降の次期地中化計画では、道路環境に適合した設備構造が求められることになるでしょう。それに対応できるような整備手法も検討中です。

地中化未実施の幹線道路については今後順次整備していきますが、さらに住居系地域等での良好な住空間の面的整備、安全で快適な歩行空間の整備、歴史的景観地区の整備なども進める必要があります。

ハード面では、狭隘道路でも対応可能な柔軟な地中化手法を開発していくわけですが、それ以外にも検討を要する点があります。

たとえば、需要密度の低い住宅地でのユーザーの地中化意向に応えられるような整備手法も必要です。費用やスペースの負担について地元の協力を得られ、かつ電線管理者のインセンティブが出せるような方法の検討が望まれます。これは技術的な部分というよりも、知恵をどう出し合っていくかということになります。

配電線を地中化しても、変圧器は地上に置かなければなりません。地下に埋めるとなると、作業スペースや熱効率の関係から、かなり大きな空間を要するためです。しかし、四角い箱状の変圧器では「家の前には置かないで欲しい」と言われ、置き場所に困ることが多々あります。街灯のポールを少し太くして変圧器を載せたり、ベンチと組み合わせたり、いろいろなアイディアを取り入れて、ユーザーが選択可能な形で整備方法のメニュー提示をしていく必要があります。

また、地中化の経験がない自治体に対しては、地中化事業に関する情報が充分に届くよう、電力や通信、あるいはその都市行政に関わる技術者が支援していく仕組みも必要です。コストを削減する一方で、財政難である現状を鑑み補助制度の見直しもすべきだと思います。

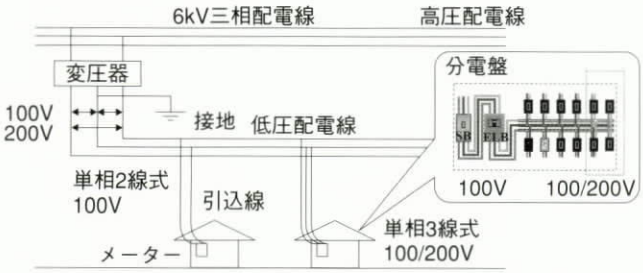
以上のように、配電線の地中化は、国の計画に基づき、行政と電力で調整をしながら進めています。

配電電圧昇圧のメリット・デメリット
配電のコストダウンをめざして

電気に関する日本と欧米の比較で、よく話題になるのが、電線・電柱の地中化と、家庭などでの使用電圧の違いです。

日本の場合、テレビ、ステレオや電気炊飯器などのコンセント機器の電圧は一〇〇Vです。米国は日本とほぼ同じの一一〇Vです。ある文献によると、エジソンが最初に事業を始めたとき、当時は直流でしたが、一一〇Vであれば安全であったので、この電圧になっ

図5　一般家庭への供給方法の現状



○新設家屋のほとんどが単3供給されており、特に200V機器利用ニーズが高いと想定される40A以上の契約者は、その99.6%が単3供給されている。
○単相3線式の供給方式は、100Vと200V両方の家電機器の使用が可能。
（東京電力作成）

たと記されています。ガスとの競争が激しく、電気の安全性をアピールするために電圧を低くしていたわけです。ヨーロッパでは二三〇Vが一般的です。

最近では、日本でも、クッキングヒーターや温水器など、熱利用や大容量の機器を使うために二〇〇Vを利用する場合が増えてきています。また従来一〇〇Vであった全自動洗濯乾燥機や食器洗い機も、二〇〇Vにして時間短縮や作業効率の向上をはかる製品が増えつつあります。

二〇〇Vの機器を家庭内で使えるようにすると、一〇〇Vの機器が使えなくなると思う方がおられるのですが、実は従来から一〇〇も二〇〇も両方使える方式で一般家庭に電気は送られています。

図5に一般家庭への供給方法を示しました。配電変電所から六kVの高圧配電線で送られてきた電気は、変圧器で電圧を下げ、低圧配電線を通って各家庭に届きます。低圧配電線は三本から成り、うち二本に一〇〇Vの電気が流れ、残り一本は接地線（アース）です。つまり、一〇〇V線と接地線を利用すると一〇〇V、接地線を使わず一〇〇V線二本を利用すると二〇〇Vが取り出せます。最近では、二〇〇V機器利用のニーズが高いと想定される四〇A以上の契約をしているユーザーや、新設家屋のほとんどが単相三線式配線を利用しており、一〇〇Vと二〇〇Vの両方の家電機器の使用が可能になっています。

ヨーロッパでは単相二線式で二三〇Vが送られるのが一般的です。地中配電も架空配線も同様ですが、配電方式を一〇〇／二〇〇Vの代わりに二三〇／四〇〇V配電方式を適用しケーブルを変えた場合、電圧降下が減少し、より遠くまで電気を送ることができ、また、線路要量が大きくなるため、系統を集約できるというメリットがあります。世界の配電方式をみると、日本の一〇〇／二〇〇V配電は少数派で、二三〇／四〇〇V配電が標準になりつつあります。しかし、仮に日本がこの方式を導入すると、現在の一〇〇Vは利用できないので、家電機器を総取り替えするか、四〇〇から一〇〇への変圧器をつくる必要があります。

日本でも、四〇〇Vの電気は、既に二〇階建て以上の大きなビルでは、エレベーターやポンプなどの動力負荷用に使っています。動力用に六kV／四〇〇Vトランスを、電灯・コンセント用に六kV／一〇〇・二〇〇Vトランスを使っていますが、四〇〇V受配電方式にすれば、主変圧器を六kV／四〇〇Vに集約することが可能となり、幹線も集約できます。ただし、電灯・コンセント用には四〇〇／一〇〇・二〇〇Vのタイトランスが必要になります。

既存の設備との整合性の問題等で、配電電圧昇圧には課題がありますが、省資源・省エネルギー効果が期待できるという試算もあります。高圧／低圧六kV／四〇〇Vではなく、二万／四〇〇V方式を利用した場合、銀座や八重洲のような需要密度の高い地域に限ると、供給側で約二割のコスト削減ができ、電力損失や投入銅量が削減されるため、CO2の排出が三割削減されるという結果が出ています（図6）。

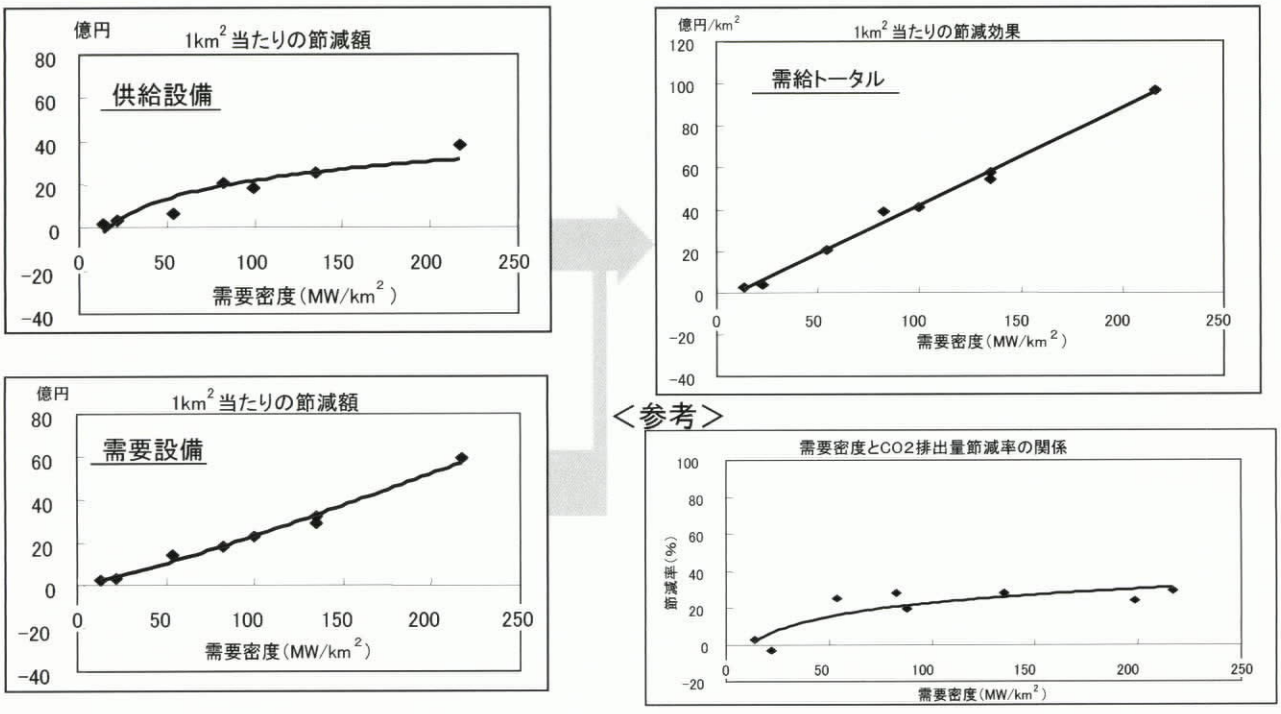
全ての地域へ拡大することはできませんが、需要密度の高さなど地域特性に応じた柔軟な配電方式を検討していくことも必要だと思います。なお、密度の高い地域とは、一㎢あたり一〇MWで、五～六階のビルが連担しているようなところで、住宅地などでのCO2削減率は二、三%で、あまり効果を期待できません。一般家庭に電気を送る場合には、四〇〇Vから一〇〇・二〇〇Vへの変圧器の設置が追加され、コストは上がります。

共同溝の開発は土木工事のコストダウンですが、四〇〇V配電方式は電気的なコストダウンの一方策とも言えます。

災害時の安全性の問題

下山　阪神淡路大震災の際、ライフラインでは電気が最も早く復旧しました。その理由は配電線が地上に出ていたためですが、地中化した場合にデメリットは生じないのでしょうか。

図6　20kV/400V配電方式の有効性について



・需給トータルでの22kV/400V方式の現行6kV/100V方式に対する節減効果は、需要密度とほぼ比例し、需要密度が高いほど大きくなる。
（超過密地域…約97億円/km²節減）
・電力損失や投入銅量が削減されるため、CO_2排出量は30%の節減

（東京電力作成）

小田切　設計上、中規模の地震に耐えられるようになっていますが、大規模の地震が起きた場合、パイプの破損が起これば、その復旧には、掘削と埋設が必要となり、時間もコストもかかることになる可能性はあります。

竹下　大規模災害のときには、地上にいろいろなものがあるよりは、地下共同溝にしたほうが安全だと聞いたことがあります。断層のある場合は別にして、事前調査をきちんとして対応しておけば、地下のほうが振動が大きくないと言います。地下鉄などでも地震のときにはほとんど揺れないそうですが、実際はどうなのでしょうか。

小田切　つくるものの大きさも関係します。一軒家のプレハブ住宅と霞ヶ関ビルでは、霞ヶ関ビルのほうが強いと答えるのと同様、大きいほうが強いと思います。しかし、そうした大きな設備をつくるにはコストもスペースも必要です。

山口　大きさに加えて、深さも重要です。地震による災害は地表に近いほど大きな影響があります。幹線共同溝は地表面から一〇から一五mの大深度で整備し、幹線系の二・二万V以上の高圧送電線を入れています。

今回、お話しした電線共同溝は、まさしく沿道に配電する電線を収容するものですので、どうしても一・五mという浅いところに埋めていかざるを得ません。これを地下鉄と同じような深さにある幹線共同溝から配電することは技術的に困難です。

電気の効率的な利用とは

今井　現状では、一般家庭で二〇〇Vを導入することはそれほどコストもかからず可能だが、四〇〇Vにするにはかなりの設備投資と費用が必要ということですね。そこで一〇〇Vも併用すると、さらにコストがかかる…。

小田切　六kVを四〇〇Vに落とし、さらに一〇〇Vに落とすことになりますので、議論のあるところです。

二三〇Vというヨーロッパの電圧と日本の一〇〇Vを併用することはできませんが、日本の二〇〇Vで二三〇Vのヨーロッパの製品は多少効率は落ちるかもしれませんが、ほとんど支障なく使えます。

武部　家庭で二〇〇Vが使えるようになったとき（昭和六十二年頃）、「電気を上手に使うコツ」として、家電製品などに二〇〇Vが推奨されましたが、その動きに対してマスメディアにも賛否両論がありましたね。

省エネルギーに反する、あるいは感電のリスクが高いなどが反対側の主張でした。

小田切　当時は、ヨーロッパ方式にしてしまうか、あるいは日本の方式を継続するかという議論が最初にありました。前者の場合、家電製品の買い換

えが必要ですし、感電のリスクも増すため、結局日本方式が継続されることになりました。

省エネルギーの面では、大型機器については電流が少なく、若干ですが電気的なロスが少ないため二〇〇Vは得になります。また速くパワーが出せるため、熱の放散が少なく、お湯などを速く湧かすことができます。

坂田　現在二〇〇Vはどの程度、使用されているのですか。

小田切　機器としてはまだあまり多くありません。日本では、十畳以上用の大型エアコンが最も多いようです。

武部　電力会社としては、二〇〇V機器を一般家庭にも使ってもらいたいのでしょうか。

小田切　二〇〇V機器のメリットが活かせるところには使っていただきたいと考えています。たとえばクッキングヒーターはガスよりも電気のほうが有利ということでお薦めしています。また、洗濯機などはタイマーを活用して、深夜時間帯の安価な電力を利用していただければと思います。

藤目　ガスも含め、総体としては安くなるのでしょうか。

小田切　少なくとも料金面からみれば、安い時間帯にうまく使っていただけるとよいと思います。

藤目　気がかりなのは、単価が安くなっても、全体として消費量は増えてしまうという問題が出てくる点です。

システム全体からどのように評価するか

今井　需要密度が高ければ、四〇〇Vで配電したほうが電力会社にとってもメリットがあるわけですか。

小田切　そうです。配電ロスも少なくなります。

内山　二・二万／四〇〇V方式でかなりのコスト節減されるという試算でした。四〇〇Vから一〇〇Vに落とすタイトランスのコストがどれくらいかかるのかが問題ですが、それほど大きな負担にならないとすれば、四〇〇V配電でもかなりの領域がカバーでき、経済的にも成り立つのではないかという気がします。

小田切　確かにそうですが、そのためには配電の移行費用が必要になります。今まで六kVで受電していたものを、電力会社の都合で二万Vにすると、新しい受電設備の費用をどこで負担するかという問題があって、簡単には進めることができないのが現状です。

内山　CO2の三割削減の効果は非常に大きいと思います。機器使用の効率が少々悪くなっても、社会システム全体でみると効率のよいシステムになるでしょう。将来、CO2のクレジットの価値が高まれば、その利益を再投資するというメリットも出てきます。

また、この方式にした場合、いわゆる配電設備も簡素化されますね。

小田切　電圧が上がりますので、特に地中に埋める場合はケーブル条数が減り、ある程度、簡素化されます。

内山　確かに現在六kVで使っている需要家にとっては困る点もありますが、何とか別の方法で対処できないものでしょうか。

小田切　かつて三kVの時代があり、それを倍の六kVに上げた経緯があります。完了したのは昭和五十六年頃で、かなりの時間を要しました。

内山　こういう工事をするとき、地中配電方式であれば光ファイバーのケーブルなどを一緒に敷設していくべきだと思いますが、関係機関が協力し合ってそれを進めていくことは難しいのですか。

小田切　特にアクセス系の管に一緒に入れるような方向にあります。実際に入るか入らないかは別にして、こちらとしてはとりあえずスペースを空けています。

内山　いろいろな面で効果が大きいので、思い切って四〇〇V配電を導入するほうがよいのではないかと感じました。

公共的資金での対応が重要

地中化を進めるためには

武部　地中化がなかなか進まないのは、コストの問題だけでなく、メリットがはっきり見えてこないという問題もあるように思います。

また、行政的にメインの官庁がないために、公共事業として取り上げにくい面があるのかもしれません。

小田切　当初は行政の体制が未整備でしたが平成七年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が制定され、国土交通省が主管で、補助財源としてガソリン税があてられています。

武部　電力会社だけで進めるには、コスト面から負担が大きいわけですし、現状のコストからみれば景観がよくなるだけで進むようには思えません。

小田切　従来は地中化単独事業でしたが、現在はバリアフリー事業などと連動した組み合わせ事業で進めることを考えています。

坂田　最近はきれいな町のほうが住んでいる人も訪れる人も気持ちがいいし、喜ぶのではないですか。特に歴史的な景観の確保となると、なかなか電柱とは共存できないですし、ご存知のように、ヨーロッパあたりのしかるべき町へ行けば電柱などありません。商店街やある歴史的な街並みに電柱がなく、きれいであれば、より多くの人が集まるのも事実です。

つまり一般的には昔よりも、人々は電柱のない、空間のある、視界のよい街を望んでいると思います。ですから住民税などの使途として、他の事業と比較しても、かなり住民の合意を得やすいのではないかと私は感じます。

小田切　地中化一kmあたり七億円ということは、一〇mあたり七〇〇万円です。一〇㎡というのは約三〇坪の家になりますが、その家の前を地中化すると七〇〇万円かかるのです。ビルの前の地中化に同額を費やしたのとは少々様相が異なります。それも踏まえ、「メリットは?」と問われると、非常に難しいところです。

竹下　やはりコストの高さが非常に気になりますね。

以前から熱供給事業で地下の掘削をしていましたが、その費用が非常に高い。全部土木工事の経費なのです。日本では掘削費用が高く、欧米の一〇倍です。そこがなんとかならないと、コストを下げるのは難しいですね。

内山　ヨーロッパでも地中化より架空のほうが安いはずですよね。それなのになぜあのように都市部で地中化が普及したのでしょうか。

小田切　電力会社が公営であったことが第一の理由だと思います。

内山　コストが高くても政策的に行えたということですね。

國信　歴史的にみても、都市計画と一緒に行われたということでしょうね。

武部　やはり、公共的な資金で進めていく事業なのかもしれません。地中化以外の方法はないのでしょうか。

小田切　軒先配線にして送ることも検討していますが、隣家への電線が自分の家の軒先をはうことになり、現実的ではありません。

表から見えないように、低い電柱を使って裏側に電線をはるような方法もあります。

竹下　どこかモデル地区として住宅地を整地する際に地中配線にしてしまえばあまりコストがかからないように思いますが、そのような地区はあるのですか。

小田切　規模の大きいものでは、多摩ニュータウンの稲毛地区や向陽台地区、千葉では千葉ニュータウン、埼玉では飯能のほうにもあります。

社会的要請がありますから、そういう地域については、ガソリン税等を利用して進めたいという姿勢です。

（四月二日）

部会および本誌掲載の研究会メンバー一覧

加藤秀俊部会
テーマ＝日本の村の将来

加藤　秀俊　日本育英会会長
川喜田二郎　東京工業大学名誉教授
神崎　宣武　旅の文化研究所所長
韓　　敏　国立民族学博物館助教授
佐々木高明　国立民族学博物館名誉教授
須藤　護　龍谷大学教授
高田　公理　武庫川女子大学教授
高橋潤二郎　アカデミーヒルズ理事長
　慶應義塾大学名誉教授
谷沢　明　愛知淑徳大学教授
舛田　忠雄　山形大学教授
宮本　千晴　マングローブ植林行動計画スタッフ
毛利　甚八　作家
米山　俊直　大手前大学学長
若林　良和　愛媛大学教授
小浜　政子　(財)政策科学研究所主席研究員

加藤芳郎部会
テーマ＝日本のサバイバル

加藤　芳郎　漫画家
青空うれし　テレビタレント
青空はるお　テレビタレント
天地　総子　俳優　歌手
大山のぶ代　俳優
大和田　獏　俳優
岡江久美子　俳優
加治　章　NHKアナウンサー
川野　一宇　NHKアナウンサー
黒川　和哉　元NHKディレクター
小島　功　漫画家
砂川　啓介　俳優
鈴木　義司　漫画家
壇　ふみ　俳優
坪内ミキ子　俳優
富田　純孝　NHKディレクター
中田　喜子　俳優
蟇目　良　俳優
松平　定知　NHKアナウンサー
水沢　アキ　俳優
三橋　達也　俳優
ロミ　山田　歌手　俳優
渡辺　文雄　俳優

木田宏部会
テーマ＝日本の教育を考える

木田　宏　東亜大学学園顧問
天野　郁夫　国立学校財務センター研究部長
木村　治美　共立女子大学名誉教授
草原　克豪　拓殖大学副学長
齋藤　諦淳　武蔵野大学学長
下山　晴彦　東京大学助教授
田村　哲夫　渋谷教育学園理事長
牟田　博光　東京工業大学教育工学開発センター長
山岸　駿介　多摩大学客員教授
永野　芳宣　(財)政策科学研究所副理事長

小松左京部会
テーマ＝大正文化研究

小松　左京　作家
河合　秀和　学習院大学教授
中村　隆英　東洋英和女学院大学教授

向坊隆部会
テーマ＝科学技術をめぐる新たな視点

向坊　隆（故人）
石田　寛人　東京大学客員教授
北澤　宏一　(独)科学技術振興機構理事
高橋　洋一　中央大学教授
鳥井　弘之　東京工業大学教授
橋本　久義　政策研究大学院大学教授
林　幸秀　文部科学省科学技術・学術政策局局長
伴　保隆　元富士通(株)ストレージプロダクト事業本部技師長
平澤　泠　東京大学名誉教授
増川　重彦　西武文理大学教授
森　英夫　三菱電機(株)社友
山田　圭一　筑波大学名誉教授
山内　繁　国立身障者リハビリテーションセンター研究所所長
米田　幸夫　東京大学名誉教授
読谷山　昭　(財)野口研究所理事長
大熊　和彦　(財)政策科学研究所主席研究員

今井隆吉部会
テーマ＝21世紀のエネルギーを考える

今井　隆吉　原子力委員会参与
杏林大学教授
内山　洋司　筑波大学教授
川又　民夫　日本COM(株)元相談役
北村　行孝　読売新聞社論説委員
坂田　東一　文部科学省研究開発局局長
下山　俊次　日本原子力発電(株)参与
竹下　寿英　麻布大学教授
武部　俊一　科学ジャーナリスト
十市　勉　(財)日本エネルギー経済研究所常務理事
藤目　和哉　(財)日本エネルギー経済研究所研究顧問
國信　重幸　(財)政策科学研究所所長
伊東慶四郎　(財)政策科学研究所主席研究員

嘉治元郎部会
テーマ＝市民社会活動と日本経済

嘉治　元郎　(財)国際文化会館理事長
井堀　利宏　東京大学教授
太田　達男　(財)公益法人協会理事長
大守　隆　内閣府大臣官房審議官
金本　良嗣　東京大学教授
島田　晴雄　慶應義塾大学教授
出口　正之　国立民族学博物館民族学研究開発センター教授
鳥井　弘之　東京工業大学教授
廣野　良吉　成蹊大学名誉教授
惠　小百合　江戸川大学教授
山内　直人　大阪大学教授
山岡　義典　日本NPOセンター常務理事／法政大学教授
國信　重幸　(財)政策科学研究所所長

「21世紀の日本を考える」研究会

南部　鶴彦　学習院大学教授
大石　泰彦　東京大学名誉教授
梶　秀樹　慶應義塾大学教授
金森　久雄　(社)日本経済研究センター顧問
金本　良嗣　東京大学教授
加納　貞彦　早稲田大学大学院教授
　エジンバラ大学客員教授
川野　毅　(株)ニューオータニ大阪総支配人
神田　秀樹　東京大学教授
岸本　周平　財務省理財局国庫課長
木村　佑介　前東京都医師会理事
　木村病院院長
古城　誠　上智大学教授
波頭　亮　経済評論家
坂東眞理子　前内閣府男女共同参画局局長
藤原淳一郎　慶應義塾大学教授
横川　浩　大阪ガス(株)顧問
永野　芳宣　(財)政策科学研究所副理事長
猪瀬　秀博　(財)政策科学研究所主席研究員

「グローバル・システムと文明」研究会

茅　陽一　(財)政策科学研究所理事長
　(財)地球環境産業技術研究機構副理事長／研究所長
大橋　忠彦　東京ガス(株)首席エグゼクティブスペシャリスト
亀崎　英敏　三菱商事(株)常務執行役員
加藤　進　住友商事(株)取締役常務執行役員
小宮山　宏　東京大学副学長
近藤　駿介　東京大学教授
佐々木　元　日本電気(株)代表取締役会長
佐和　隆光　京都大学経済研究所長
築舘　勝利　東京電力(株)取締役副社長
寺田　達明　中国電力(株)常務取締役
山内　拓男　中部電力(株)取締役副社長
横堀　恵一　産業創造研究所理事
和久本芳彦　(株)東芝顧問
和気　洋子　慶應義塾大学教授
渡邉　浩之　トヨタ自動車(株)専務取締役
永野　芳宣　(財)政策科学研究所副理事長

「国のかたちとリーダーシップ」研究会

蒲島　郁夫　東京大学教授
浅海　伸夫　読売新聞社世論調査部長
川口　文夫　中部電力(株)取締役社長
北岡　伸一　東京大学教授
小島　順彦　三菱商事(株)副社長執行役員
古城　佳子　東京大学教授
小林　良彰　慶應義塾大学教授
芹川　洋一　日本経済新聞社政治部長
谷口　将紀　東京大学助教授
中尾　哲雄　(株)インテック代表取締役社長
橋田　紘一　九州電力(株)常務取締役
早野　透　朝日新聞社編集委員
桝本　晃章　東京電力(株)取締役副社長
村松　岐夫　学習院大学教授
茂木賢三郎　キッコーマン(株)取締役副社長
永野　芳宣　(財)政策科学研究所副理事長

●21世紀フォーラム　第90号
発　行：2003年11月15日
発行所：(財)政策科学研究所
東京都千代田区永田町2-4-8
東芝EMI永田町ビル5階　〒100-0014
tel 03-3581-2141　fax 03-3581-2143
E-mail　forum@ips.or.jp
URL　http://www.ips.or.jp
編　集：小浜政子、藤澤姿能子、高取明香
印　刷：(株)ニッポンパブリシティー
Printed in Japan　©(財)政策科学研究所

新宿副都心　2001年(空撮／山田圭一)





ISSN 0914-0840 ■21世紀フォーラム第90号 2003年11月